

令和4年度版

小平市財政白書

〈令和3年度決算〉

令和5年3月

小 平 市

※ 個別の数値や構成比、伸び率は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計や増減額など一致しないことがあります。

目 次

第 1 令和 3 年度決算について（一般会計）

1	令和 3 年度の決算収支は？	1
2	令和 3 年度の歳入決算は？	1
3	令和 3 年度の歳出決算は？	2

第 2 小平市の財政状況の推移と各市比較（普通会計）

1	歳入	4
(1)	市税	6
	(ア) 個人市民税	8
	(イ) 法人市民税	10
	(ウ) 固定資産税	11
	(エ) 徴収率	12
(2)	地方交付税	13
(3)	国庫支出金・都支出金	14
(4)	使用料・手数料	
	(ア) 使用料	15
	(イ) 手数料	16
	コラム（ふるさと納税制度について）	17
2	歳出	18
(1)	目的別歳出の状況	19
(2)	性質別歳出の状況	22
	(ア) 人件費	24
	(イ) 扶助費	26
	(ウ) 公債費	28
	(エ) 投資的経費	30
	(オ) 物件費	32
	(カ) 補助費等	34
	(キ) 繰出金	36

第 3	小平市の借金		
1	市債等現在高	38
2	債務負担行為	39
第 4	小平市の貯金	40
第 5	指標からみる小平市の財政状況		
1	収入と支出のバランスは？（財政力指数）	44
2	財政に余裕はあるの？（経常収支比率）	45
3	財政の健全性は？（健全化判断比率）	52
	(1) 実質赤字比率	54
	(2) 連結実質赤字比率	54
	(3) 実質公債費比率	55
	(4) 将来負担比率	56
	(5) 早期健全化基準、財政再生基準 は大丈夫なのか	57
第 6	小平市の財政構造の特徴	58
資	料		
1	市の概要	64
2	消費者物価指数の推移	65
3	完全失業率・有効求人倍率の推移	66
4	プライマリーバランスの推移	67
	財政用語の解説	68

第1 令和3年度決算について（一般会計）

1 令和3年度の決算収支は？

令和3年度は、収入（歳入総額）から、支出（歳出総額）を差し引いた額（形式収支）のうち、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた収支（実質収支）が、約63億1千万円の黒字になりました。

また、実質収支から、前年度に令和3年度へ繰り越された約31億5千万円を除いた収支（単年度収支）は、約31億6千万円の黒字となりました。

区 分	令和3年度決算 状況（一般会計）
歳 入 総 額 (A)	830億1,861万7千円
歳 出 総 額 (B)	767億668万1千円
形 式 収 支 (C) = (A) - (B)	63億1,193万6千円
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	0千円
実 質 収 支 (E) = (C) - (D)	63億1,193万6千円
単年度収支 (F) = (E) - 前年度の実質収支 (31億5,407万7千円)	31億5,785万9千円

歳入歳出決算額推移

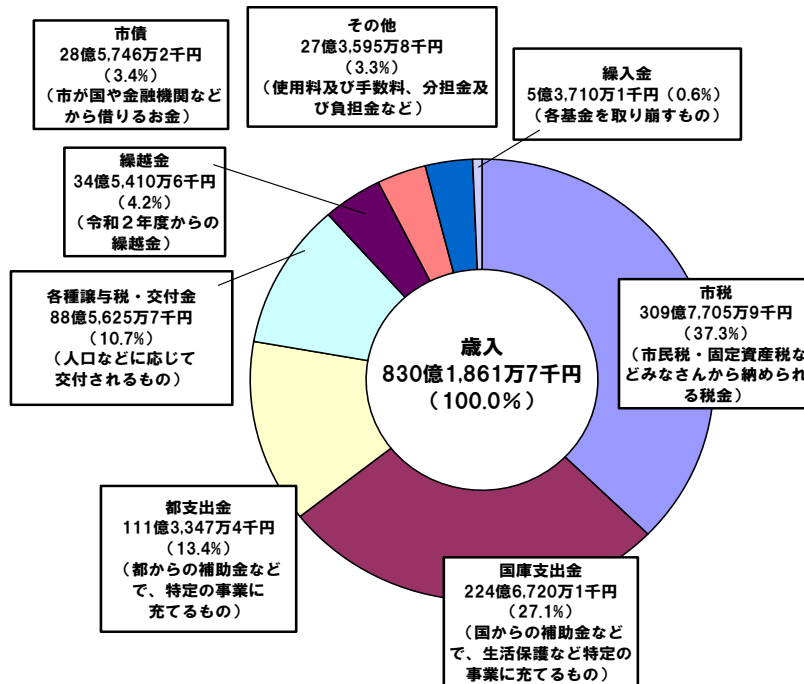
（単位：億円）

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
歳入総額	619.9	606.4	614.0	627.3	631.7	641.4	663.1	677.0	933.1	830.2
歳出総額	596.3	577.6	601.4	615.5	615.3	626.0	643.2	655.7	898.5	767.1
形式収支	23.6	28.8	12.6	11.8	16.4	15.5	20.0	21.3	34.5	63.1
翌年度繰越財源	0.1	1.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	3.0	0.0
実質収支	23.5	27.5	12.5	11.7	16.4	15.5	19.9	21.3	31.5	63.1
単年度収支	7.2	4.1	△15.1	△0.7	4.7	△1.0	4.4	1.5	10.2	31.6

2 令和3年度の歳入決算は？

特別定額給付金給付事業の終了などにより、国庫支出金が約125億円の減となり、各種譲与税などの交付金と国や東京都からの支出金の合計が歳入全体に占める割合は56.3%から51.2%に減少しました。その結果、市税は歳入全体の37.3%に増加しました。

新たな借金（市債）は約29億円で、貯金（基金）は約5億円を取り崩しました。前年度からの繰越金は約35億円でした。



3 令和3年度の歳出決算は？

歳出は、地方公共団体の行政目的に分類されている「目的別」と、経費の性質から分類される「性質別」という2つの分類方法があります。

*** 目的別歳出と性質別歳出とは？(歳出を2つの角度から見てみると)**

「市立保育園保育士の給料」を例にとって分類してみます。

目的別で整理すると…「子どもの保育(福祉)のため」のお金なので**民生費**

性質別で整理すると…「職員の給料」のお金なので**人件費**

使われたお金の

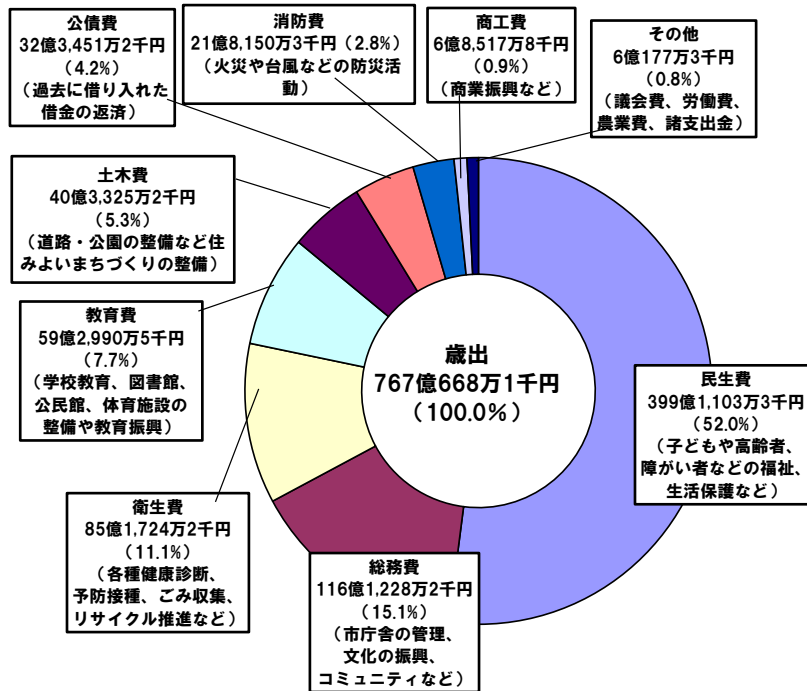
「目的」(福祉のためなのか、教育のためなのかなど)に着目したのが「目的別歳出」、

「性質」(物品の購入なのか、職員の給料なのかなど)に着目したのが「性質別歳出」

です。

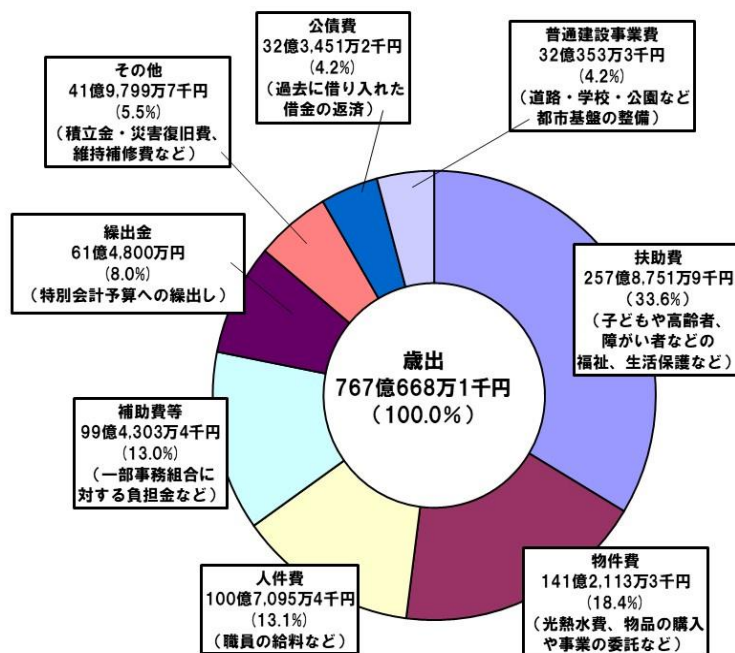
まず、「目的別」の歳出決算額を歳出全体で占める割合でみてみます。

児童、高齢者、障がい者、生活保護など社会福祉の充実を図るための経費である民生費は、近年伸び続けており、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の実施などにより、38.9%から52.0%となりました。庁舎管理・情報システム運用など行政事務を行うために必要な経費である総務費は、特別定額給付金給付事業の終了などにより、33.4%から15.1%に減となっています。また、健康診断やごみ処理などの経費である衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施などにより、6.6%から11.1%となっています。学校教育や社会教育などのための経費である教育費は、花小金井南中学校地域開放型体育館新築工事の終了などにより、8.5%から7.7%に減となっています。



次に「性質別」の歳出決算額を歳出全体に占める割合でみてみましょう。

児童手当や生活保護の経費などの扶助費が約41億円の増となりました。これは、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の実施などによるもので、24.2%から33.6%まで増えました。光熱水費、物品の購入、事業の委託費などの物件費は約24億円の増となりました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施などによるもので、13.1%から18.4%まで増えました。一部事務組合に対する補助金や消防事務の委託金、財政援助団体等への補助などの補助費等は、特別定額給付金給付事業の終了などにより、33.4%から13.0%まで減となりました。



第2 小平市の財政状況の推移と各市比較（普通会計）

ここでは、小平市の財政状況について、過去10年間の決算データをもとに、推移や市民一人当たりの額で多摩各市と比較するなどして分析します。

各市と比較するために、一般会計ではなく、「普通会計」(※)という会計区分を使用します。

※「普通会計」とは、地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なり、団体間の財政比較などが難しいため、地方財政の実態を全国共通の統一基準で区分し直した会計です。

また、多摩各市の平均と比較するほか、多摩の「類似団体」(※)の平均値をとり、比較の対象としました。

※「類似団体」とは、全国の都市を人口構造と産業構造により類型化したもので、多摩各市の中で、小平市と同じ類型（Ⅳ-3、人口15万人以上で第三次産業65%以上）であるのは、立川市、武蔵野市、府中市、町田市、日野市、東村山市、西東京市の7市です。これらの市の平均を類似市平均として表示しています。

1 歳入

歳入の内訳の推移

(単位:億円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	2-3 増減額
市 税	299.9	307.3	310.2	306.8	306.4	311.7	316.5	318.9	310.8	309.8	△1.0
譲与税・交付金	44.4	43.7	45.0	61.4	51.7	57.7	53.0	53.7	64.3	88.6	24.2
国庫支出金	88.4	93.1	97.5	104.4	110.0	110.4	117.0	119.6	349.5	224.7	△124.8
都 支 出 金	94.9	74.1	74.8	81.9	88.3	84.0	89.5	94.9	110.8	111.3	0.5
繰 入 金	19.2	17.2	15.5	12.2	26.3	14.5	13.4	19.0	19.6	5.4	△14.3
繰 越 金	18.4	23.6	28.8	12.6	11.8	16.4	15.5	20.0	21.3	34.5	13.2
市 債	36.6	29.1	23.5	27.3	16.3	23.0	33.4	24.8	34.0	28.6	△5.4
そ の 他	18.0	18.4	18.7	20.7	20.8	23.7	24.9	26.3	22.7	27.4	4.7
合 計	619.9	606.4	614.0	627.3	631.7	641.4	663.1	677.0	933.1	830.2	△102.9

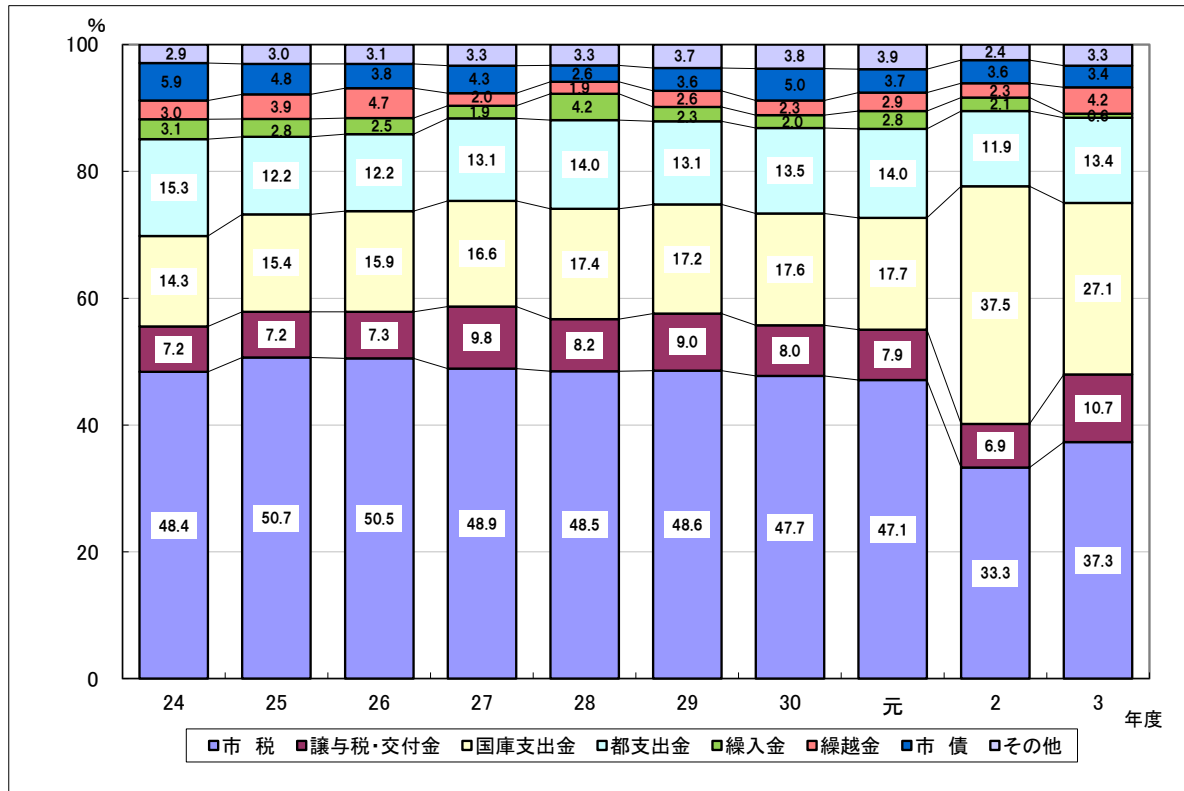
※ その他：分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入

令和2年度と比べると市税は個人市民税が減少したことなどにより約1億円の減額となりました。譲与税・交付金は地方消費税交付金や地方交付税が増加したことなどにより約24億2千万円の増額となりました。国庫支出金は特別定額給付金給付事業の終了などにより約124億8千万円の減額となりました。

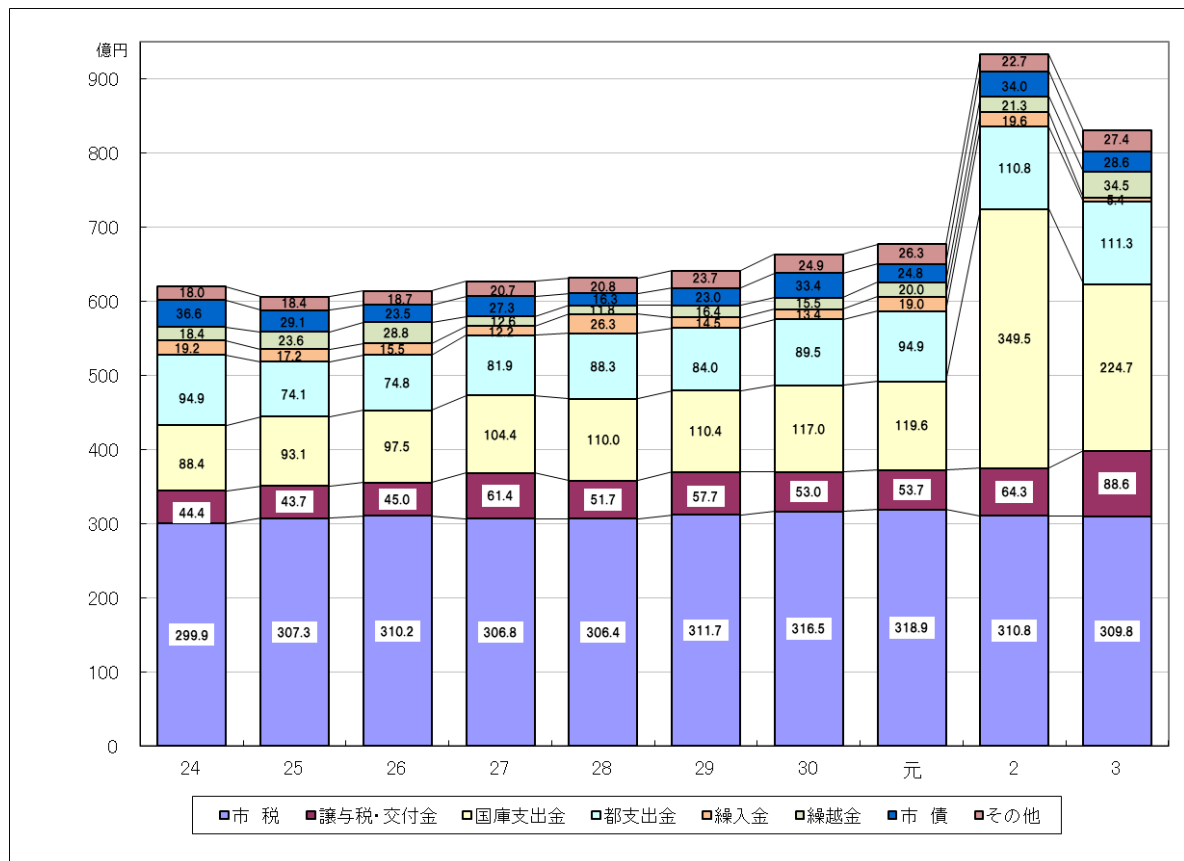
また、繰入金は財政調整基金からの繰入金が減少したことなどから、約14億3千万円の減額となりました。

繰越金は歳入超過額と歳出不用額が増加したことにより約13億2千万円の増額となりました。

図表 2-1 歳入の構成比推移

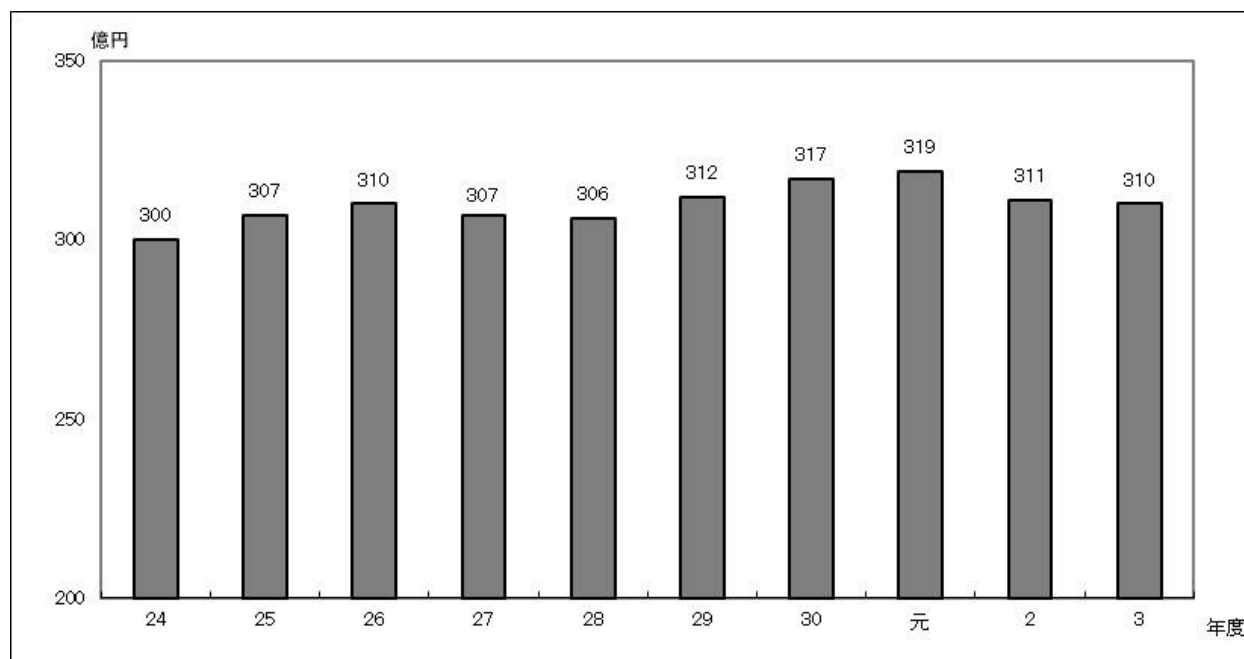


図表 2-2 歳入の推移



(1) 市税

図表 2 - 3 市税の推移



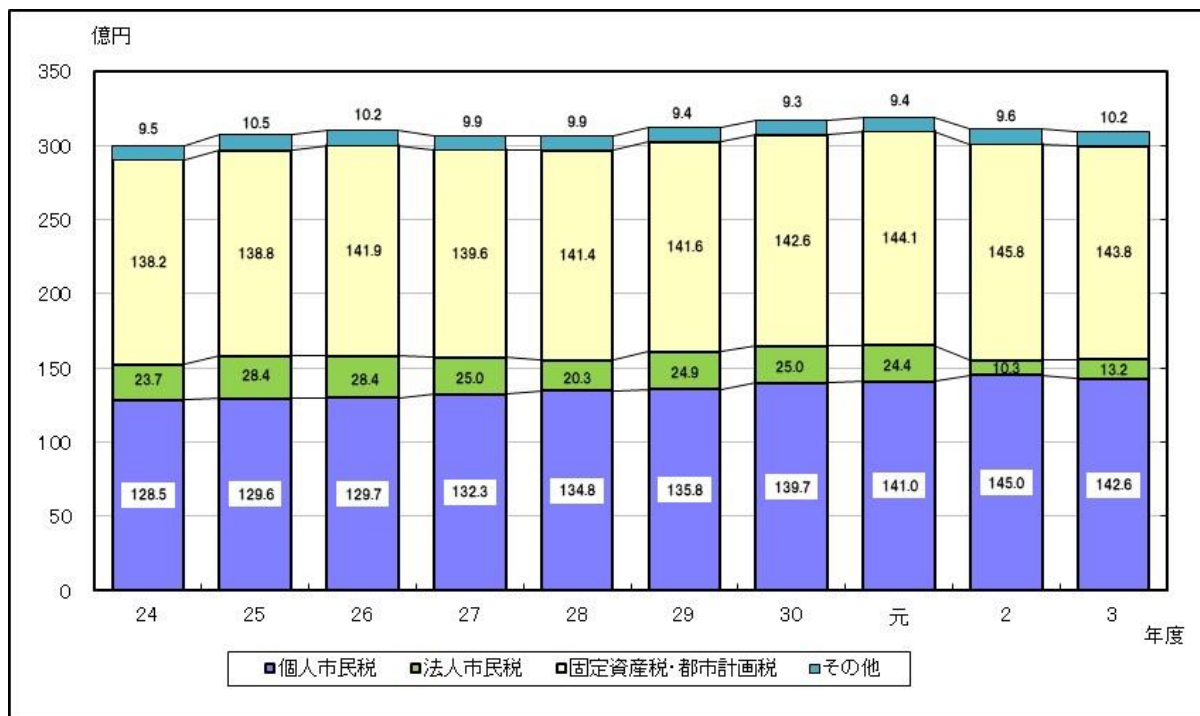
市税は、常に市の収入の根幹ですが、景気動向や税制の動きなどによって、増減します。過去10年間の市税収入の推移をみると、平成24年度以降、景気の回復傾向などにより平成26年度までは増加を続けていましたが、大手法人の業績の伸び悩みなどにより法人市民税（法人税割）が減少したことから、平成28年度までは微減となりました。

その後は個人市民税の納税義務者の増などにより微増が続き、令和元年度には過去最高となりましたが、令和2年度は、大手法人の業績の伸び悩みや法人税割の税率引き下げで法人市民税が大幅に減少し、令和3年度は大手法人の業績の回復などにより法人市民税は増加したものの、個人市民税所得割の減少などにより、令和元年度以降は、減少傾向にあります。

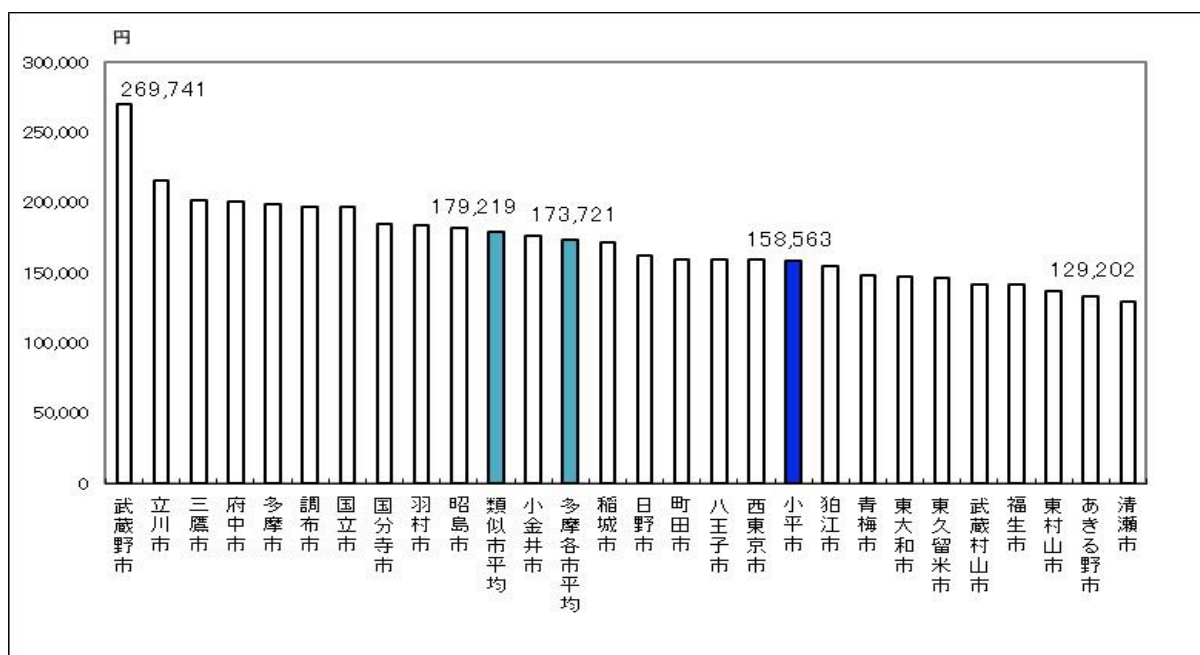
図表 2 - 4 は税目別の決算額の推移を表したものです。個人市民税と固定資産税・都市計画税が税収の柱となっています。個人市民税及び法人市民税は所得等に応じて課税されるため、景気の動向に影響を受けやすい税です。固定資産税・都市計画税は比較的安定した収入源です。

なお、都市計画税は目的税であり、都市計画事業以外には使うことはできません。また、その他には軽自動車税や市たばこ税が入っています。

図表 2-4 税目別決算額の推移



図表 2-5 市民一人当たりの市税

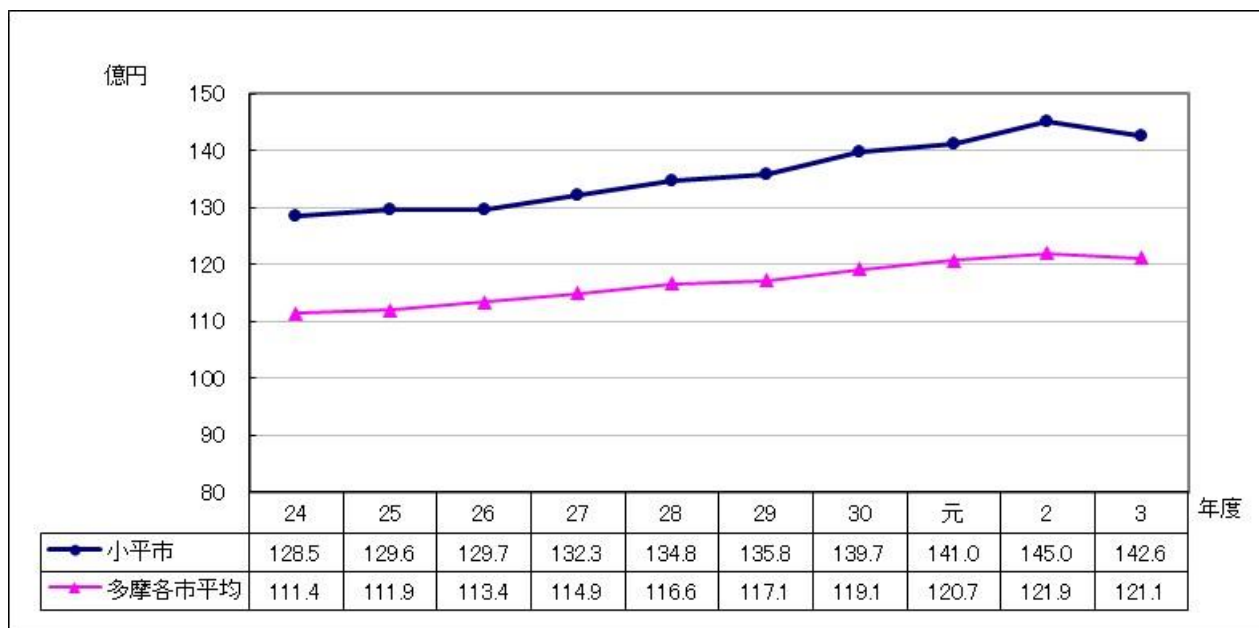


図表 2-5 は令和3年度決算の市民一人当たりの市税です。小平市は15万8,563円で類似市平均17万9,219円、多摩各市平均17万3,721円を下回っています。令和2年度との比較では、金額で361円減少し、多摩26市中の順位は前年の16位から17位となりました。

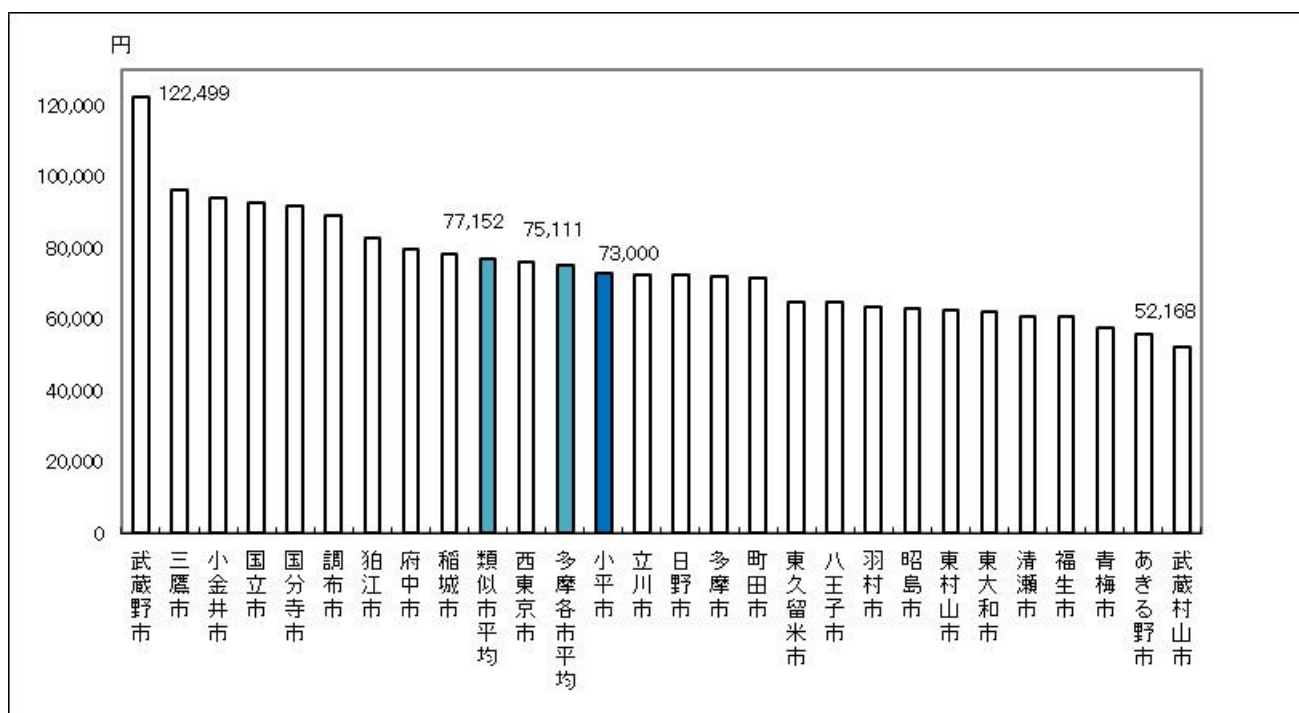
(ア) 個人市民税

個人市民税は毎年1月1日現在、小平市に住んでいる方に対して前年の所得金額に応じて課税される税です。

図表 2-6 個人市民税の推移

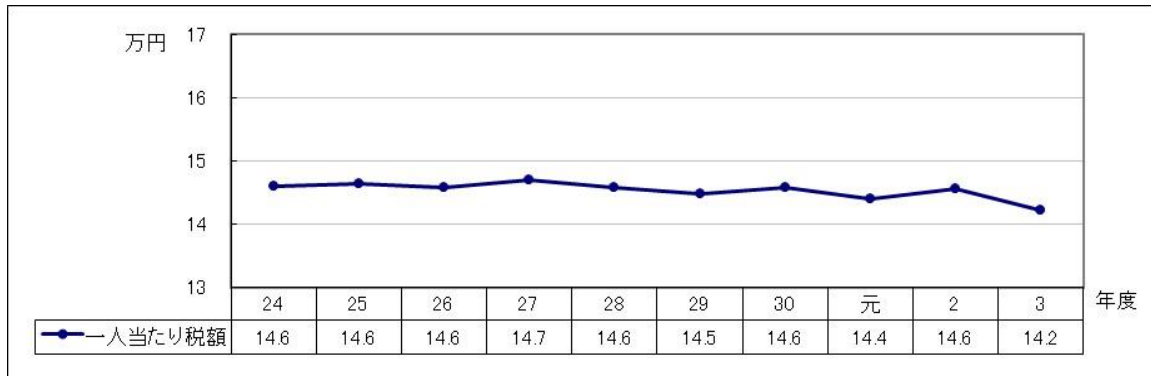


図表 2-7 市民一人当たりの個人市民税

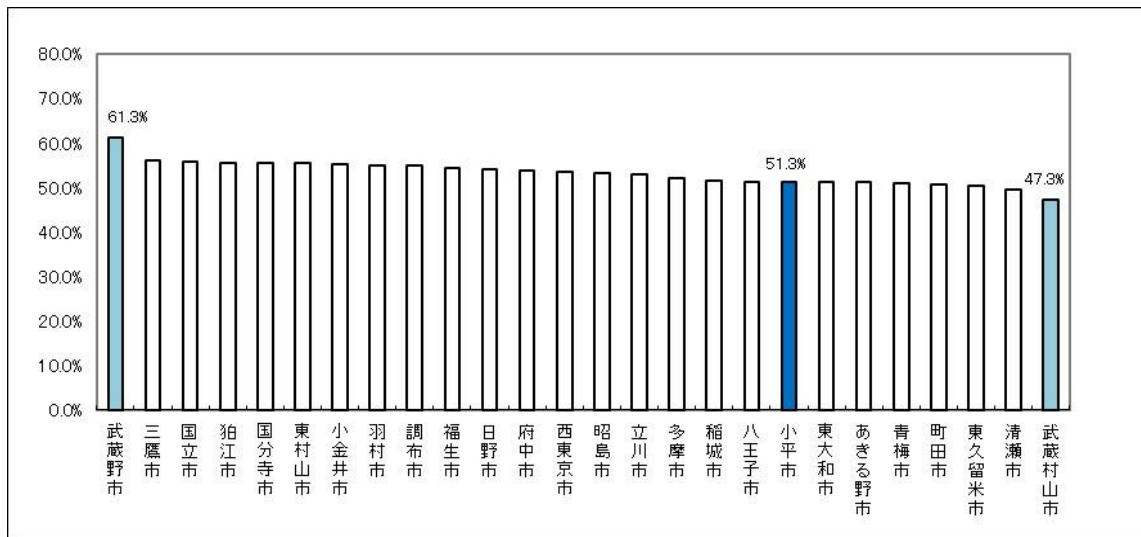
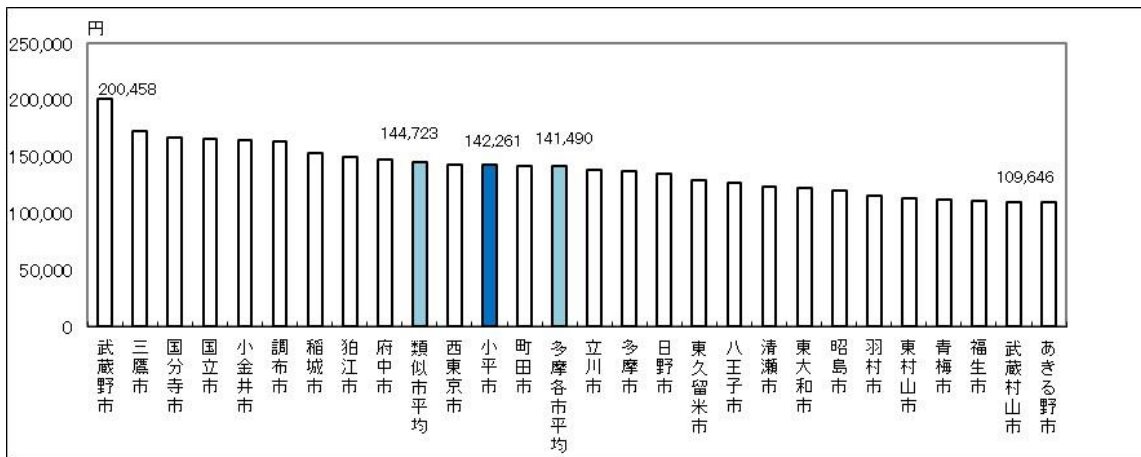


小平市の市民一人当たりの個人市民税は7万3千円で、類似市平均7万7,152円、多摩各市平均7万5,111円を下回っています。令和2年度との比較では、金額で1,171円減少し、多摩26市中の順位は11位で変動はありませんでした。

図表 2-8 納税義務者一人当たりの個人市民税の推移



図表 2-9 納税義務者一人当たりの個人市民税と人口に占める納税義務者数の割合

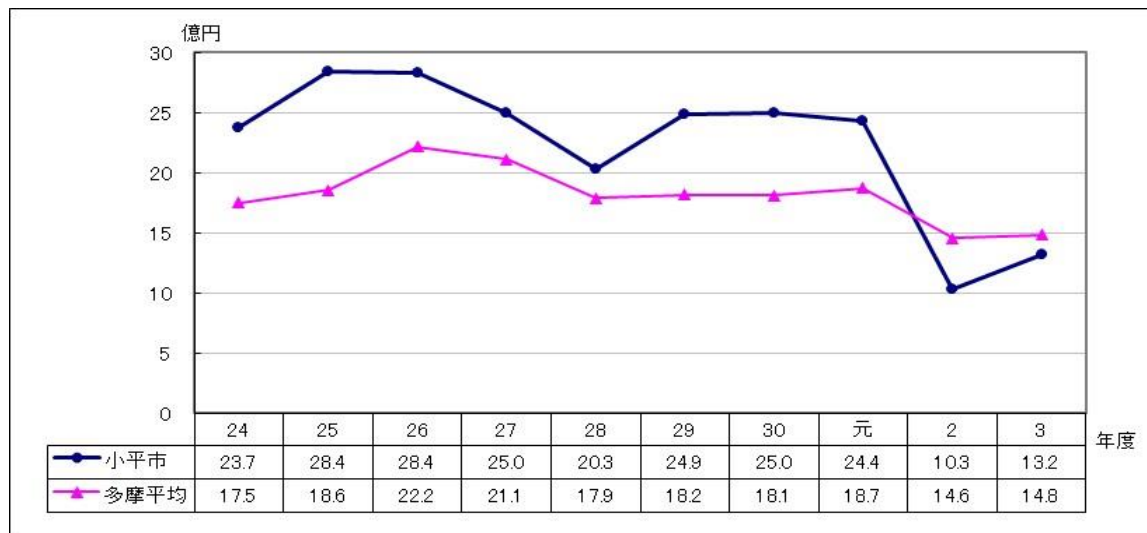


納税義務者一人当たりの個人市民税をみると14万2,261円で、類似市平均14万4,723円を下回り、多摩各市平均14万1,490円を上回る金額となり、多摩26市中の順位では前年の10位から11位となりました。一方、人口（195,543人：令和3年1月1日現在の人口）に占める納税義務者数（100,248人）の割合をみると51.3%で、多摩26市順位は19位です。26市中1位は武蔵野市で61.3%、26位は武蔵村山市で47.3%です。これらのことから小平市は、課税されない、いわゆる非課税者の割合がやや多いと考えられます。

(イ) 法人市民税

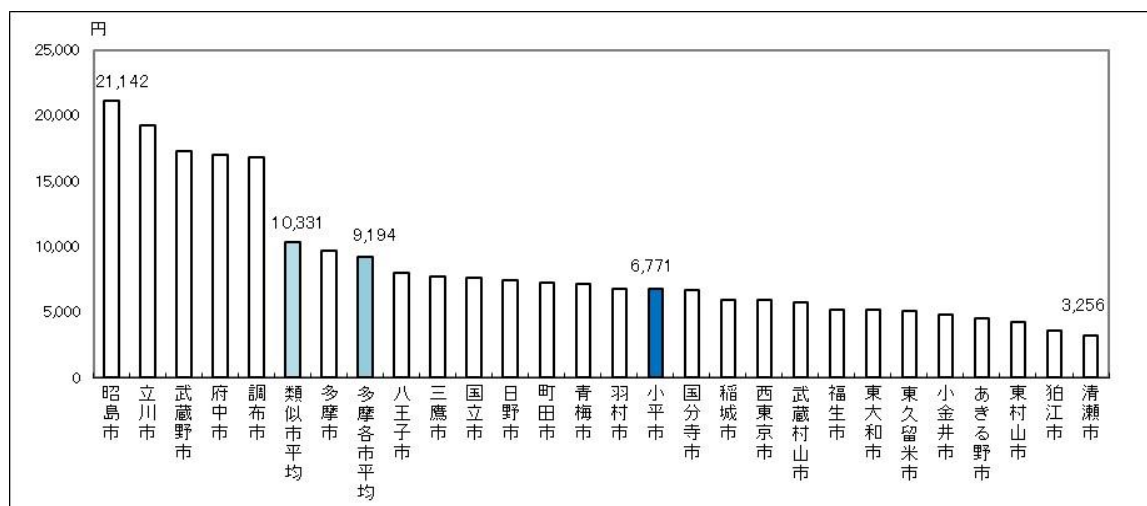
法人市民税は、法人の規模により課税される「均等割」と、国税の法人税額を基準に課税される「法人税割」があります。

図表 2-10 法人市民税の推移



過去10年間の法人市民税は、平成25年度までは景気の回復傾向を受け増加傾向にありましたが、その後法人市民税の一部国税化、大手法人の転出や業績の悪化などにより減少傾向にあり、特に令和2年度は大手法人の業績の伸び悩みや法人税割の税率引き下げの影響などを受け、大幅に減少しました。令和3年度は大手法人の業績が回復したことなどから微増となりました。

図表 2-11 市民一人当たりの法人市民税

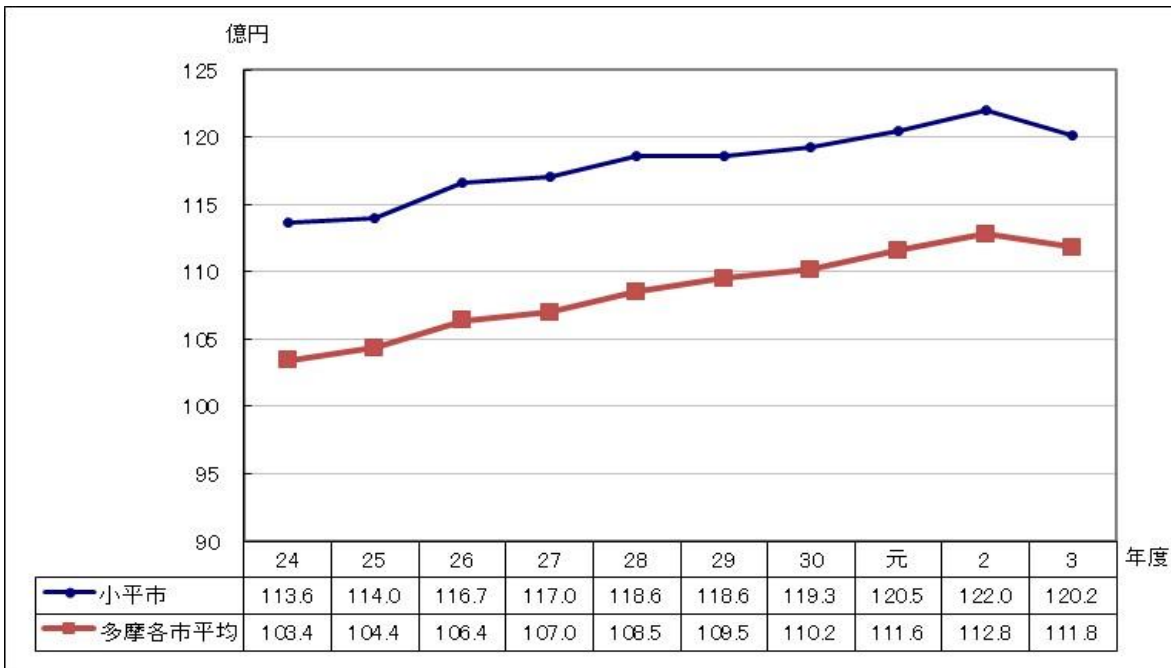


市民一人当たりの法人市民税をみると6,771円で、類似市平均1万331円、多摩各市平均9,194円を下回っています。令和2年度と比較すると、金額で1,507円増加し、多摩26市中の順位は前年の18位から14位となりました。

(ウ) 固定資産税

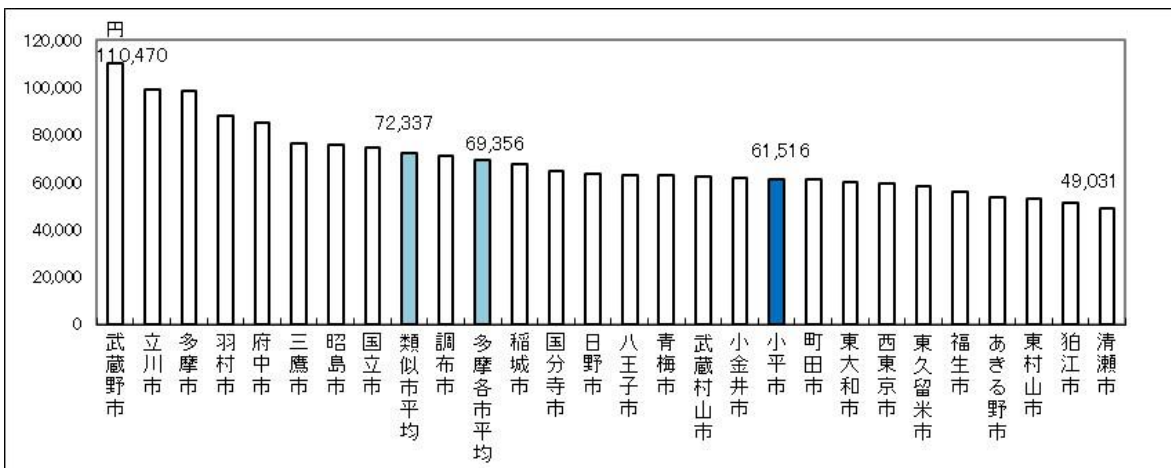
固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。

図表 2-12 固定資産税の推移



固定資産税は安定した財源であり、3年ごと(償却資産は毎年)に評価の見直しを行い、その間、評価額は据え置かれます。平成24年度以降、宅地開発による新築家屋の増加、地価の上昇などから増加傾向となっていました。令和3年度は家屋の評価替えや家屋・償却資産の特例措置がなされたことなどにより、減少しました。

図表 2-13 市民一人当たりの固定資産税



市民一人当たりでは6万1,516円となり、類似市平均7万2,337円、多摩各市平均6万9,356円を下回っています。令和2年度との比較では、金額で858円減少し、多摩26市中の順位は前年の16位から17位となりました。

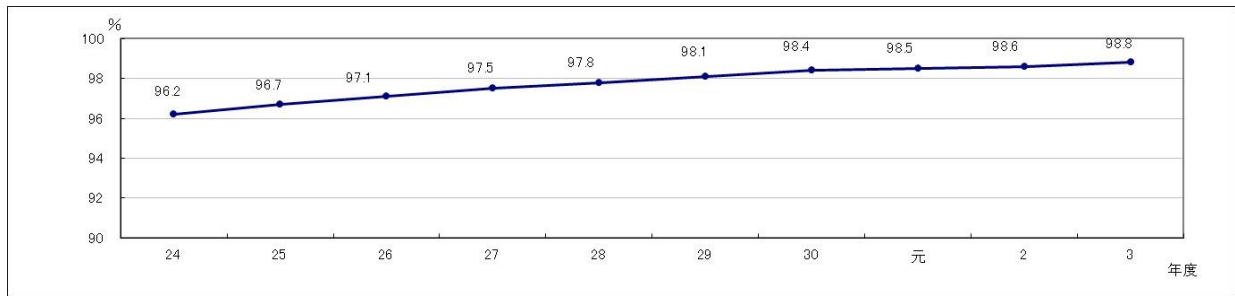
(エ) 徴収率

徴収率とは、徴収すべき税金に対して、実際に収納された税金の割合です。当然のことながら徴収率が高ければ高いほど、市税収入は増加します。また、徴収率の向上は、市民に対する税負担の公平性の観点からも重要です。

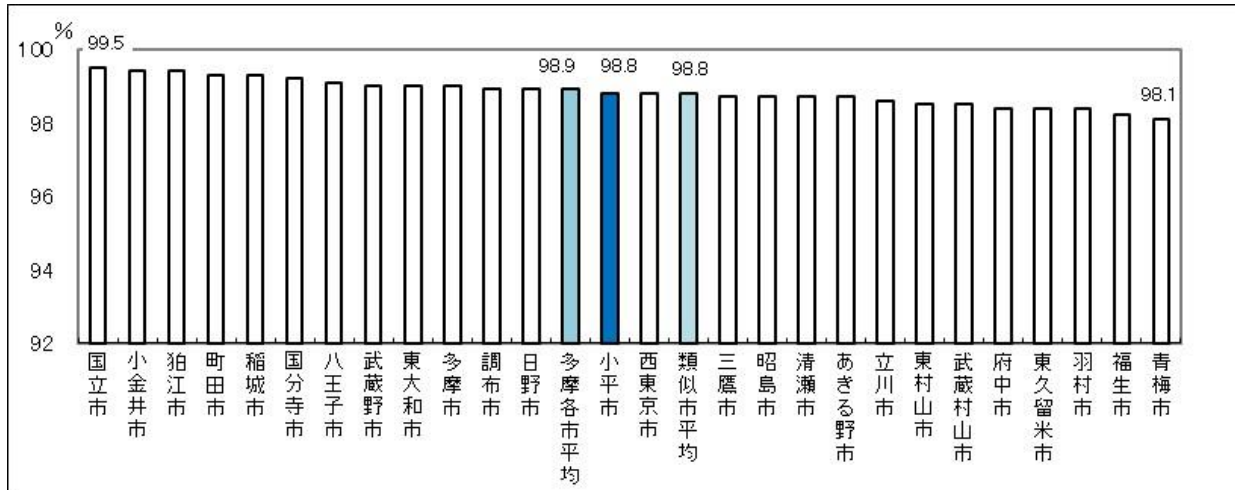
小平市の令和3年度の徴収率は98.8%で、類似市平均98.8%と同数値、多摩各市平均98.9%を下回っており、多摩26市中13位となりました。10年間の推移で見ると、平成24年度以降、徴収率は着実に改善を続け、令和3年度は10年間で最高の徴収率となりました。

市では、自動電話催告システムの活用、コンビニエンスストアやクレジットカードでの納付、スマートフォン決済の導入など、様々な努力を続けています。徴収率の向上は、市税収入に直接結びつくため、市民の方々の理解と協力のもとに、市としても様々な方策によりさらに徴収率アップに努める必要があります。

図表 2-14 徴収率の推移



図表 2-15 各市徴収率



(2) 地方交付税

地方交付税は、すべての自治体が一定の行政水準を維持するための財源を保障するために、本来地方の税収入とすべきであるものを国税として徴収し、一定の基準によって再配分することによって、団体間の財源の不均衡を調整するものです。

地方交付税には、「特別交付税」と「普通交付税」があります。

「特別交付税」は、災害復旧など普通交付税に反映されない特殊な財政需要等に対して交付されるものです。

「普通交付税」は、「基準財政需要額－基準財政収入額」という計算によって算出されます。国が定めた基準に基づいて自治体ごとに算出された額をもとに、一定水準の行政を行うための“必要経費”である「基準財政需要額」が、標準的な“収入”と見込まれる税等である「基準財政収入額」を上回ると、「財源不足団体」として普通交付税が交付されます。下回る場合は「財源超過団体」となり、普通交付税は交付されません。

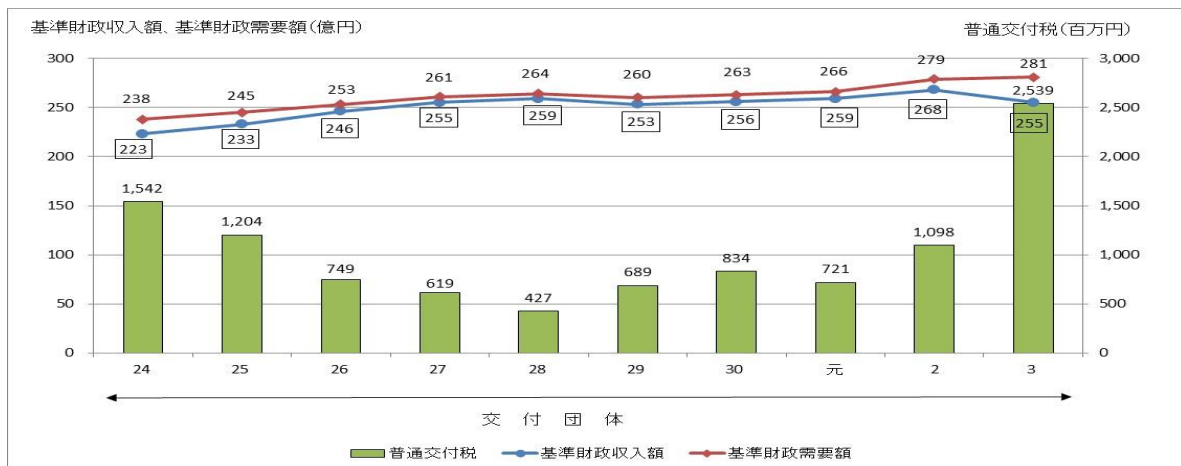
小平市では、平成17年度から21年度までは不交付団体でしたが、景気後退による市税の落ち込みの影響などから平成22年度に交付団体となり、平成23年度以降も、引き続き交付団体となっています。

交付額は、平成24年度から28年度にかけては減少しました。その後は増減を繰り返し、令和2年度は生活保護費や社会福祉費、包括算定経費などの基準財政需要額の増により増加しました。

令和3年度の普通交付税額は、市町村民税の減などにより、基準財政収入額が約12億7千万円の減、また、国の補正予算において国税が増収となったことから普通交付税の再算定が行われ、基準財政需要額における臨時経済対策費の創設及び臨時財政対策債償還基金費の創設などにより、基準財政需要額が約1億6千万円の増となった結果、令和2年度と比較して約14億4千万円増の約25億4千万円となりました。

令和3年度の普通交付税交付実績をみると、全国1,718市町村のうち、97.0%にあたる1,667市町村が交付団体となっており、不交付団体は3.0%に過ぎません。多摩26市のうち交付団体は、小平市を含め、合計20市、不交付団体は、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、多摩市の6市となりました。

図表 2-16 普通交付税及び交付税算定数値の推移



(3) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金と都支出金は、それぞれ「負担金」、「補助金」、「委託金」に分類されます。

負担金は、法令に基づいて市町村が実施しなければならない事務について、国や都が経費の一部または全部を負担するものです。

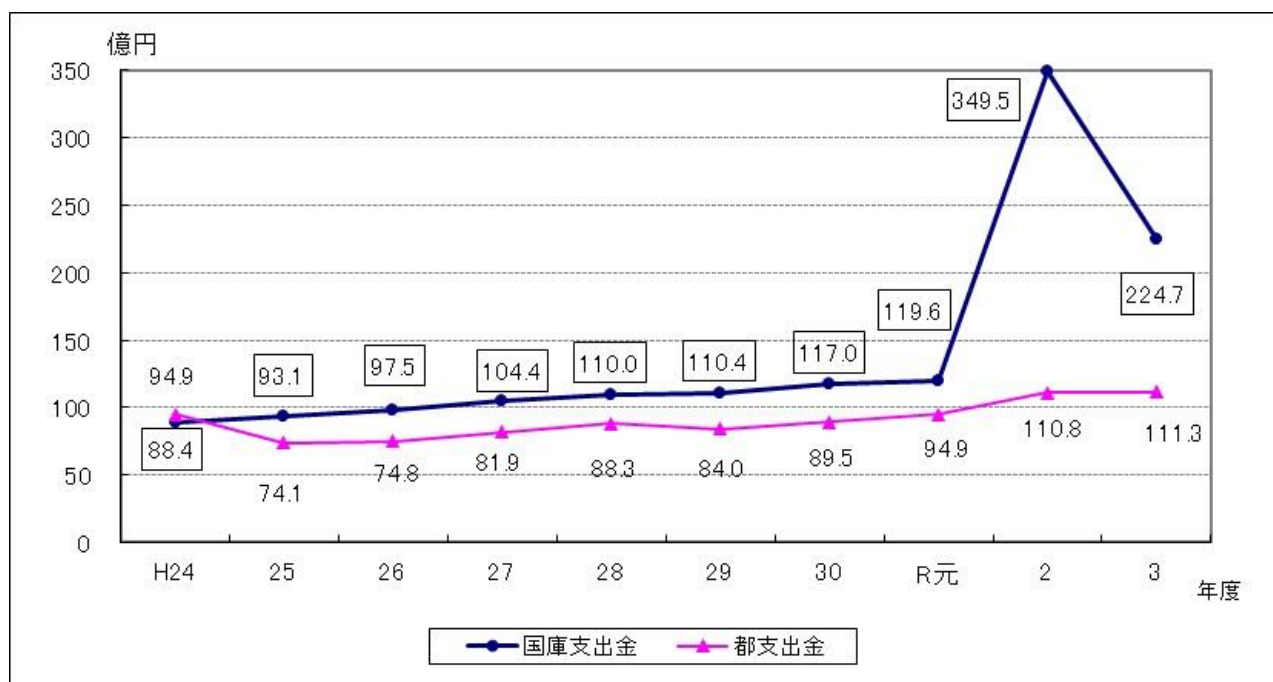
補助金は、市町村に対して特定の事務の実施を奨励する場合に支出するものです。

委託金は、本来国・都が行うべき事務であるものの、市町村が行ったほうが効率的である場合に、その経費を全額国・都が負担するものです。

10年間の推移の中では、国庫支出金については、民間保育園の新設及び運営に伴う経費や、障害者自立支援給付費に係る経費など民生費の増加に伴い毎年度増加傾向にありましたが、令和3年度は特別定額給付金給付事業の終了に伴う補助金の減や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などにより令和2年度と比較して減少したものの、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業や、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施などにより、引き続き高い水準で推移しています。

都支出金については、平成24年度は新みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金の影響により一時的に大きく増えていますが、これを除くと国庫支出金と同様に民生費の増加に伴い増加傾向にあります。

図表 2-17 国庫支出金と都支出金の推移

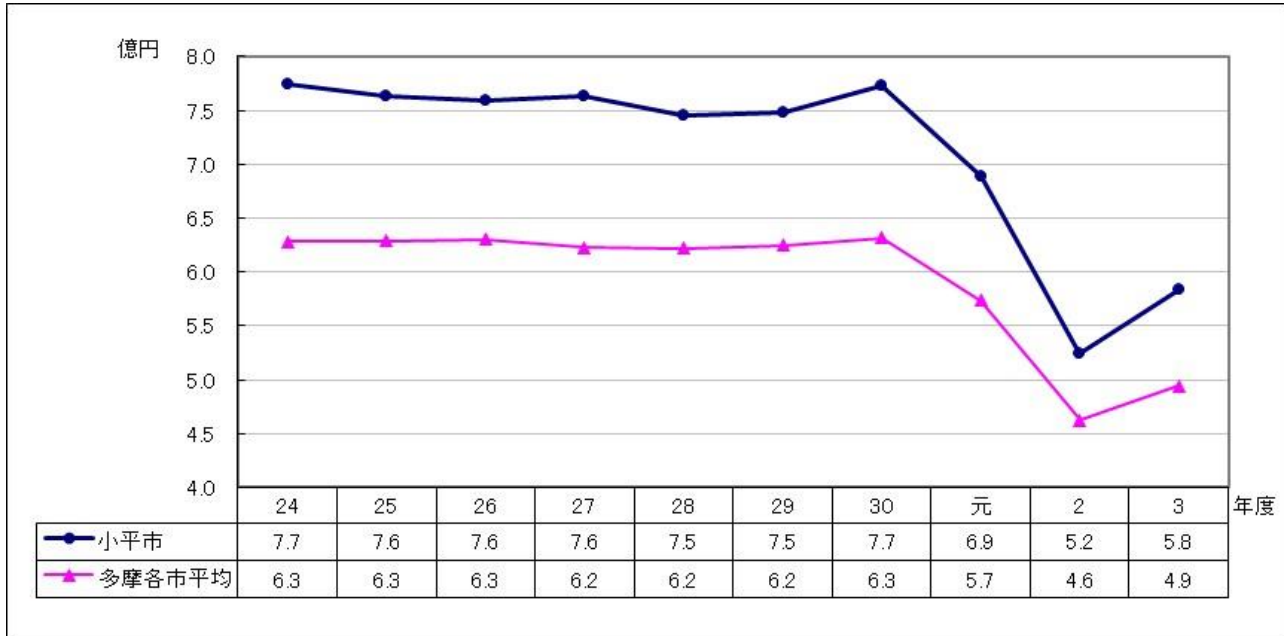


(4) 使用料・手数料

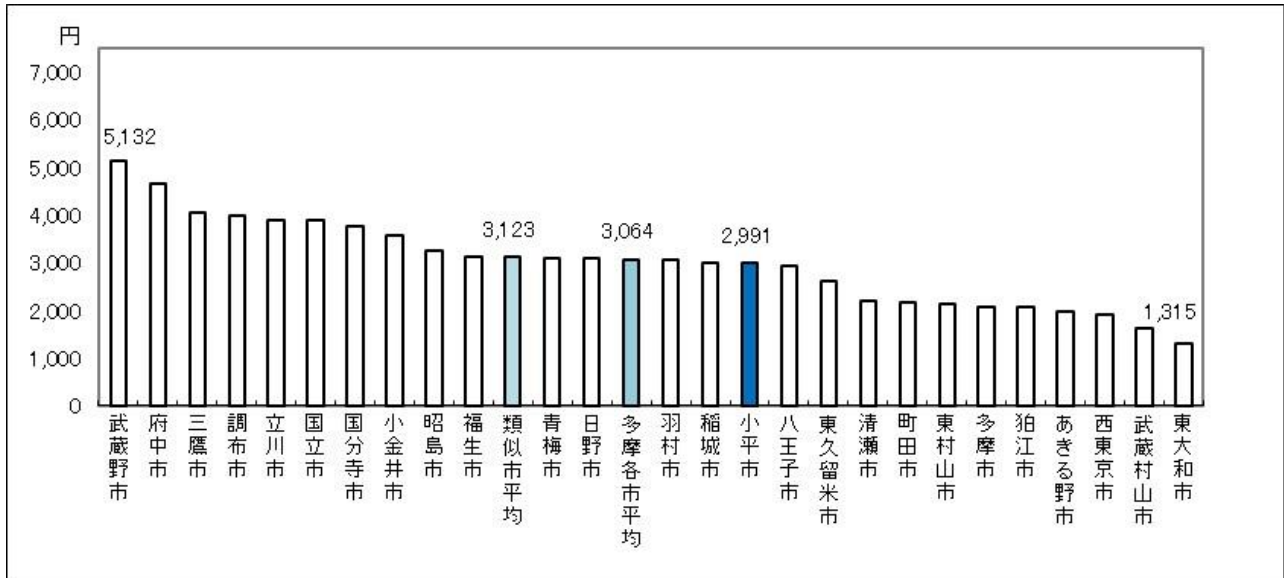
(ア) 使用料

使用料とは、公立保育園や自転車駐車場、学童クラブ、市民文化会館など公の施設を利用する場合などに利用者から徴収するものです。

図表 2-18 使用料の推移



図表 2-19 市民一人当たりの使用料

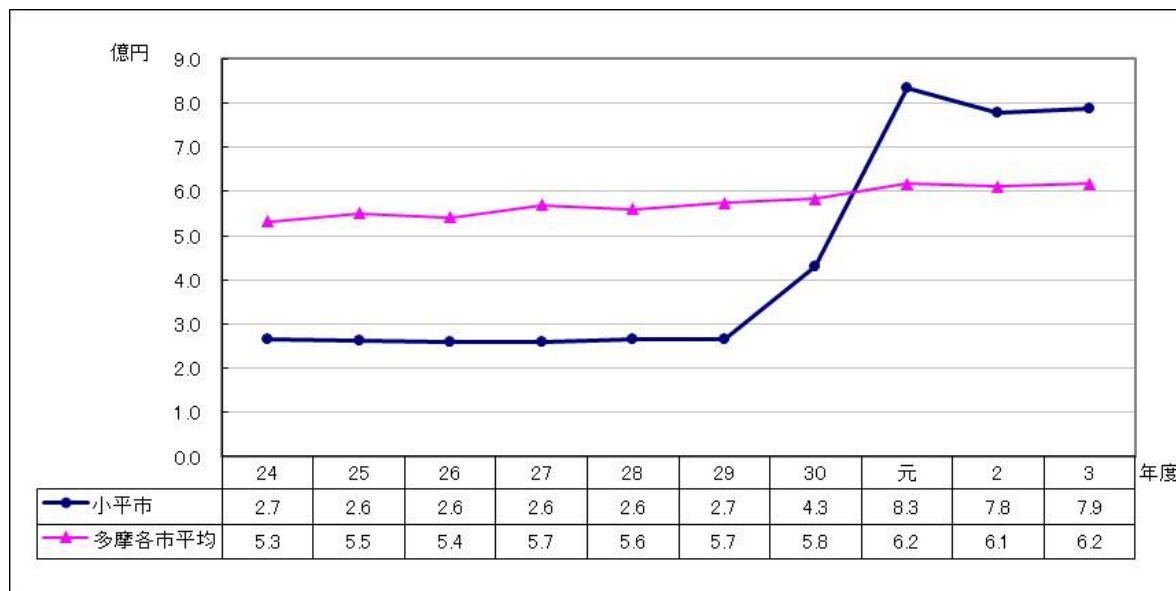


市民一人当たりで見ると、2,991円となり、類似市平均3,123円、多摩各市平均3,064円を下回っています。令和2年度と比較すると、学童クラブ費の増などに伴い金額では312円増加し、多摩26市中の順位は前年の17位から15位となりました。市営住宅の有無や、公共施設の種類や数、単価等の違いはありますが、市では施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性の観点から、施設使用料の負担の在り方について、今後も検討を行っていく必要があります。

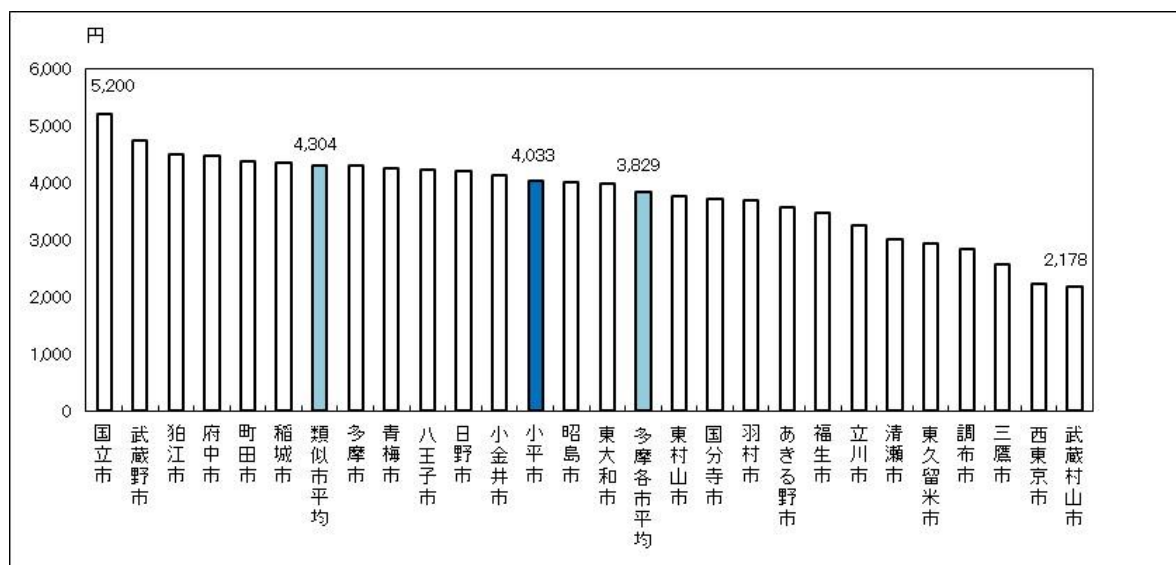
(イ) 手数料

手数料とは、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を徴収するものです。住民票や課税証明書などの発行手数料、ごみ処理手数料などがこれにあたります。

図表 2-20 手数料の推移



図表 2-21 市民一人当たりの手数料



令和3年度の手数料決算額は約7億9千万円となり、多摩各市平均約6億2千万円を上回っています。市民一人当たりの手数料は4,033円で、類似市平均4,304円を下回り、多摩各市平均3,829円を上回っています。令和2年度と比較すると、金額で55円増加し、多摩26市中の順位は前年の13位から12位となりました。

手数料の約8割はごみ処理関係の手数料が中心の衛生手数料です。平成31年4月から実施された家庭系ごみ処理の有料化に伴い令和元年度より決算額が大きく増となりました。

コラム ふるさと納税制度について

○どのような制度？

ふるさと納税とは、自らが選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附の金額に応じて所得税と居住する自治体の住民税が軽減される制度であり、平成20年度に創設されました。

○なぜ始められたの？

地方で生まれ都会に出て働いている人は、住んでいる都会で納税しているので、その人が教育を受け、育てられた「ふるさと」（地方）には税収は入りません。そこで、自らを育ててくれた「ふるさと」にも、自らの意思で住民税などの一部を納税できないか、との考えから生まれました。

○小平市のふるさと納税の状況は？（令和3年度実績）

① 小平市に寄附された額	1, 859万円
② 小平市民の方が他の自治体に寄附した額 (本来、小平市に納められるはずだった税金の額)	5億2, 565万円
③ ②のうち、国から補てんされない額 (小平市への普通交付税として措置されない理論上の額)	1億3, 141万円
④ 差し引きで、減少してしまった小平市の歳入 (④=③-①)	1億1, 282万円



本来であれば、市民の皆さまへの行政サービスに使われる歳入が約1億1千万円も減少しています。

ふるさと納税は、地方自治体の税収の地域間格差の是正策の一環として、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、地域の特産物に関する産業の活性化や、自治体のPRなどのメリットがあります。

一方で、住民税はお住まいの地域の行政サービスを賄うための財源であり、その地域にお住まいの方が広く共同して負担し合うものですが、ふるさと納税をすることで、行政サービスに対する税負担を免れることとなります。小平市においては、上記のように市民の皆様への行政サービスに使われる財源が失われています。

また、高額納税者ほど返礼品という恩恵を多く受けることができることから、高額所得者に極めて有利な税制で、返礼品目当ての節税手段となっているという指摘もあります。

「返礼品を選ぶ」のではなく、「ふるさとを応援する」

小平市は単に返礼品を競うのではなく、他自治体の住民の皆さまにもまちの魅力を感じていただけるような、地域の資源を活かした返礼品や応援したくなる取組へのクラウドファンディングを検討・実施していきます。

2 歳出

歳出の分類方法には、地方公共団体の行政目的に分類されている「目的別」と、経費の性質から分類される「性質別」という2つの方法があります。

目的別とは市の歳出を総務費、民生費、土木費、教育費など目的に応じて区分することです。目的別に分類することにより、各部各課の大まかな予算を知ることができます。

また、性質別とは歳出を人件費、扶助費、物件費など性質に応じて区分することです。性質別に分類することにより、例えば義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が多いほど他の経費に使えるお金が少なくなるなど、市の財政状況を知ることができます。

【目的別歳出】

議会費	議員の報酬など市議会の運営に使われるお金
総務費	庁舎管理、戸籍や住民基本台帳の事務、税金の賦課や徴収、選挙、統計調査などに使われるお金
民生費	児童、高齢者、障がい者、生活保護などの社会福祉の充実を図るために使われるお金
衛生費	予防接種や健康診断などの保健衛生や、ごみの処理やリサイクルなどに使われるお金
労働費	労働者の福祉の向上や、就労支援などに使われるお金
農業費	農林水産業の振興、育成、促進などに使われるお金
商工費	商工業の振興、育成、促進や消費生活相談などに使われるお金
土木費	都市計画、道路・橋りょう、公園、区画整理の整備などに使われるお金
消防費	消防や防災に使われるお金
教育費	小・中学校などの学校教育や、公民館、図書館、体育施設の管理運営などの社会教育に使われるお金
公債費	市が借り入れた借金の元金及び利子を返済するために使われるお金

【性質別歳出】

人件費	職員の給料や委員の報酬などに使われるお金
扶助費	児童福祉法、生活保護法などの法令に基づいて支給する児童手当、生活保護費などや市が単独で支給する現金や物品などの各種扶助にかかるお金
公債費	市が借り入れた借金の元金及び利子を返済するために使われるお金
物件費	施設の光熱水費、郵送料、物品の購入や事業の委託などにかかるお金
補助費等	各種団体への補助金や、一部事務組合への負担金などにかかるお金
積立金	特定の目的のために設けられた基金（貯金）に積み立てるお金
繰出金	特別会計の財源不足を補うためなどに、一般会計から支出されるお金
投資的経費	道路、公園、学校などの施設の建設や用地の購入など、社会資本の整備にかかるお金

(1) 目的別歳出の状況

令和3年度は、令和2年度と比較すると、総務費が特別定額給付金給付事業の終了などにより約186億8千万円の減額となりました。一方、民生費が子育て世帯への臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の実施などにより約50億9千万円の増加、衛生費が新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施などにより約26億4千万円の増加となりました。

10年間の推移の中で見ると、最も大きく増加した歳出は民生費です。

民生費は、この10年間で約135億円増加し、歳出全体に占める構成比も50%付近で推移している状況となっており、特に令和3年度については、前述の給付金事業の実施などにより歳出総額が大幅に増加しています。民生費は、今後も高齢化の進行のほか障害者自立支援給付、待機児童対策、学童クラブの充実などによりさらに増えることが見込まれます。

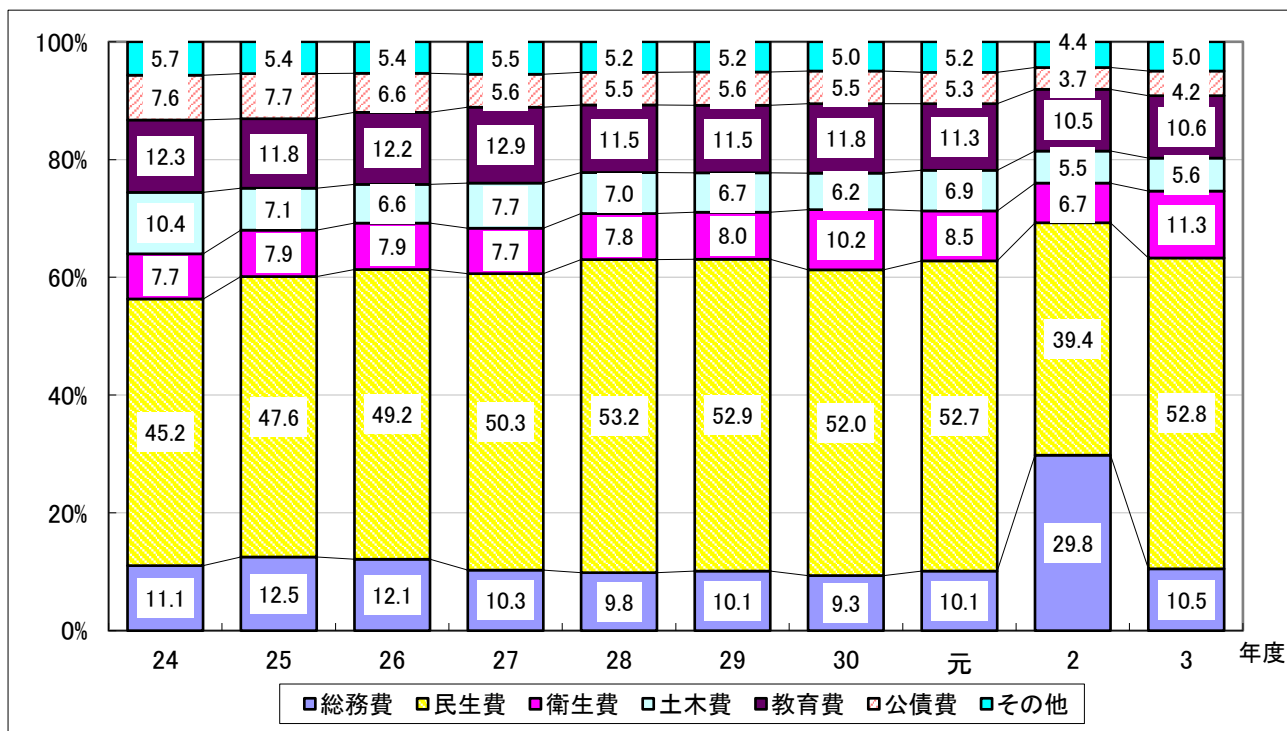
また、今後は都市計画事業の実施、市街地再開発事業の推進、公共施設の老朽化に伴う維持補修工事や更新工事の実施などにより投資的経費が急増することが予想されることから、総務費や土木費、教育費についても、歳出が増えていくことが見込まれます。

目的別歳出の推移

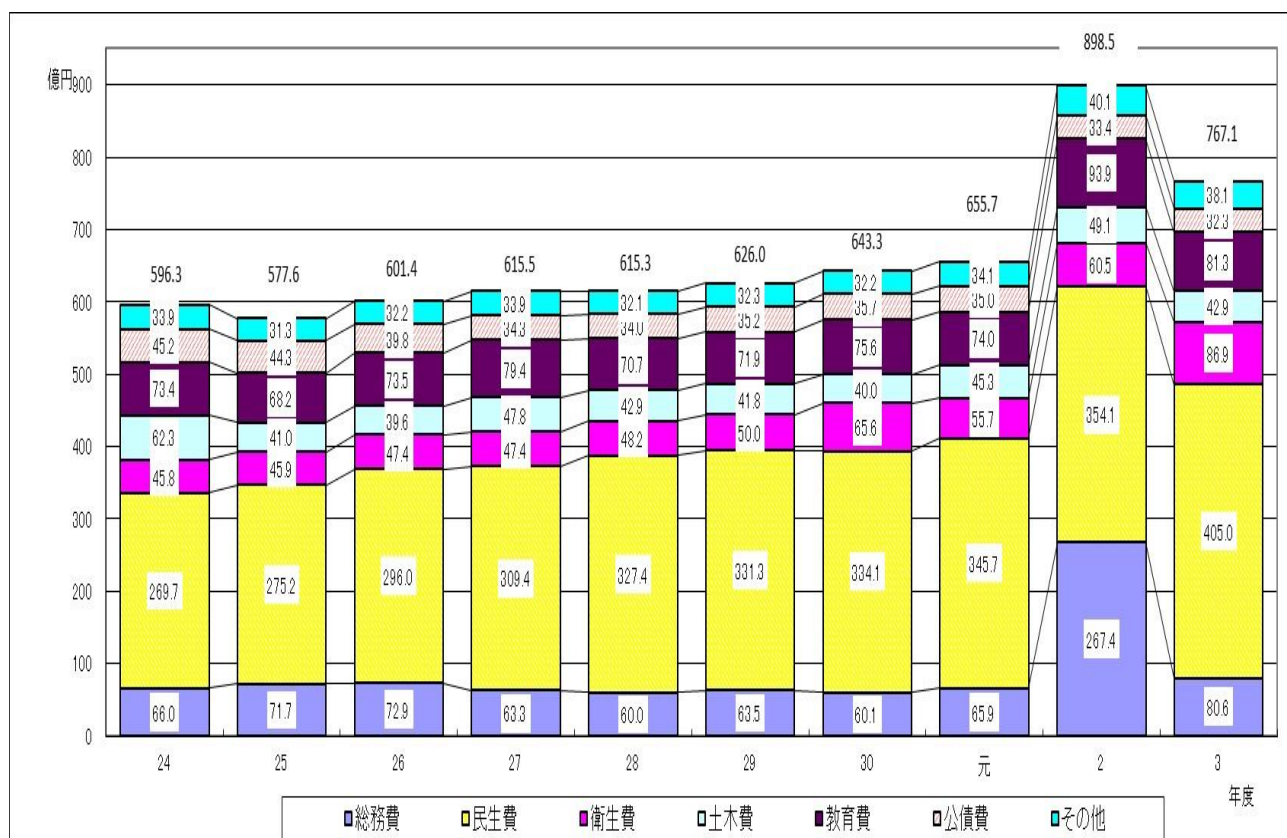
(単位:億円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	2-3 増減額
議会費	4.9	4.6	4.7	4.9	4.6	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4	△0.2
総務費	66.0	71.7	72.9	63.3	60.0	63.5	60.1	65.9	267.4	80.6	△186.8
民生費	269.7	275.2	296.0	309.4	327.4	331.3	334.1	345.7	354.1	405.0	50.9
衛生費	45.8	45.9	47.4	47.4	48.2	50.0	65.6	55.7	60.5	86.9	26.4
労働費	2.9	2.1	1.9	1.7	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	1.8	△0.1
農業費	1.0	0.8	0.9	1.0	1.1	1.7	1.4	2.0	1.3	1.2	△0.1
商工費	1.7	1.7	1.7	2.7	1.7	1.7	1.6	2.6	9.1	6.9	△2.3
土木費	62.3	41.0	39.6	47.8	42.9	41.8	40.0	45.3	49.1	42.9	△6.2
消防費	23.4	22.0	22.9	23.5	22.3	22.0	22.0	22.8	23.0	23.8	0.7
教育費	73.4	68.2	73.5	79.4	70.7	71.9	75.6	74.0	93.9	81.3	△12.6
災害 復旧費	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.4	0.1	0.0	0.0	0
公債費	45.2	44.3	39.8	34.3	34.0	35.2	35.7	35.0	33.4	32.3	△1.1
合計	596.3	577.6	601.4	615.5	615.3	626.0	643.1	655.7	898.5	767.1	△131.5

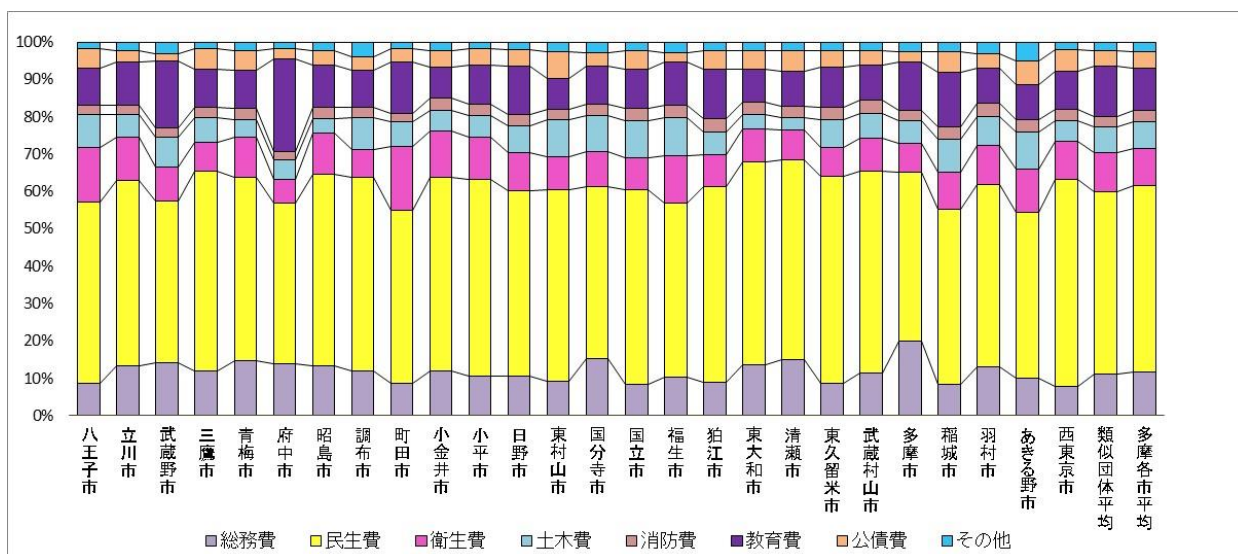
図表 2-22 目的別歳出の構成比推移



図表 2-23 目的別歳出の推移



図表 2-24 各市の目的別歳出の構成比



総務費の多摩各市平均の構成比は11.7%で、小平市の構成比は10.5%です。なお、地域センターなどのコミュニティ施設や、庁舎関連施設の整備など普通建設事業の実施により、構成比が高くなることがあります。

民生費の多摩各市平均は49.8%で、小平市は52.8%です。近年は保育所運営費や障害者自立支援給付費が増加傾向にあります。

衛生費の多摩各市平均は10.1%で、小平市は11.3%です。

土木費の多摩各市平均は7.0%で、小平市の構成比は5.6%です。大規模な再開発事業や土地区画整理事業を実施している市は、構成比が高くなる傾向があります。

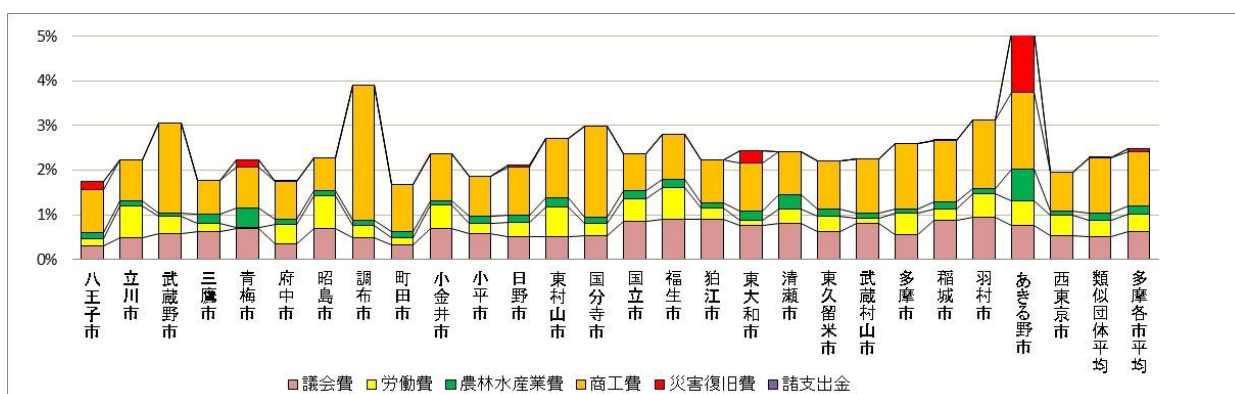
消防費の多摩各市平均は3.0%で、小平市の構成比は3.1%です。

教育費の多摩各市平均は11.5%で、小平市の構成比は10.6%です。

公債費の多摩各市平均は4.4%で、小平市の構成比は4.2%です。

その他の多摩各市平均は2.5%で、小平市の構成比は1.9%です。構成比の高い市は農業費や商工費、特別会計などに対する支出が大きくなっています。

(参考) その他の内訳



(2) 性質別歳出の状況

性質別歳出のうち、人件費、扶助費、公債費を義務的経費といいます。これは支出が義務付けられており、任意に削減できない経費です。

10年間の推移の中で見ると、義務的経費は約106億円増加しています。なかでも扶助費は約109億円（70.8%）の大幅な伸びとなっており、歳出全体の3割以上を占める最大の行政需要となっています。

令和3年度においては、子育て世帯への臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の実施などにより扶助費が約42億円（18.7%）の増加となりました。

義務的経費以外の経費を任意的経費といいます。10年間の推移の中で見ると、令和元年度までは横ばいが続いていましたが、令和2年度と3年度の新型コロナウイルス感染症対策により約64億円増加しています。

令和3年度においては、特別定額給付金給付事業の終了などにより補助費等が約201億円（68.1%）の大幅な減少となりました。

物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施などにより、約24億円（20.8%）の増となりました。

積立金は、財政調整基金や公共施設整備基金の積立金の増などにより、約15億円（69.9%）の増加となりました。

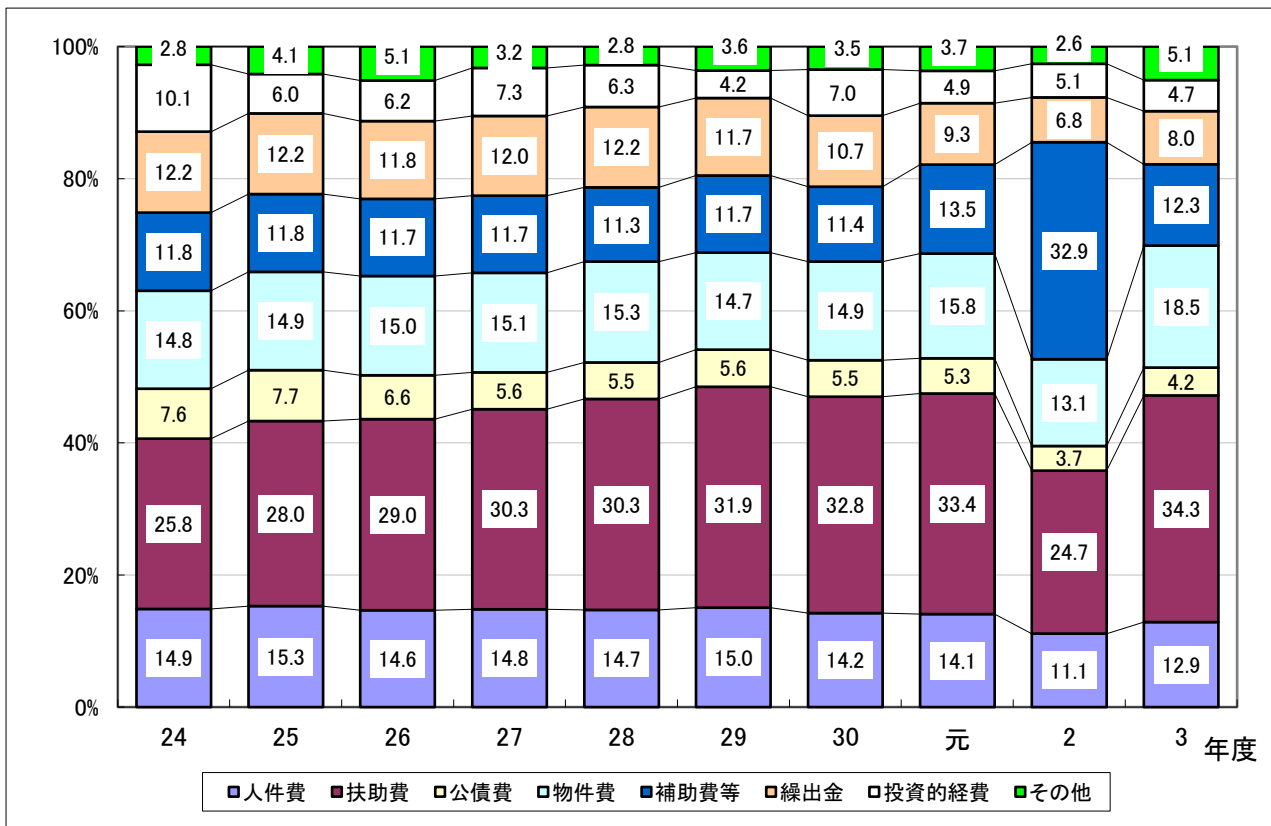
その他の維持補修費などについては、年度により選挙や国勢調査などの臨時的な要因によって増減しますが、経常的な経費については常に見直しをしていく必要があります。

性質別歳出の推移

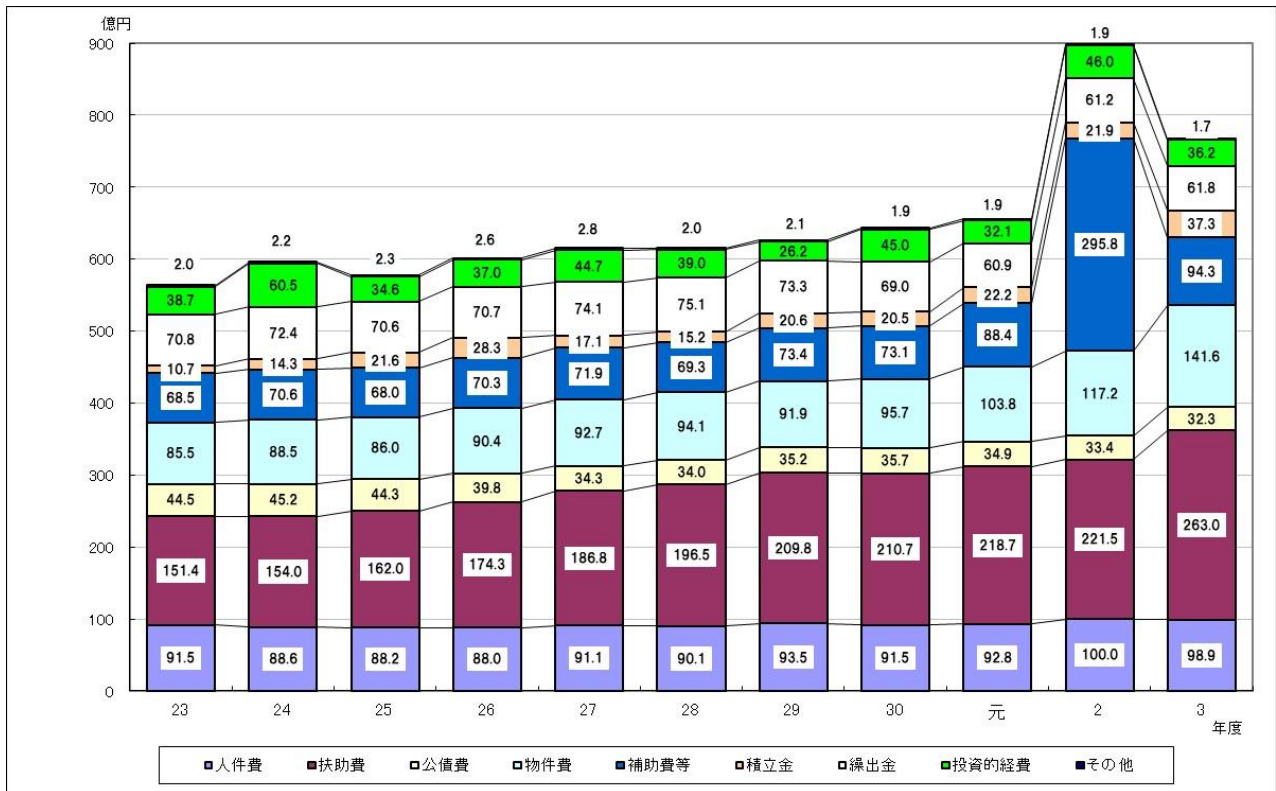
(単位:億円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	2-3 増減額
人件費	88.6	88.2	88.0	91.1	90.1	93.5	91.5	92.8	100.0	98.9	△1.1
扶助費	154.0	162.0	174.3	186.8	196.5	209.8	210.7	218.7	221.5	263.0	41.6
公債費	45.2	44.3	39.8	34.3	34.0	35.2	35.7	34.9	33.4	32.3	△1.1
小計	287.8	294.5	302.1	312.2	320.6	338.5	337.9	346.4	354.9	394.3	39.4
物件費	88.5	86.0	90.4	92.7	94.1	91.9	95.7	103.8	117.3	141.6	24.3
維持補修費	2.2	2.3	2.6	2.8	2.0	2.1	1.9	1.9	1.5	1.7	0.2
補助費等	70.6	68.0	70.3	71.9	69.3	73.4	73.1	88.4	295.8	94.3	△201.5
積立金	14.3	21.6	28.3	17.1	15.2	20.6	20.5	22.2	21.9	37.2	15.4
投資及び出資金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰出金	72.4	70.6	70.7	74.1	75.1	73.3	69.0	60.9	61.2	61.8	0.6
投資的経費	60.5	34.6	37.0	44.7	39.0	26.2	45.0	32.0	46.0	36.2	△9.8
合計	596.3	577.6	601.4	615.5	615.3	626.0	643.1	655.7	898.5	767.1	△131.5

図表 2-25 性質別歳出の構成比推移



図表 2-26 性質別歳出の推移

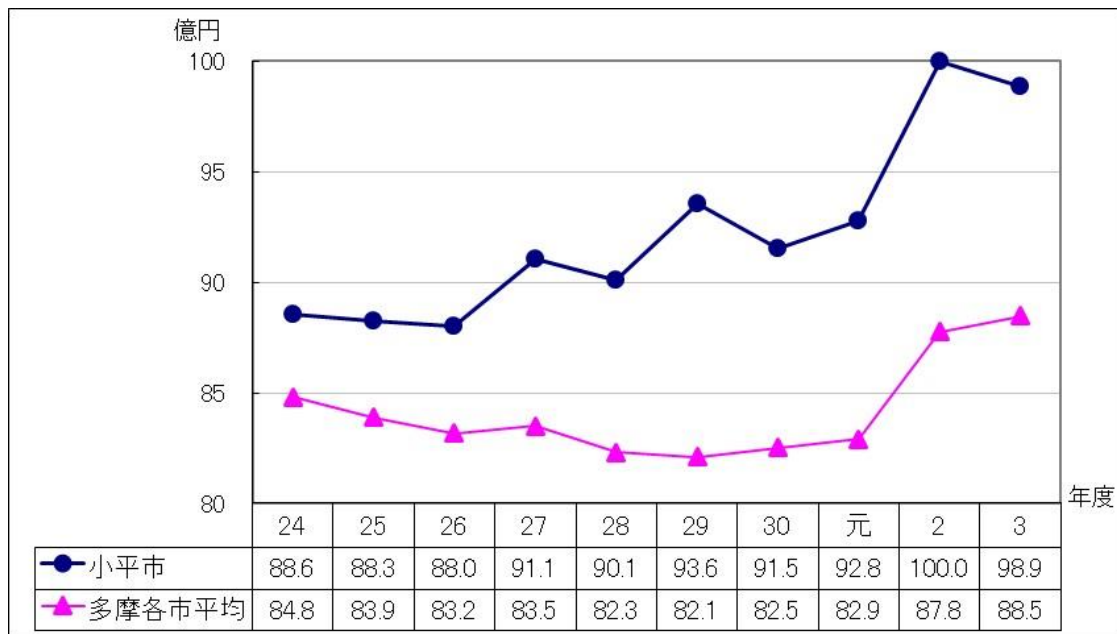


(ア) 人件費

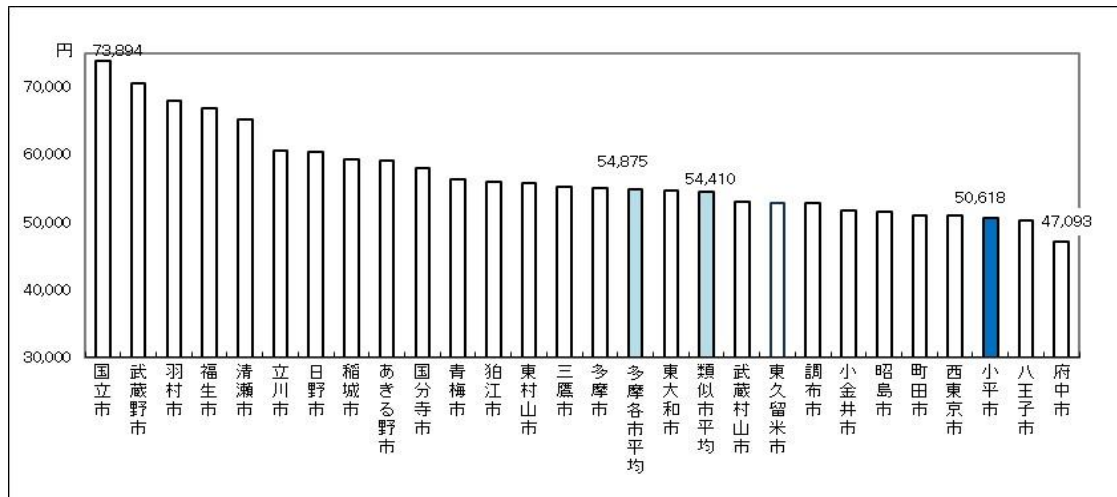
人件費には、職員の給与や、市長、議員、各種審議会委員報酬、会計年度任用職員報酬などが含まれます。10年間の人件費の推移を見ると、平成26年度までは退職者数の減少などにより減少傾向でしたが、平成29年度は市長選挙などの各種選挙の実施などにより増加しました。平成30年度は退職手当の減により減少し、令和2年度は会計年度任用職員の報酬及び期末手当の増などにより大きく増加しました。令和3年度は退職者数の減により減少しました。

図表2-28の市民一人当たりの人件費でみると、小平市は5万618円で多摩26市中低い方から3番目になっています。小平市では民間委託の積極的な推進や、会計年度任用職員などの活用により人件費を抑制してきたため、類似市平均5万4,410円や多摩各市平均5万4,875円と比較してもかなり低いことがわかります。

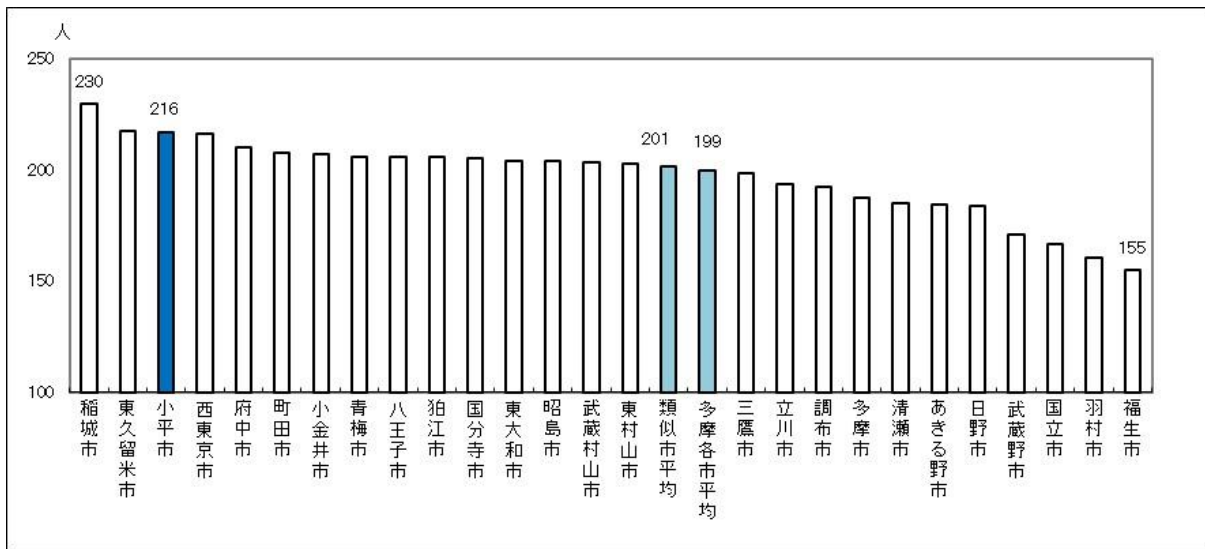
図表2-27 人件費の推移



図表2-28 市民一人当たりの人件費



図表 2-29 職員一人当たりの住民基本台帳人口

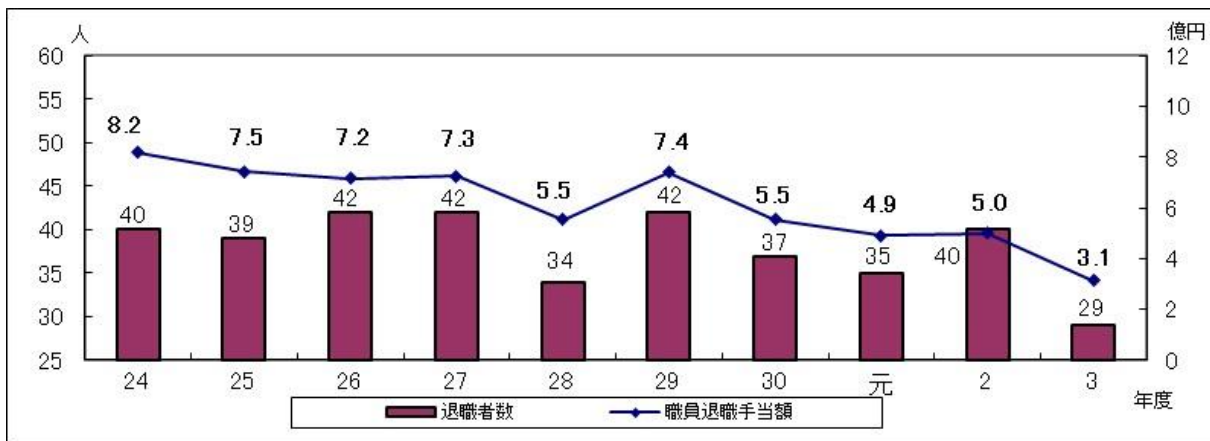


※職員数は他市と比較するために普通会計ベースでカウントしたもの。また、消防職員は入っていない。

職員一人当たりの住民基本台帳人口を比較すると、約216人で多摩26市中3番目に多くなっており、少ない職員数で市政運営をしていることが分かります。

《退職手当》

図表 2-30 退職者数と職員退職手当額の推移



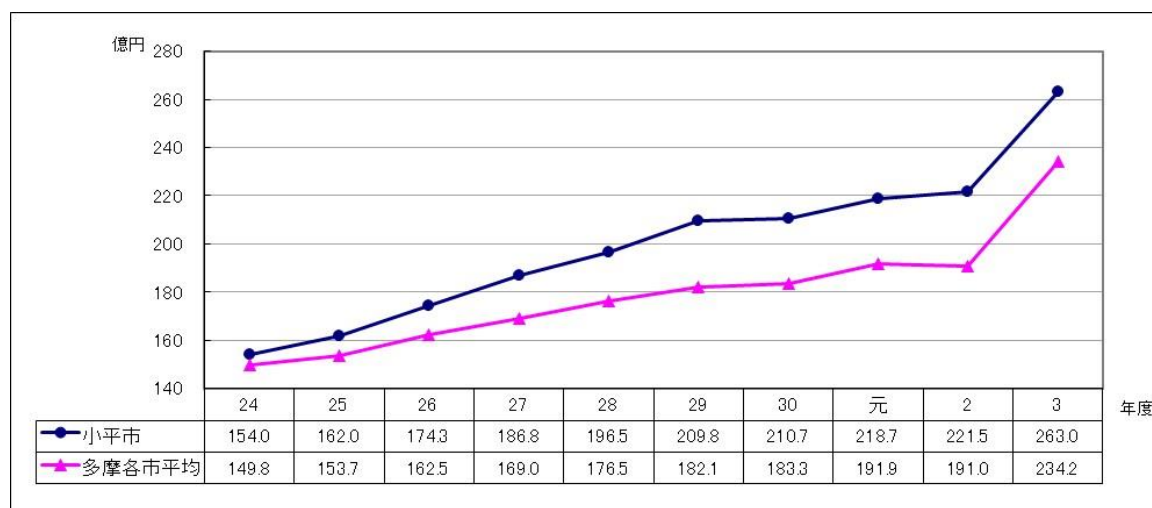
退職者数の推移を見ると、年度によりばらつきがあるものの、退職者数はおよそ40人前後で推移しています。

令和3年度の退職者については29人となり、前年度と比較して退職者数が減となったことに伴い、退職手当額も減少しています。

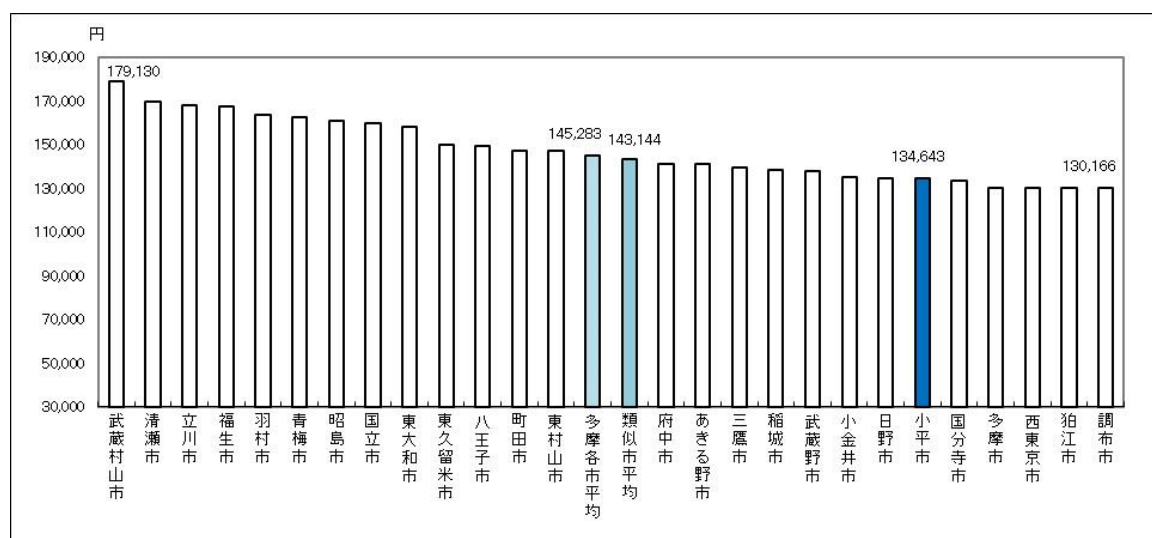
(イ) 扶助費

扶助費は、障がい者のための社会福祉費、高齢者のための高齢者福祉費、子育てや児童のための児童福祉費、生活保護のための生活保護費などに分かれています。平成19年度には100億円程度でしたが、平成29年度には200億円を超え、その後も一貫して増加しており、歳出全体に占める構成比は30%前後で推移している状況となっています。令和3年度については、子育て世帯等への臨時特別給付金事業の実施などにより大きく増加しました。

図表 2-31 扶助費の推移

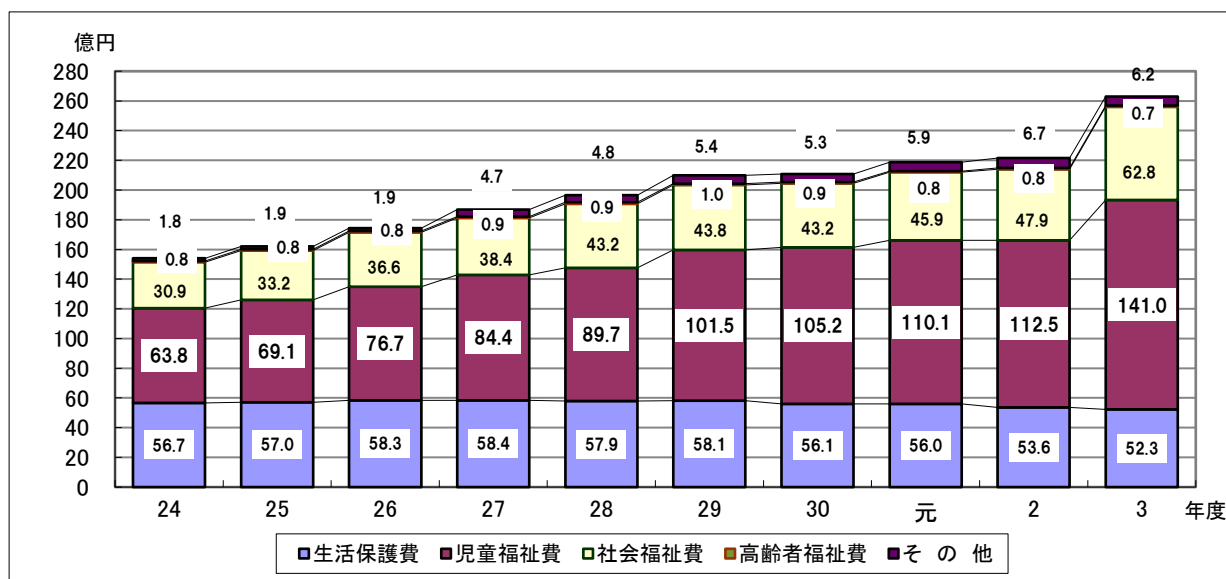


図表 2-32 市民一人当たりの扶助費

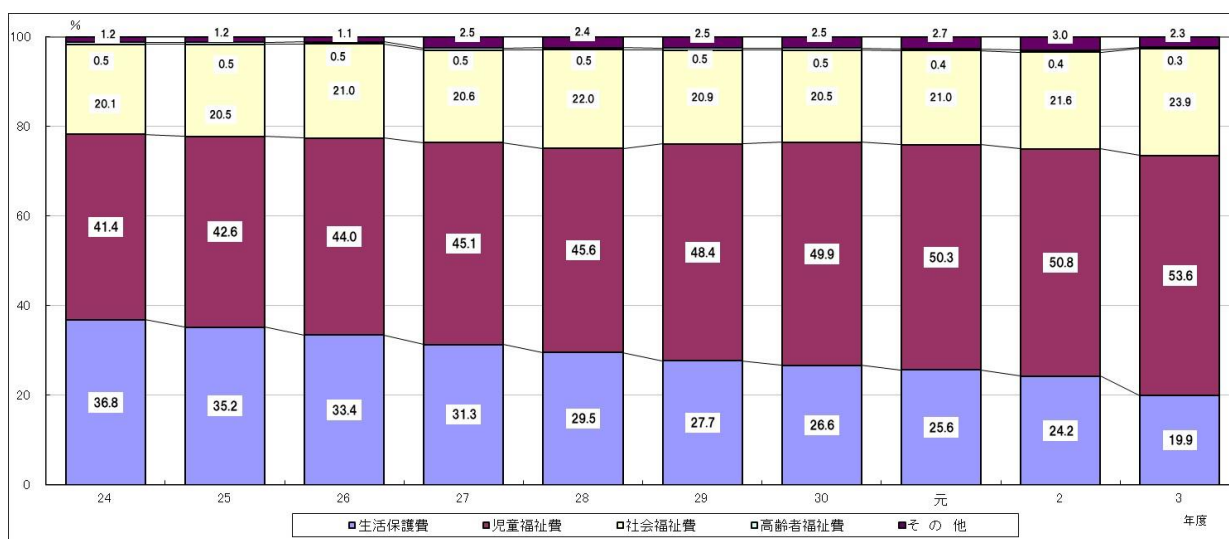


図表 2-32は、令和3年度決算における多摩26市の市民一人当たりの扶助費を比較したものです。小平市は13万4,643円で、多摩各市平均14万5,283円、類似市平均14万3,144円を下回っています。令和2年度と比較すると、金額で2万1,377円増加しましたが、多摩26市中の順位は前年の19位から21位となりました。

図表 2-33 扶助費の内訳推移（決算額）



図表 2-34 扶助費の内訳推移（構成割合）



図表 2-33を見ると、児童福祉費は、保育需要の高まりに対応するために民間保育園の整備を進めていることから、保育実施等委託の経費が増加しています。また、令和3年度は、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施したことから、令和2年度との比較では約28.5億円増加しました。

生活保護費は、近年は横ばいでしたが、令和3年度は約1.3億円減少しています。

また、障害者自立支援給付費の増加により、社会福祉費は増加傾向にあります。令和3年度は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を実施したことから、令和2年度との比較では約14.9億円増加しています。

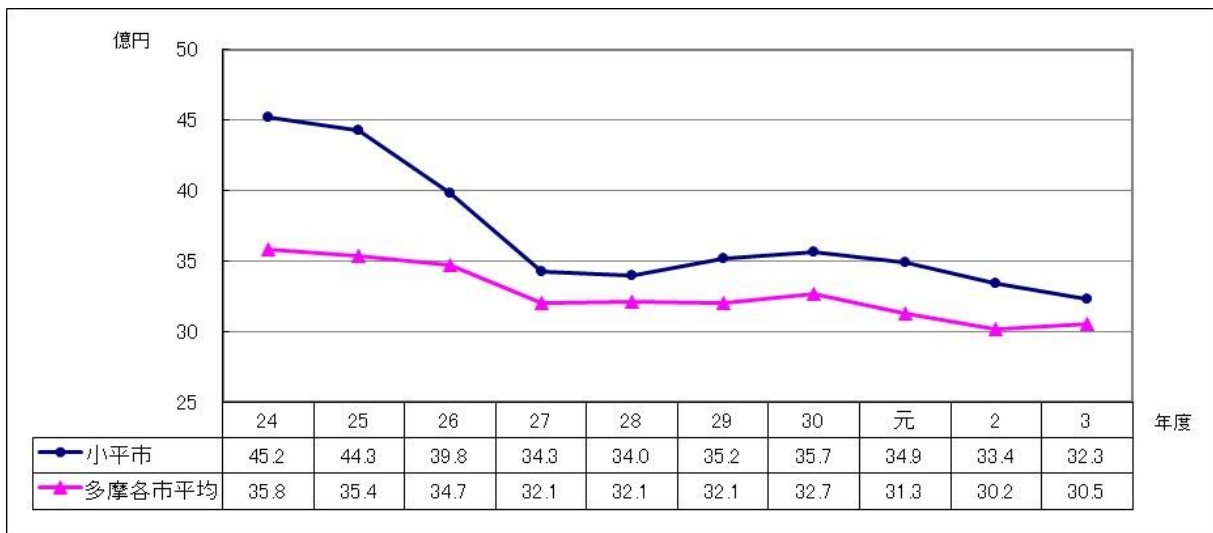
少子高齢化社会の進展につれ、社会保障費用は自然増の傾向がありますが、固定的な費用の増加にも繋がるため、提供サービスの選択は十分見極めて進めていく必要があります。

(ウ) 公債費

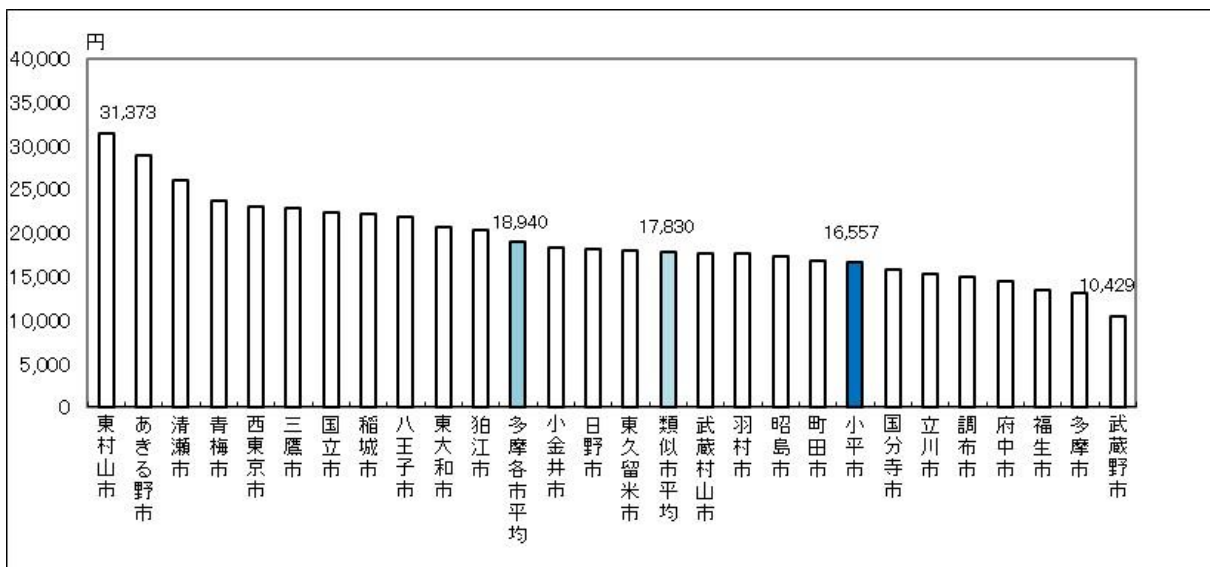
公債費は、市が借り入れた借金（市債）に対する元金の償還と利子の支払額です。

平成25年度までは45億円前後と高止まりの状況でしたが、平成26年度に住民税等減税補てん債の償還が終了したことなどにより減少し、その後は下げ止まりとなり、令和3年度は32億3千万円となりました。

図表 2-35 公債費の推移



図表 2-36 市民一人当たりの公債費



図表 2-36は、令和3年度決算の市民一人当たりの公債費です。小平市の市民一人当たりの公債費は1万6,557円で、多摩各市平均1万8,940円、類似市平均1万7,830円を下回っています。令和3年度と比較すると、金額で532円減少しましたが、多摩26市中の順位は19位で変動はありませんでした。

公共施設などを建設する場合には多額のお金が必要であるため、借金である市債を借り入れます。また、税金を納めていただいている現役世代の方々だけでなく、次世代の方々にも公平に負担していただくという視点からも活用しています。

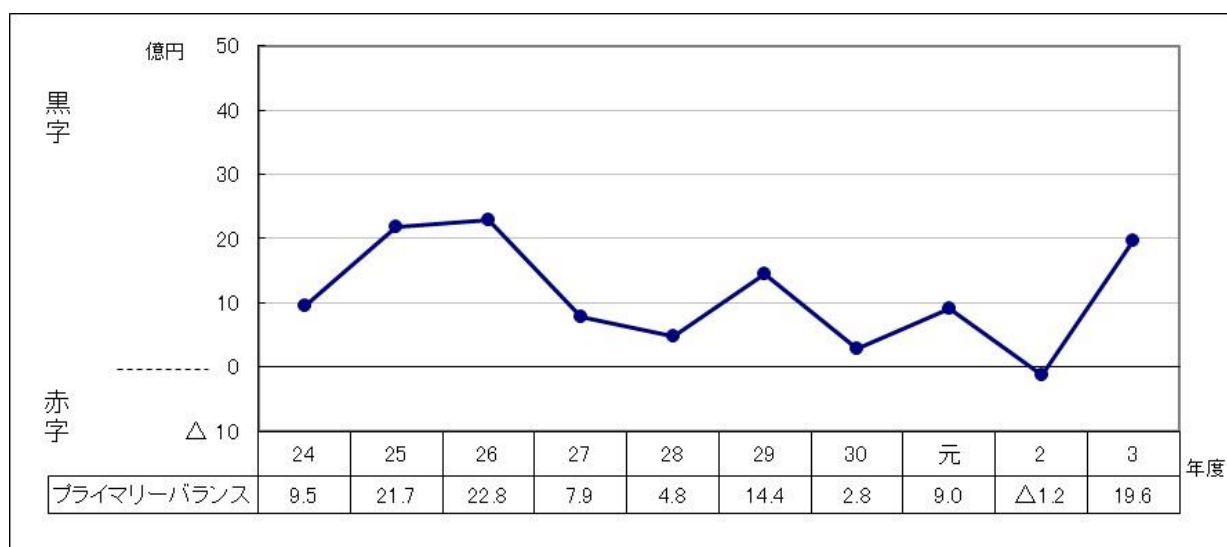
市債については、後年度の公債費を減少させるために償還元金以下に抑え、債務残高を減らしてきました。公共施設等の更新においては、これまでの債務残高の減少を活かして公債費の負担が一時に偏らないよう、市債残高を適切に管理していきます。

《プライマリーバランス》

プライマリーバランスとは、国や地方自治体の基礎的な財政収支のことをいいます。プライマリーバランスが黒字（プラス）であれば、借金（市債）や貯金（基金）に頼らない財政運営ができていることを意味します。

小平市は、国と違う方式でプライマリーバランスを算出しており、資料のプライマリーバランスの推移に詳しく記載しています。

図表 2-37 プライマリーバランスの推移



令和3年度におけるプライマリーバランスは約19.6億円の黒字となりました。前年度と比べ、地方債の発行額が減となったほか、財政調整基金の積立額が増となったことによるものです。

プライマリーバランスは、市債の借入額が返済額よりも多いか、基金の取崩額が積立額よりも多いと赤字となり、この場合は市債の残高が増または基金の現在高が減となります。人口減少社会に進んで行く中で、将来世代への負担の軽減を視野に入れて、プライマリーバランスの管理をしていく必要があります。

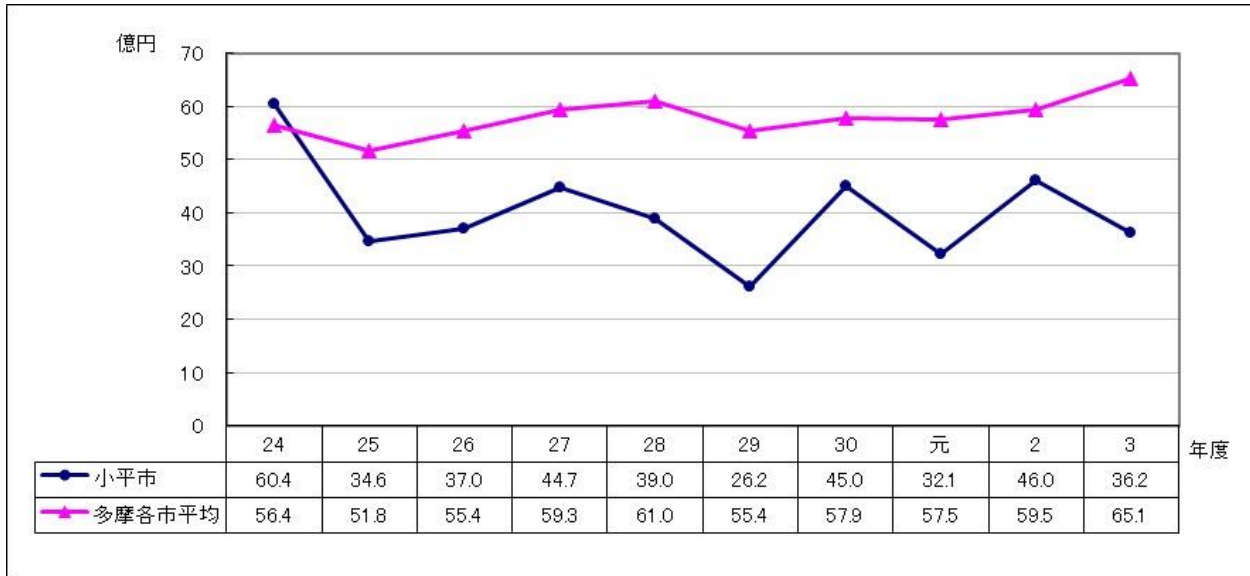
(エ) 投資的経費

投資的経費は、主に道路や公共施設などの建設整備や用地取得に要する費用です。

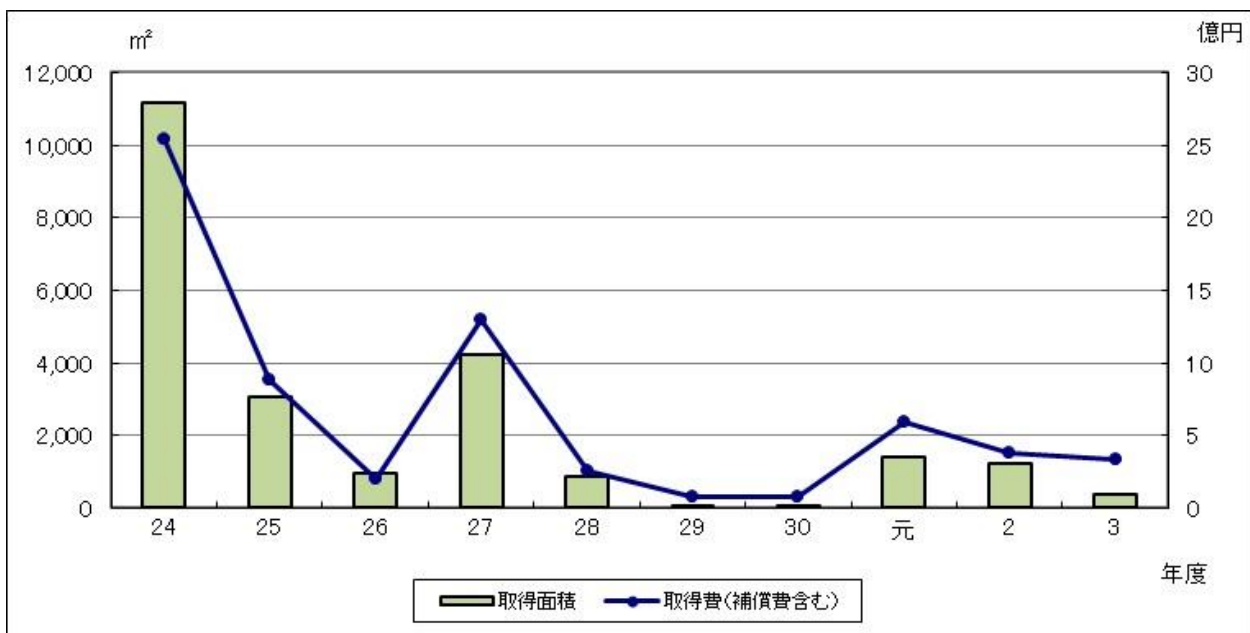
平成24年度は都市計画道路用地取得や小・中学校への空調設備設置事業を実施したため、大幅に増加していますが、平成25年度から令和2年度までは約30億円から40億円前後で推移しています。令和3年度は、花小金井南中学校地域開放型体育館新築工事の終了などにより約36億円となり、令和2年度と比べて大きく減少しました。

今後は都市計画事業の実施、市街地再開発事業の推進、公共施設の老朽化に伴う維持補修工事や更新工事の実施などにより投資的経費が急増することが見込まれます。

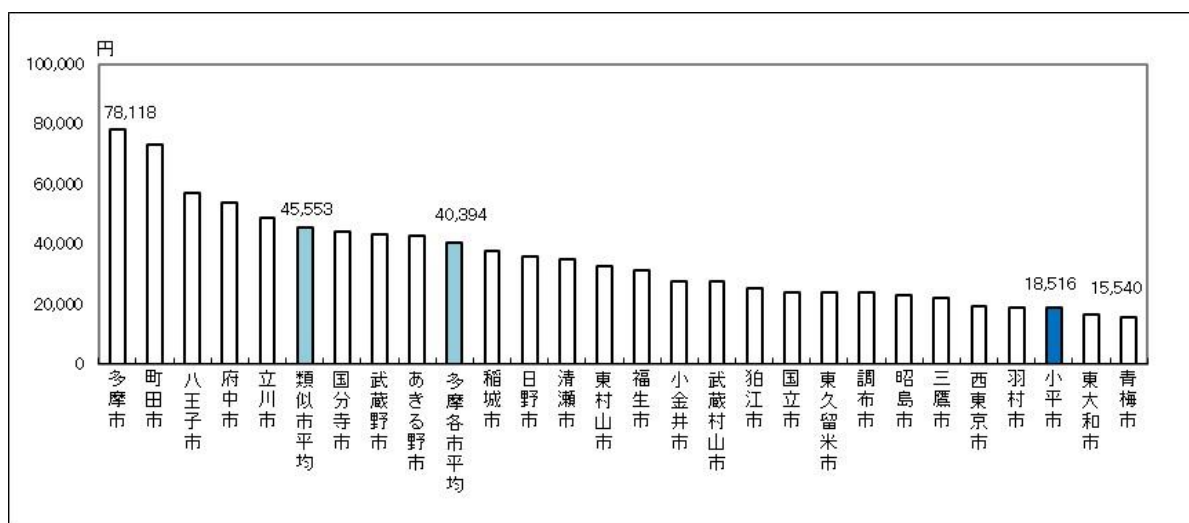
図表 2-38 投資的経費の推移



図表 2-39 投資的経費のうち用地取得の推移

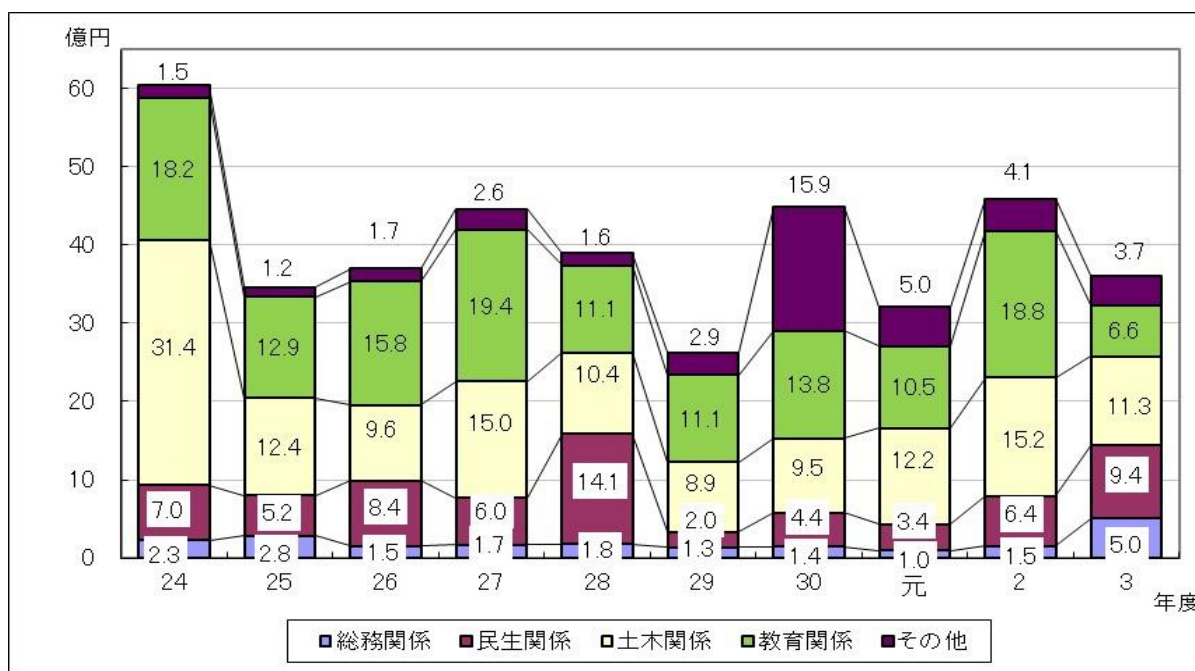


図表 2-40 市民一人当たりの投資的経費



小平市の市民一人当たりの投資的経費は1万8,516円で、類似市平均4万5,553円、多摩各市平均4万394円を大きく下回っています。令和2年度と比較すると5,005円減少し26市中の順位は22位から24位となりました。

図表 2-41 投資的経費の内訳



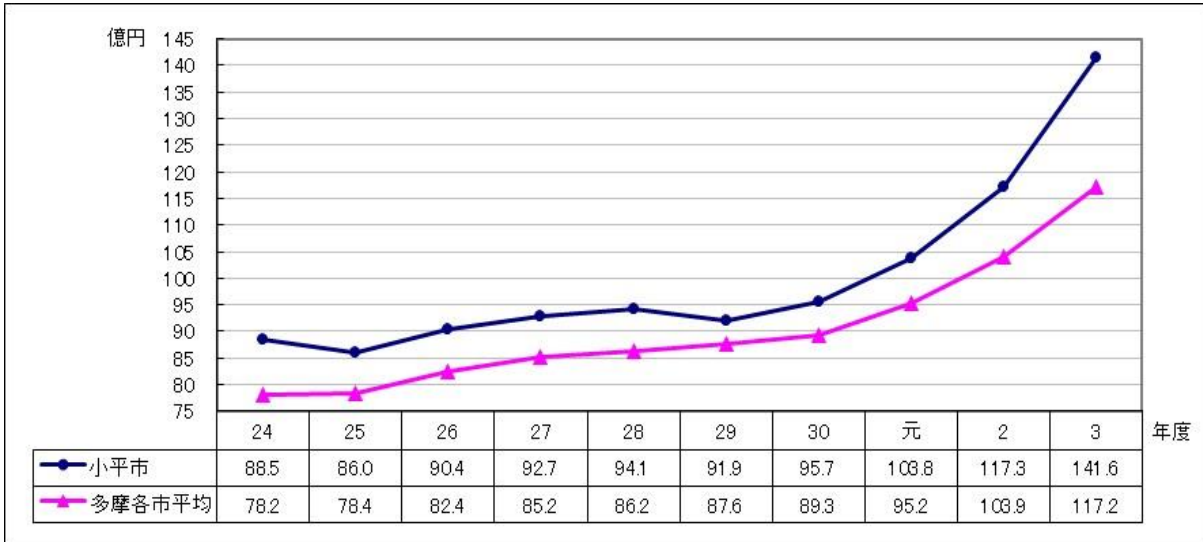
図表 2-41は投資的経費を目的別に見たものです。平成24年度の土木関係の大幅な増加は新みちづくり・まちづくりパートナー事業の用地取得によるものです。

令和3年度は花小金井南中学校地域開放型体育館新築工事の終了や小川駅西口地区再開発事業などの減により教育関係・土木関係が令和2年度に比べて減となり、全体では約10億円減少しました。

(オ) 物件費

物件費は、職員等の旅費、交際費、事業用消耗品等の需用費、通信料等の役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費などがこれにあたります。

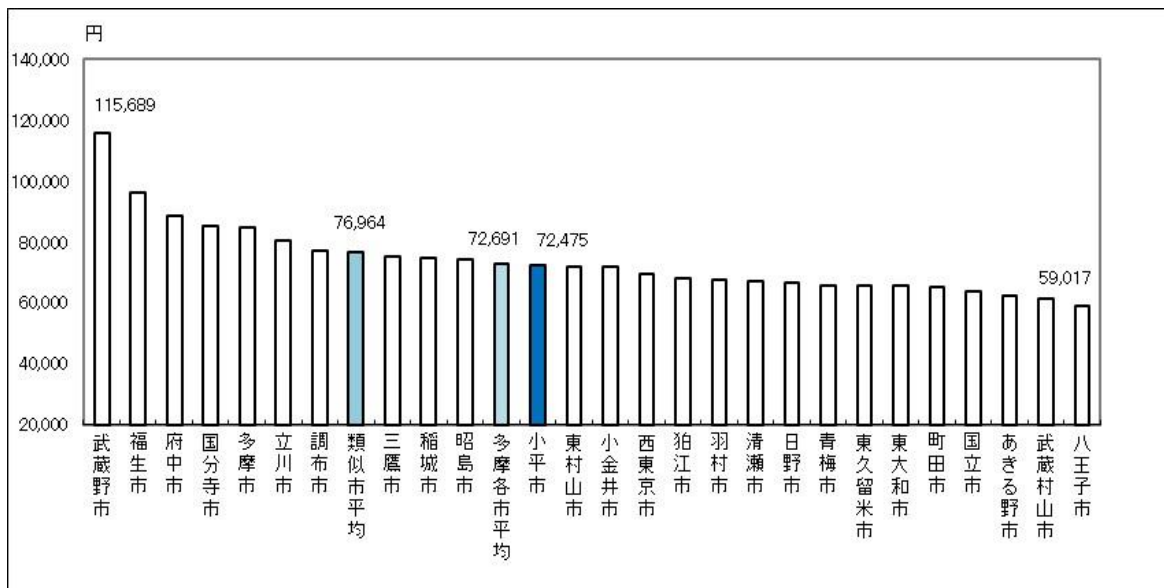
図表 2-42 物件費の推移



小平市の物件費の推移は、平成23年度から平成24年度にかけて実施した住民情報システムの再構築や有料自転車駐車場の指定管理導入などの影響により85億円を超えました。平成26年度には消費税率引き上げの影響により90億円を超えました。令和元年度には塵芥収集委託や学童クラブ指定管理料などの影響により100億円を超えました。

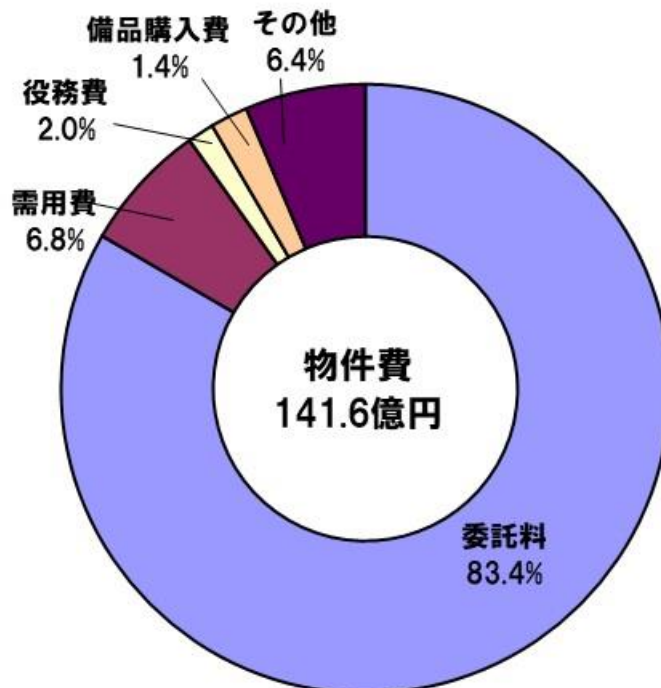
令和3年度は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施などにより、令和2年度と比べ約24億3千万円大きく増加しました。

図表 2-43 市民一人当たりの物件費



また、市民一人当たりの物件費を各市と比較してみると、小平市は7万2,475円となっており、類似市平均7万6,964円、多摩各市平均7万2,691円を下回っています。令和2年度と比較すると金額で1万2,514円増加し、26市中の順位は18位から11位となりました。

物件費の内訳



物件費の約8割を占めているのが委託料です。委託料の主なものとしては、塵芥収集や資源物収集運搬等のごみ処理に係る委託のほか、市民文化会館や学童クラブなどの指定管理料、小学校給食調理委託などがあります。住民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、委託化を進めて民間事業者のノウハウを活用しています。なお、令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施により委託料は大きく増加しています。

6.8%を占める需用費には庁舎をはじめ各公共施設や学校、公園、街路灯などの光熱水費があります。

委託料・・・施設の清掃などの維持管理、各種業務の委託など

需用費・・・消耗品の購入、公共施設の光熱水費など

備品購入費・・・公共施設で使用する備品、車両など

役務費・・・切手などの郵便代、電話料金など

その他（主なもの）

旅費・・・職員の出張旅費など

借上料・・・システム機器や自動車などの借上料

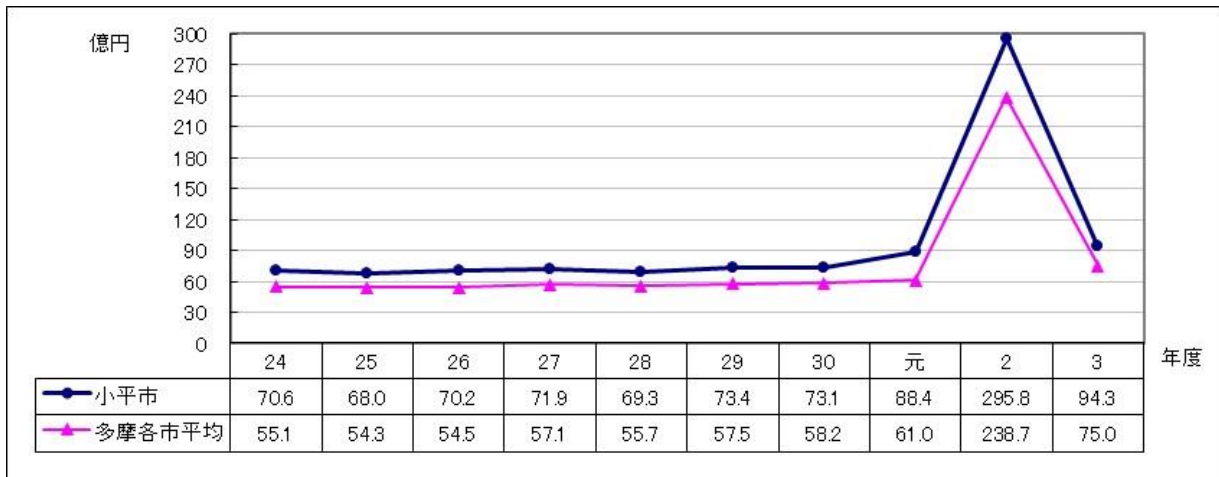
交際費・・・市長や議長などの交際費

(カ) 補助費等

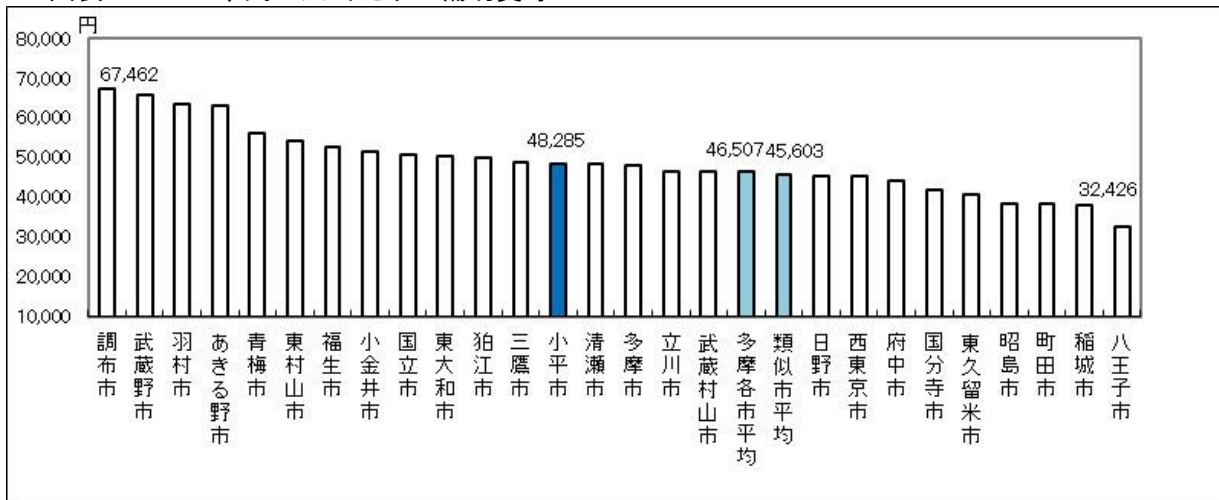
補助費等は、消防事務の委託金、昭和病院企業団、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、多摩六都科学館組合などの一部事務組合への負担金、下水道事業会計繰出金のほか、財政援助団体等への補助などが該当します。

令和3年度は特別定額給付金給付事業の終了、市税還付金の減などにより、令和2年度と比較し、約201億5千万円の減となりました。

図表 2-44 補助費等の推移



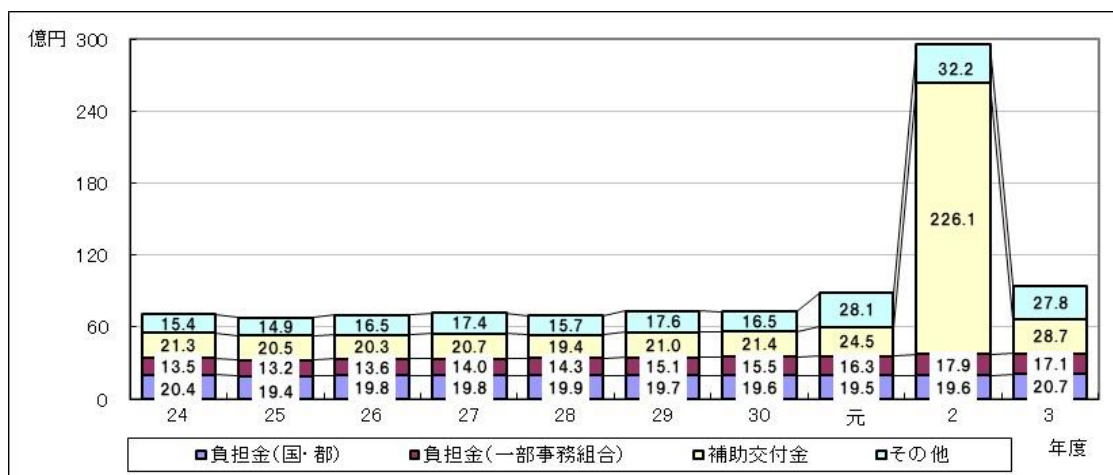
図表 2-45 市民一人当たりの補助費等



令和3年度の補助費等決算額は約94億円となり、多摩各市平均を上回っています。また、市民一人当たりでも4万8,285円となり、多摩各市平均や類似市平均を上回っています。26市中の順位は9位から13位となり、中位に位置しています。小平市は、昭和病院構成市分賦金、多摩六都科学館組合負担金や合流式下水道の割合が高く、私立幼稚園教育が充実していることから補助費等が高くなっています。

なお、財政援助団体等への補助については、「今後の補助金制度の考え方」の方針に沿って、適正な補助金の交付に努めています。

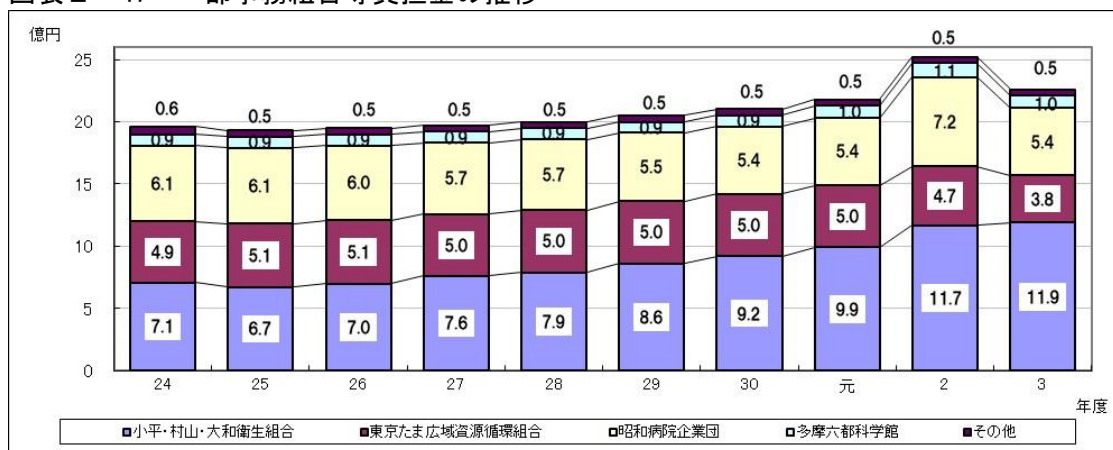
図表 2-46 補助費等の状況



補助費等は補助の対象により次のように分けられます。

- 負担金（国・都）……………常備消防事務に関する委託経費
- 負担金（一部事務組合）…ごみ処理事業など一部事務組合に対する負担金
- 補助交付金……………社会福祉協議会など市内の各種団体等に対する補助金
- その他……………各種謝礼や市税還付金など

図表 2-47 一部事務組合等負担金の推移



市町村が、ごみ処理や病院事業などの事務を複数の市町村と共同して行うために設立した団体を一部事務組合といいます。

一部事務組合への負担金のうち、ごみ処理に係る経費が大半を占めています。

小平・村山・大和衛生組合は、過去に借り入れた起債の償還が進んだことから減少傾向にありましたが、平成27年度からは増加傾向となっています。東京たま広域資源循環組合（最終処分場）は、焼却残さを利用したエコセメント事業を平成18年度から実施したことにより増加傾向となり、近年は5億円前後で推移していましたが、令和3年度は公債費及び焼却残さ搬入量等の減により減少しています。

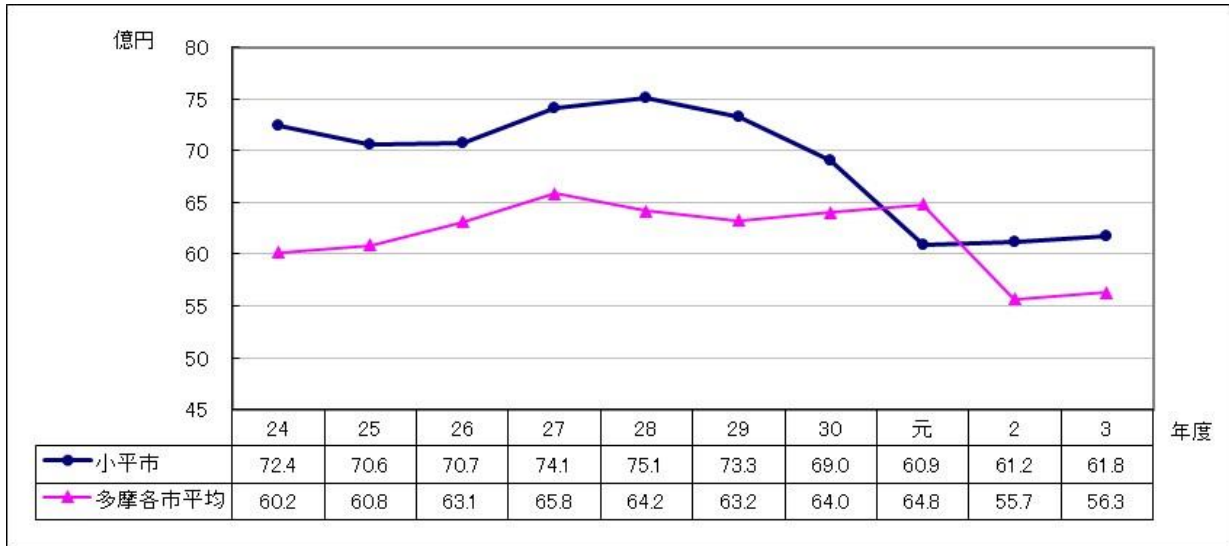
また、昭和病院企業団は、令和2年度に臨時措置として行った特別財政支援の終了により減少しました。

今後は施設の老朽化に伴い、施設改修や維持補修に係る経費の増加が見込まれることから、各組合への負担金も増加することが見込まれます。

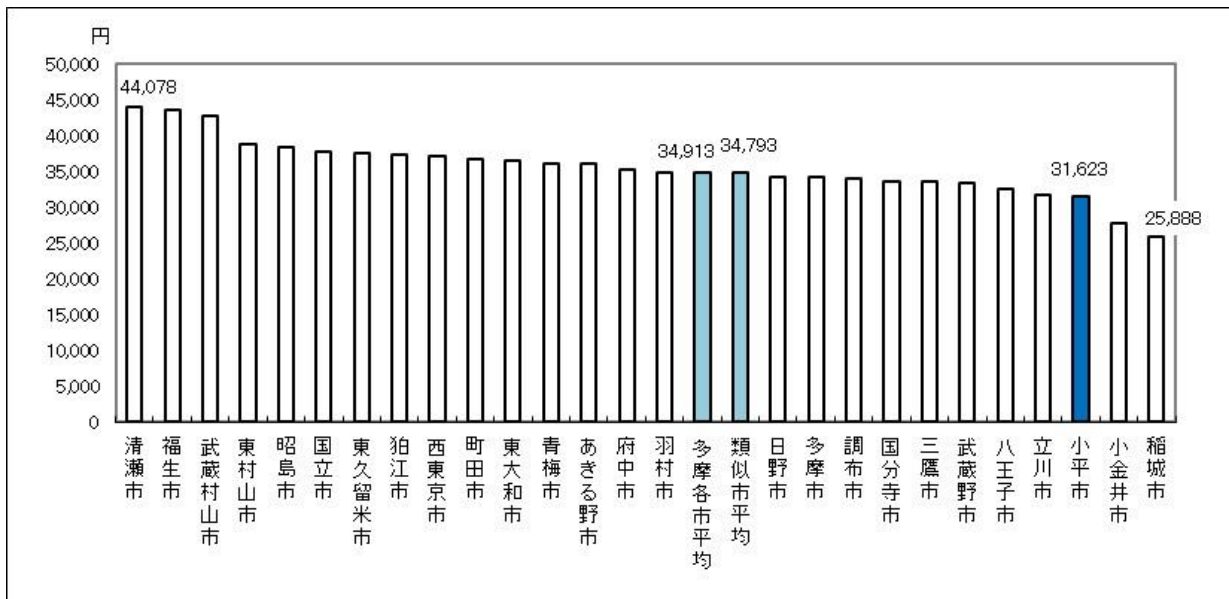
(キ) 繰出金

繰出金は、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計等の各特別会計へ支出するお金です。

図表 2-48 繰出金の推移



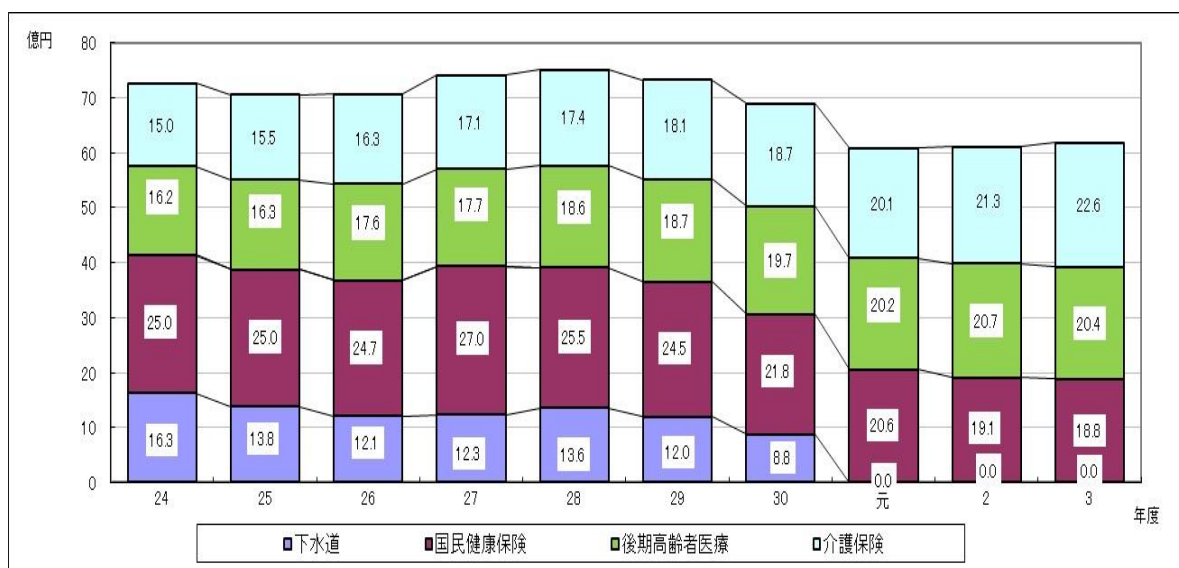
図表 2-49 市民一人当たりの繰出金



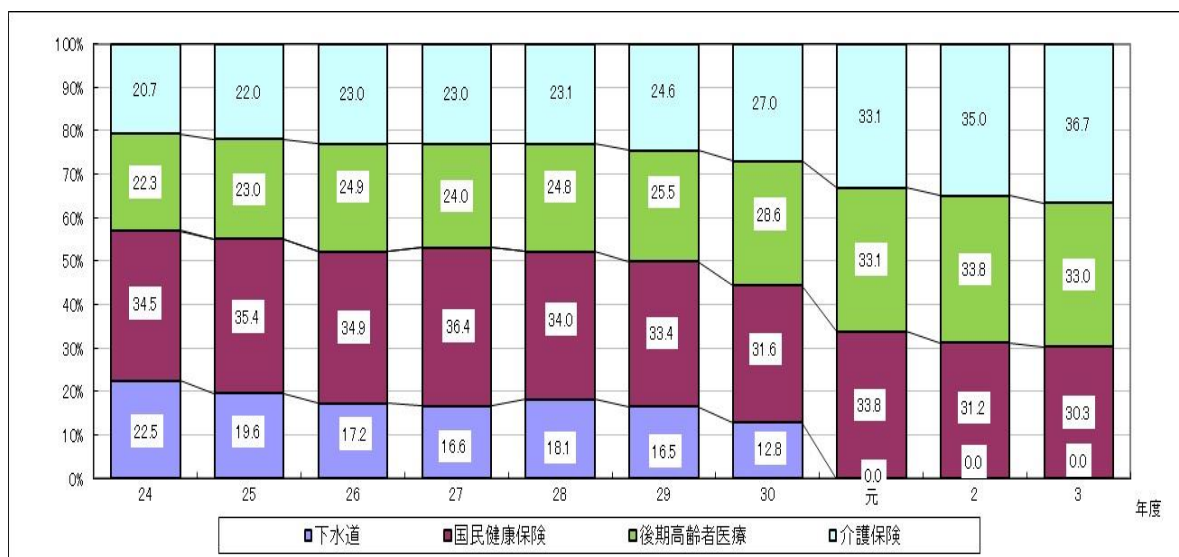
令和3年度決算の繰出金総額は約61億8千万円となり、多摩各市平均の約56億3千万円を上回っています。決算額は、前年度と比べ、介護保険事業特別会計で保険給付費が増となったことなどにより約0.6億円増加しました。

なお、市民一人当たりの繰出金は3万1,623円で、多摩各市平均3万4,913円、類似市平均3万4,793円を下回っています。令和2年度と比較すると、金額で333円増加し、26市中の順位は24位で変動はありませんでした。

図表 2-50 特別会計別繰出金の推移



図表 2-51 特別会計別繰出金割合



特別会計のうち、介護保険事業特別会計については、高齢化の進展による被保険者数の増加が続いており、保険給付費の増加に伴い繰出金も増加し続けています。

後期高齢者医療特別会計は、ほぼ横ばいとなっていますが、被保険者数の増加や一人当たりの医療費の増加が見込まれていることから、増加傾向が続くものとみられます。

一方、国民健康保険事業特別会計は、保険税収の伸びなどにより法定外繰入金が減となったことから、令和2年度に比べ、3千万円の減となりました。

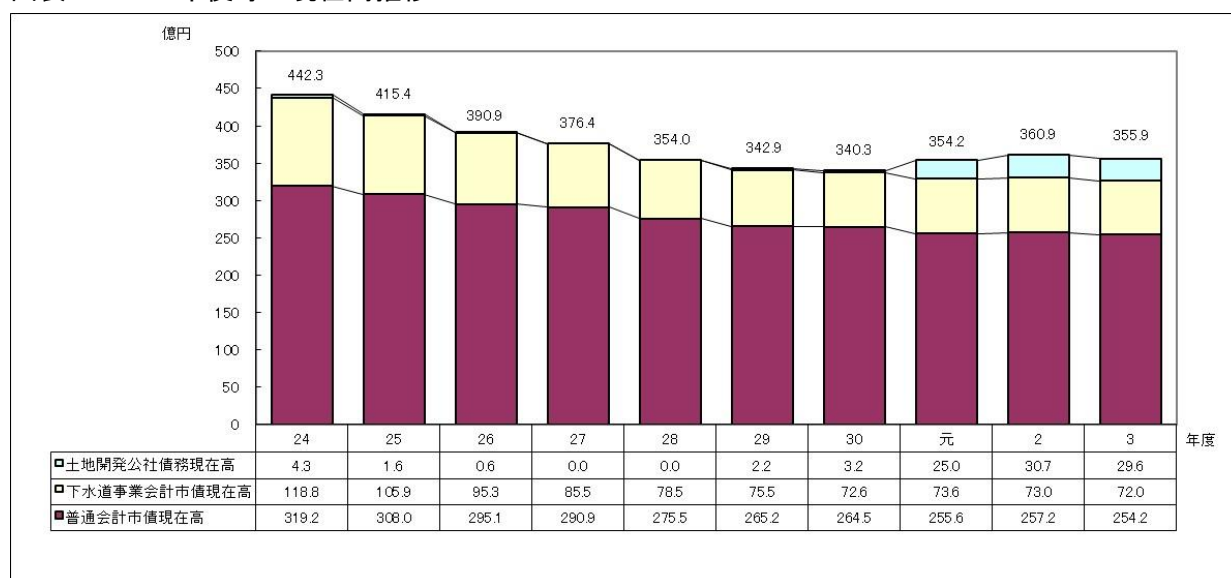
なお、下水道事業会計は令和元年度から地方公営企業法の適用により性質の区分が補助費等に移行しました。

第3 小平市の借金

1 市債等現在高

「市債」は、一般家庭の家計に例えると、住宅や自動車などを購入した際に組むローン(借金)にあたります。

図表3-1 市債等の現在高推移



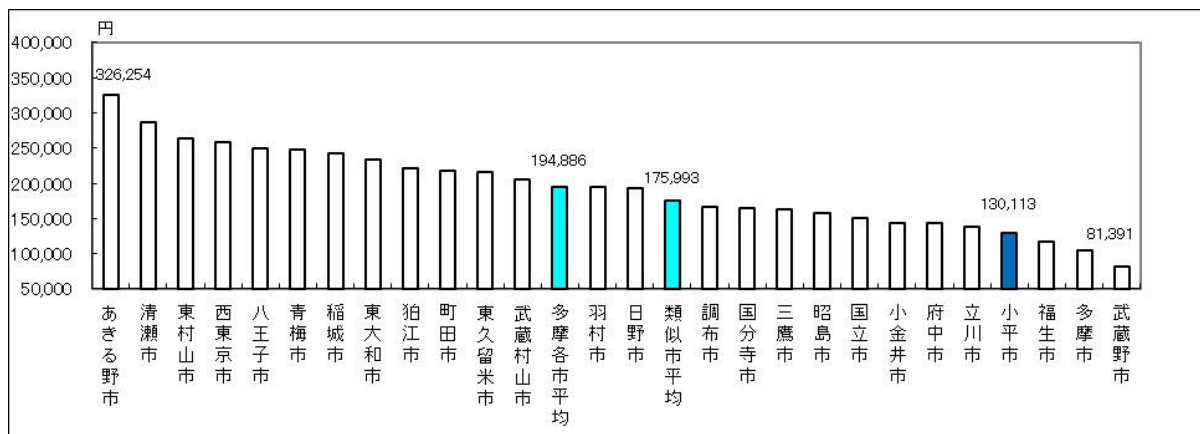
市債等現在高は、平成24年度末には約442億円ありましたが、令和3年度末には約356億円に減っています。

内訳として、債務の減少に努めてきた結果、土地開発公社は平成27年度以降は債務がなくなりましたが、平成29年度以降、都市計画道路用地や鷹の台公園用地を取得し、令和3年度末には29億6千万円の債務残高となりました。

下水道事業会計は、平成2年度に全市公共下水道汚水整備が完成したことで大規模な工事が減少し、新たな借入が減少する一方、償還が進むことで、平成24年度末には118億8千万円あった市債現在高も、令和3年度末には72億円まで減少しました。今後は、老朽化対策等に対応していくため、増加傾向となることが見込まれます。

普通会計は、平成16年度に市債現在高が441億5千万円とピークになりました。小平市の市債現在高は、令和3年度末には254億2千万円まで減少しましたが、今後は老朽化する公共施設の維持補修・改修等にかかる借入により、増加が見込まれています。

図表 3-2 市民一人当たりの市債現在高（普通会計ベース）



図表 3-2 は、普通会計ベースの市民一人当たりの令和3年度末市債現在高です。小平市は13万113円で、多摩各市平均19万4,886円、類似市平均17万5,993円を大きく下回っています。令和2年度と比較すると、金額で1,416円減少しましたが、多摩26市中の順位は23位で変動はありませんでした。

なお、令和4年3月末現在の国債及びその他国債残高（990兆3,066億円、出典：財務省ホームページ）を国民一人当たり（1億2,592万7,902人、出典：総務省ホームページ ※令和4年1月1日現在）で換算すると約786万円になり、小平市の約60倍となっています。

2 債務負担行為

債務負担行為とは、数年度にまたがって行われる事業について、初年度に行った契約に対して支払いが複数年度にわたって発生する場合に、将来の支払いを約束する行為のことをいいます。債務負担行為の翌年度以降の支出予定額とは、後年度に支出することが決まっている、いわばローンのようなものです。

小平市では、学校給食センター更新事業やリサイクルセンター長期包括運營業務委託などについて、債務負担行為を設定しています。

主な債務負担行為

事 項	令和5年度以降の支出予定額※	期 間
小川駅西口新公共施設取得事業	35億8,275万円	令和8年度まで
花小金井小学校増築工事	4億9,649万2千円	令和6年度まで
新住民情報システム自治体クラウド化に係る再構築	6億5,036万2千円	令和8年度まで
学校給食センター更新事業	46億8,100万8千円	令和19年度まで
リサイクルセンター長期包括運營業務委託	15億5,539万4千円	令和15年度まで
小川駅西口地区市街地再開発事業 公共施設管理者負担金	29億7,004万3千円	令和11年度まで

※支出予定額は令和5年度当初予算案時点

第4 小平市の貯金

市では、特定の目的のための貯金（積立基金）や、定額の資金の運用（運用基金）などを行っています。

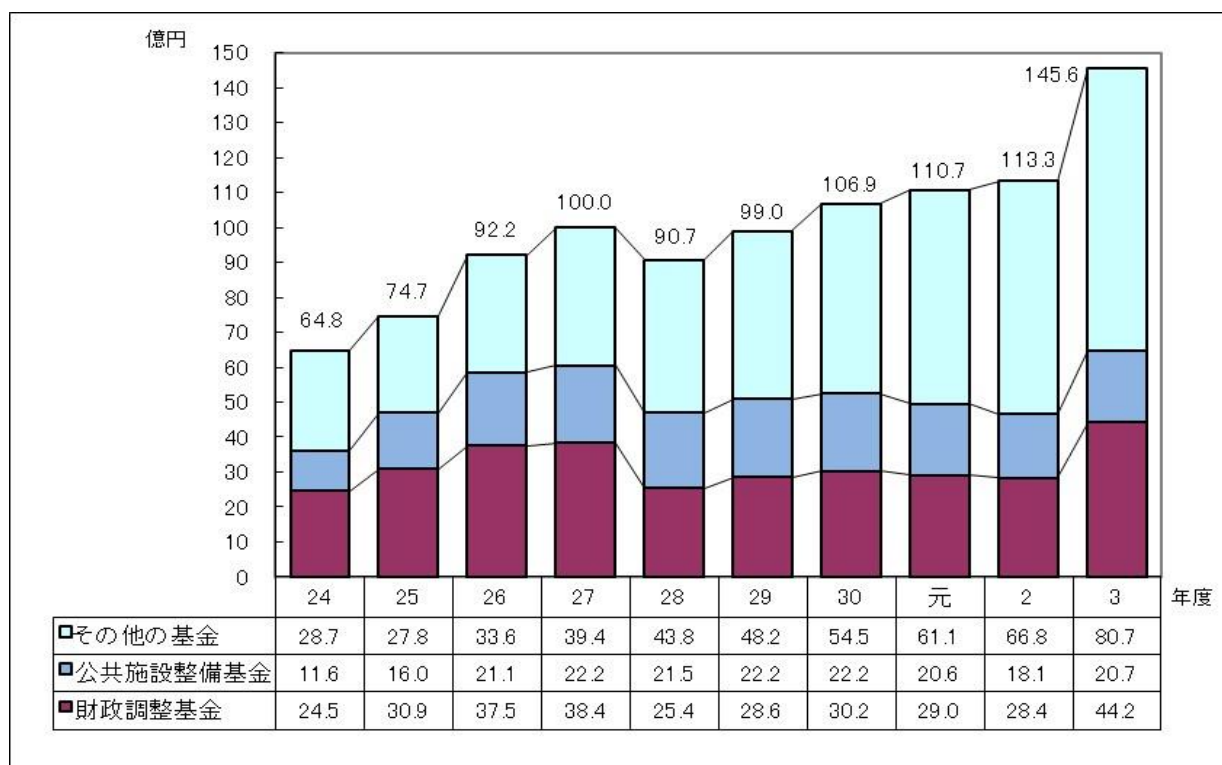
基金のうち大幅な税収減や災害の発生などによる臨時の出費などの備えや、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる貯金のことを「財政調整基金」といいます。

その他の基金には公共施設の整備・改修のために積み立てられる「公共施設整備基金」をはじめ、「職員退職手当基金」、「緑化基金」、「ごみ減量・リサイクル推進基金」などがあります。お金に余裕のある年度に確実に積立てを行っていくことは大変重要です。

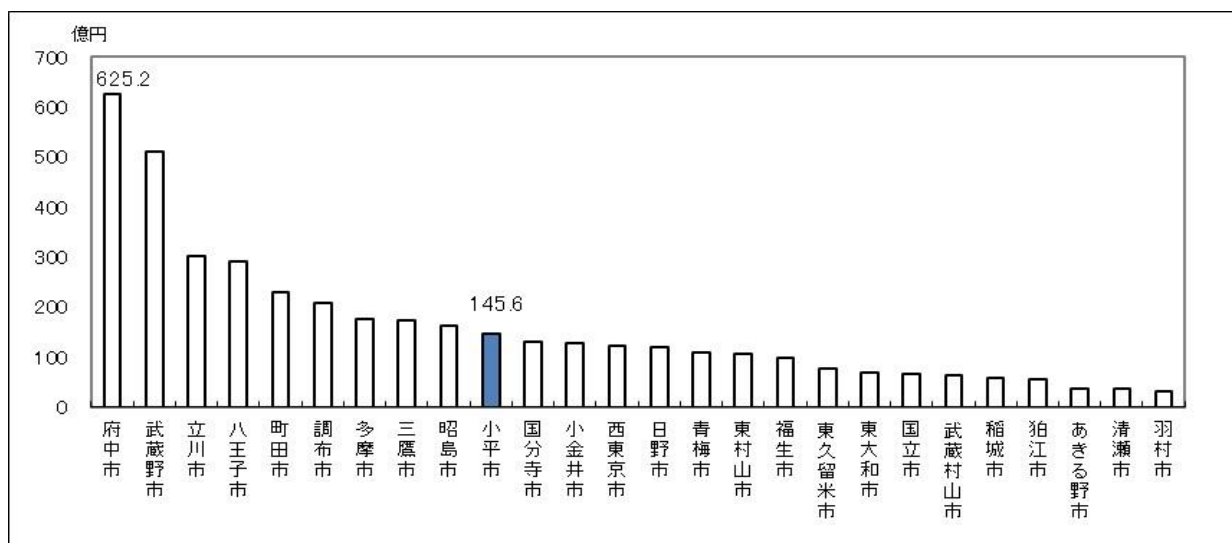
また、計画的な財政運営を行うためには極力財政調整基金に頼らず、毎年の予算執行を行っていくことが大切です。

年度末の基金の残額を積立金現在高といいます。令和3年度末の普通会計ベースの積立金現在高は約145億6千万円となっています。

図表4-1 積立金現在高の推移（普通会計ベース）

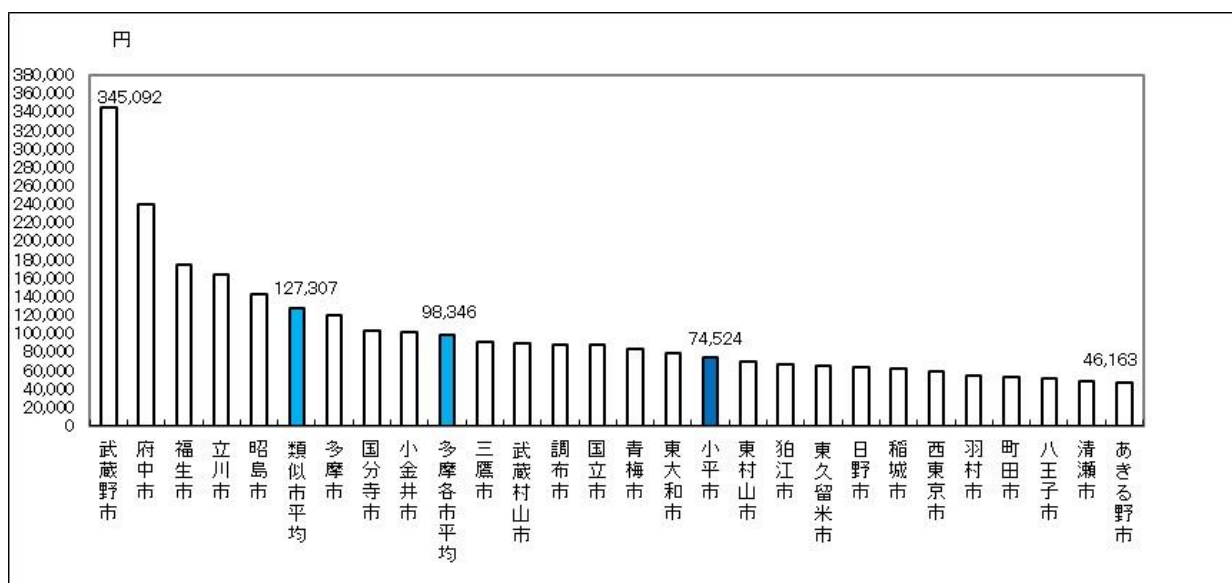


図表 4-2 令和3年度末積立金現在高比較（普通会計ベース）



小平市の積立金現在高は約145億6千万円となり、令和2年度と比較すると約32億3千万円増加しました。多摩26市中の順位は11位から10位となりました。

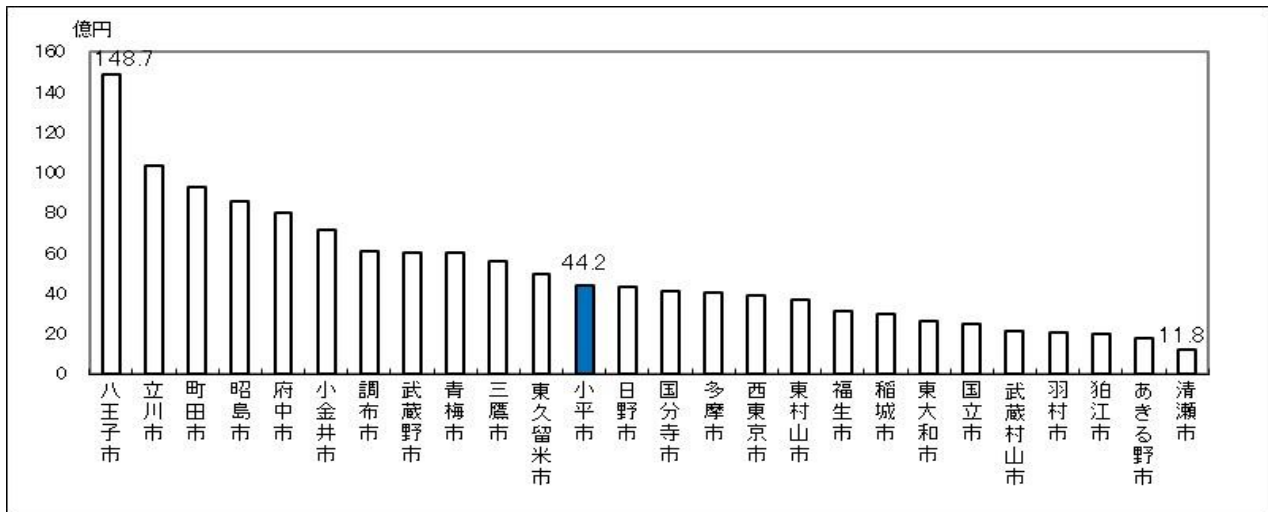
図表 4-3 市民一人当たりの積立金現在高（普通会計ベース）



各市の令和3年度末積立金現在高を市民一人当たりの金額で比較すると、小平市は7万4,524円となり、類似市平均12万7,307円、多摩各市平均9万8,346円を下回っています。令和2年度と比較すると、金額で1万6,568円増加し、多摩26市中の順位は18位から15位となりました。

平成25年度以降は、基金残高が回復傾向にありましたが、平成28年度は不足する一般財源を補てんするため財政調整基金などを取り崩したことから基金残高は減少しました。平成29年度以降、都市計画事業基金を大きく積み立てたことから基金残高は回復し、令和3年度は財政調整基金を大きく積み立てたことから、基金残高はさらに回復しました。

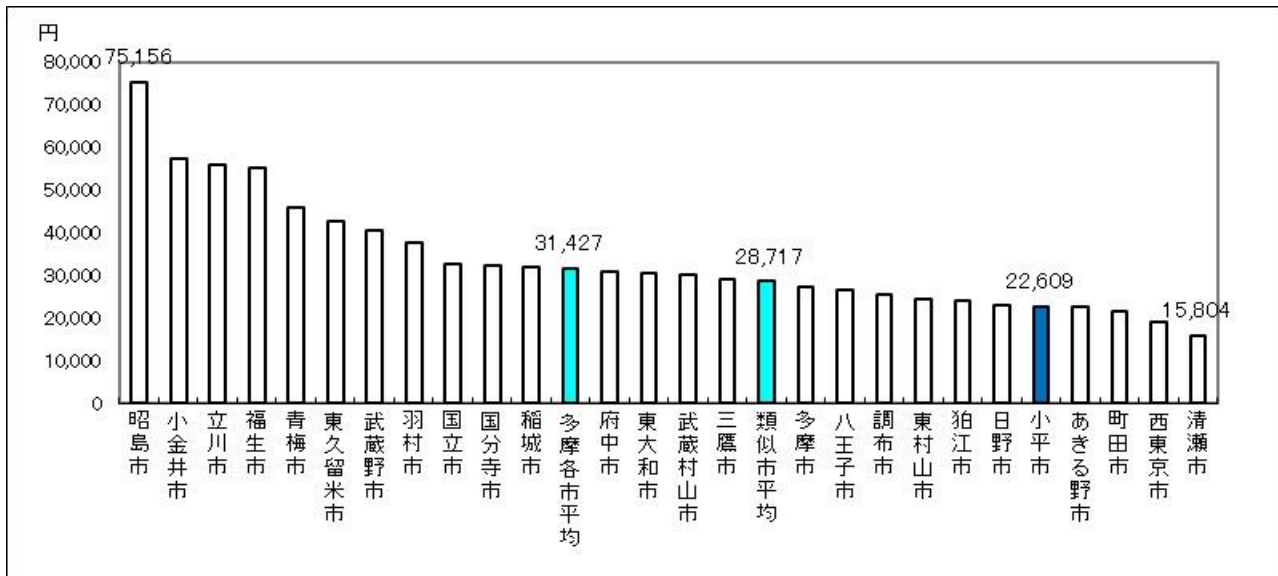
図表 4-4 令和3年度末財政調整基金現在高比較



図表 4-4 は、各市の財政調整基金の現在高です。財政調整基金は予期しない収入の減少や災害など不測の支出増に備えるほか、計画的な財政運営を行うために必要な基金です。財政調整基金の取り崩しが続くと将来厳しい財政運営を迫られることになるため、財源に余裕がある年度には積極的に積立てを行っていく必要があります。

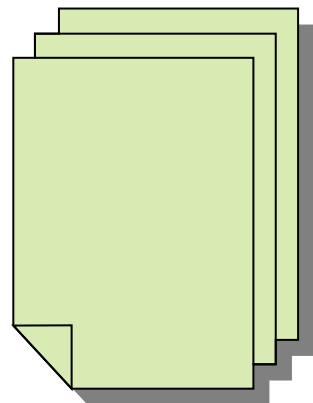
令和3年度末の現在高は約44億2千万円で、令和2年度末現在高と比較して約15億8千万円増加しています。

図表 4-5 市民一人当たりの財政調整基金現在高



令和3年度末の財政調整基金の現在高を市民一人当たりで比較すると、小平市は2万2,609円となり、多摩各市平均の3万1,427円、類似市平均の2万8,717円を下回っています。令和2年度と比較すると、金額で8,096円増加し、多摩26市中の順位は前年の26位から22位となりました。

小平市の市民一人当たりの財政調整基金残高は、依然として多摩各市の中でも低い水準で推移しており、今後の財政需要に備えるためにも引き続き、財政調整基金残高の確保に取り組む必要があります。



第5 指標からみる小平市の財政状況

各団体の財政状況を表す財政指標の中で財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率についてみてみます。

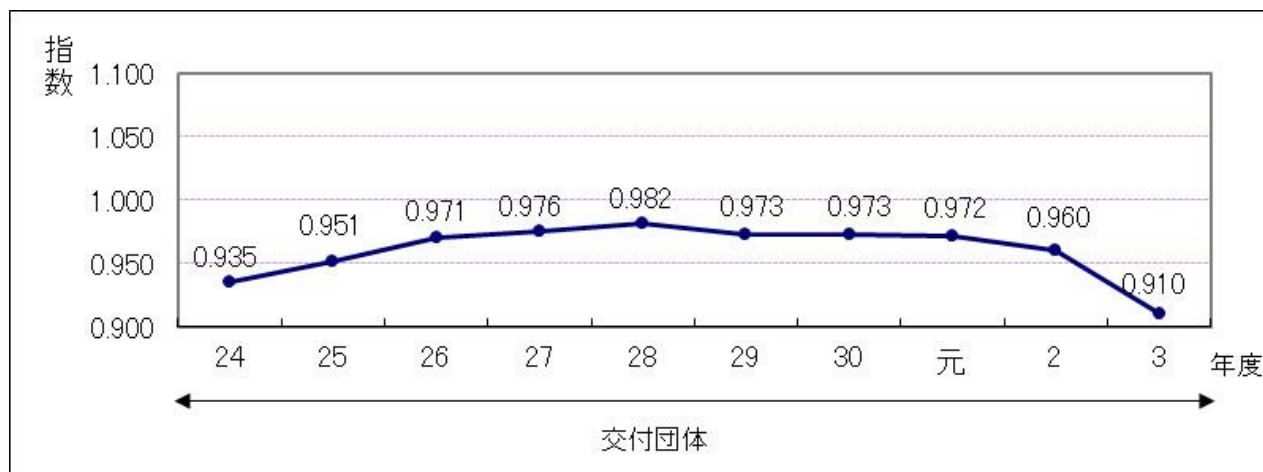
1 収入と支出のバランスは？（財政力指数）

私たちには、日本全国どこに住んでいても、教育や福祉、道路整備などについて、同じ水準のサービスを受ける権利があります。このサービスを標準的なサービスと呼ぶことにします。財政力指数は、地方公共団体による標準的なサービスに必要なお金を、自力でどのくらい調達できているか、つまり「十分な収入が確保できているか」を示す指標です。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{自力で調達できるお金(基準財政収入額)}}{\text{標準的なサービスに必要なお金(基準財政需要額)}}$$

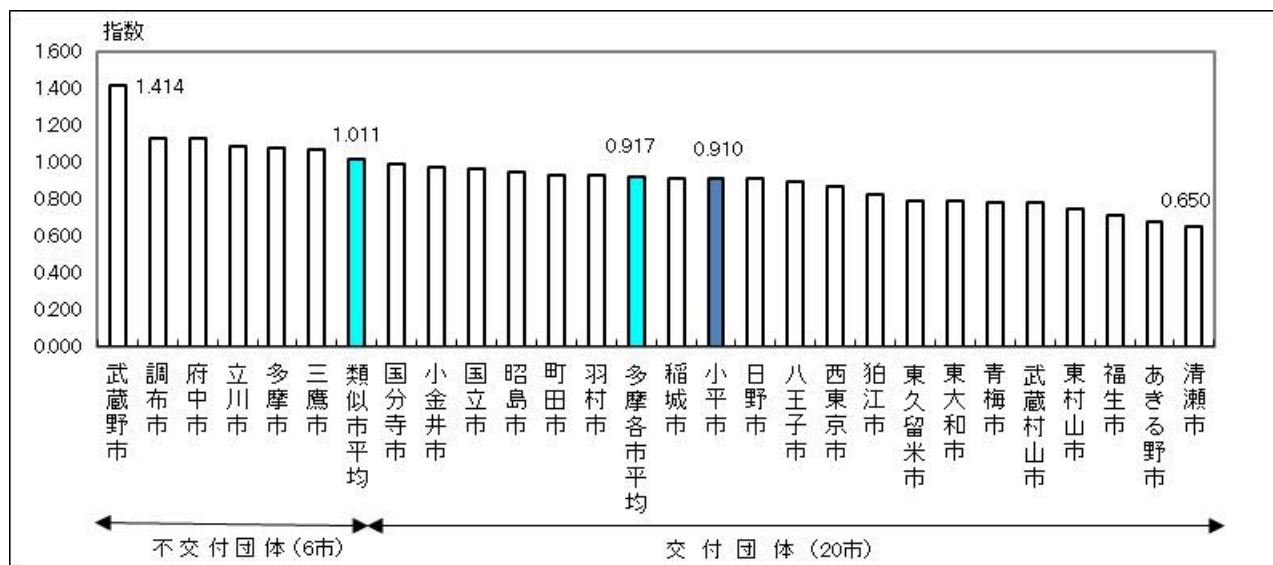
この指数が単年度で1を超えていれば、標準的なサービスを自力で提供できることを意味します。1以下であれば、不足分を国から交付される「普通交付税」により補てんすることになります。平成21年度までは基準財政収入額が基準財政需要額を上回るため不交付団体に、平成22年度以降は基準財政需要額が基準財政収入額を上回るため交付団体となっています。

図表5-1 財政力指数の推移（単年度）



過去10年間においては、市税収入の減少や扶助費の増加などにより交付団体となり、平成25年度以降、指数は1をわずかに下回る数値で推移していましたが、令和3年度は普通交付税の再算定が行われたことにより、基準財政需要額が増加したことから、前年度から大きく下回りました。

図表5-2 各市の財政力指数（単年度）



26市順位は高い方から14番目であり、類似市単純平均1.011及び多摩各市平均0.917を下回っています。令和3年度の数値は下降し、交付団体20市の中では中位に位置しています。

2 財政に余裕はあるの？（経常収支比率）

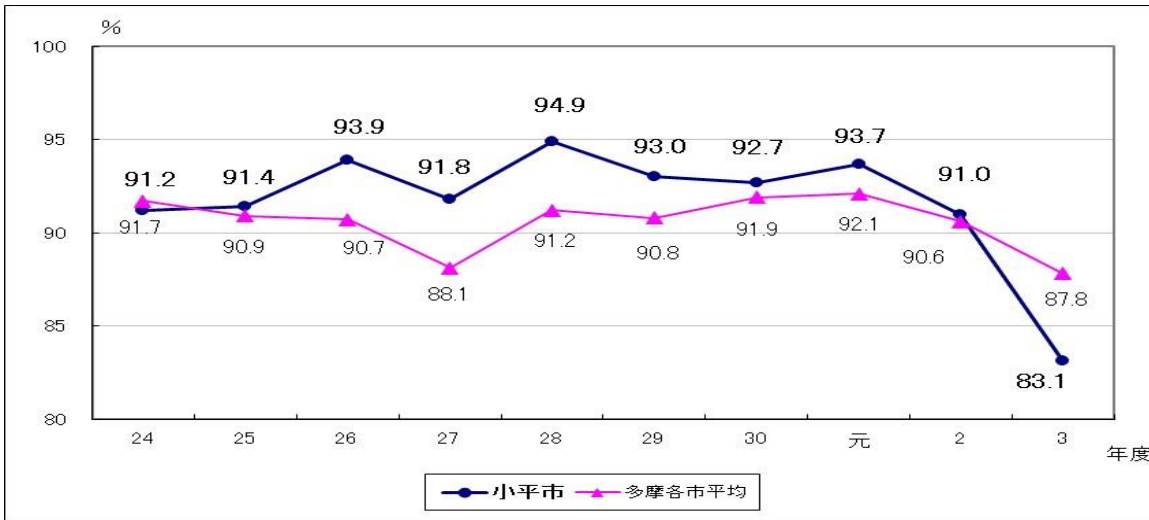
経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源（「経常経費充当一般財源」といいます。）の、市税などのように毎年度経常的に収入される一般財源（「経常一般財源」といいます。）に対する割合をみることで、その団体の財政構造の弾力性を判断するものです。家計に例えると、給料などの定期的に入ってくるお金に対して、家賃、食費、光熱水費、借金の返済などのあらかじめ使い道が決まっているお金の割合がどの程度なのかを示したものです。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源(毎年度使い道が決まっているお金)}}{\text{経常一般財源(毎年度定期的に入ってくる自由に使えるお金)}} \times 100$$

毎年定期的に入ってくるお金が多く、毎年使い道が決まっているお金が少なければ、自由に使えるお金が多くなります。つまり、経常収支比率の数値が低いほど、新しい事業や建設事業などにお金を振り分けることができます。

小平市の令和3年度の経常収支比率は83.1%ですから、定期的に入ってくるお金を10,000円とすると、8,310円はその使い道が決まっており、新しい事業などに使えるお金は1,690円になります。

図表5-3 経常収支比率の推移



過去10年間に於いて、平成26年度は普通交付税や臨時財政対策債の借入額の減により経常一般財源が減となったことに加え、物件費や扶助費の増などによる経常経費充当一般財源の増により、比率が悪化しています。

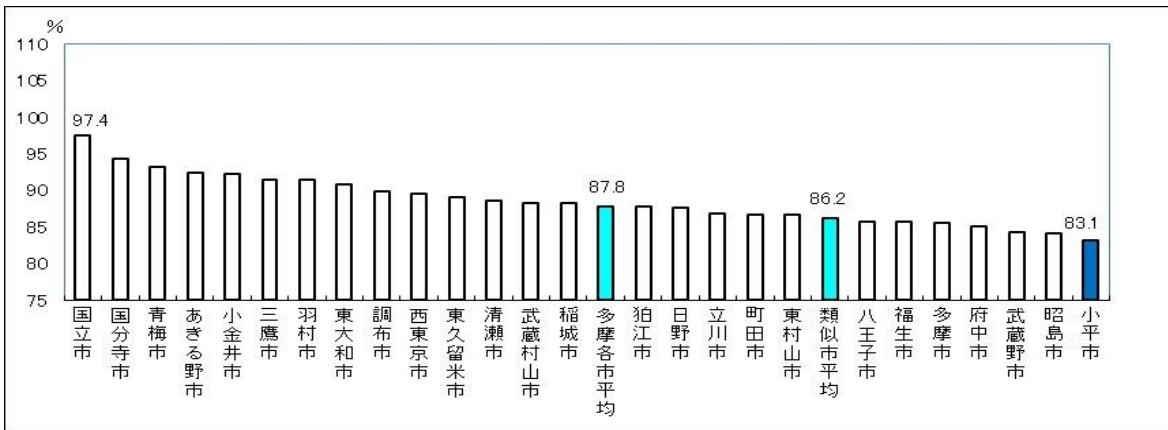
平成27年度は、消費税率の引き上げの影響による地方消費税交付金の増などにより経常一般財源が増加したことなどから、前年度と比べ改善しましたが、平成28年度は普通交付税、臨時財政対策債や地方消費税交付金が減となるなど経常収支比率は悪化しました。

平成29年度及び平成30年度は、市税、普通交付税等が前年度に比べ増となり、臨時財政対策債の借入れも増となったことから、経常収支比率は改善しました。

令和元年度の経常一般財源はほぼ前年度並みでしたが、補助費等の増などにより経常経費充当一般財源が増となったため、経常収支比率は悪化しました。

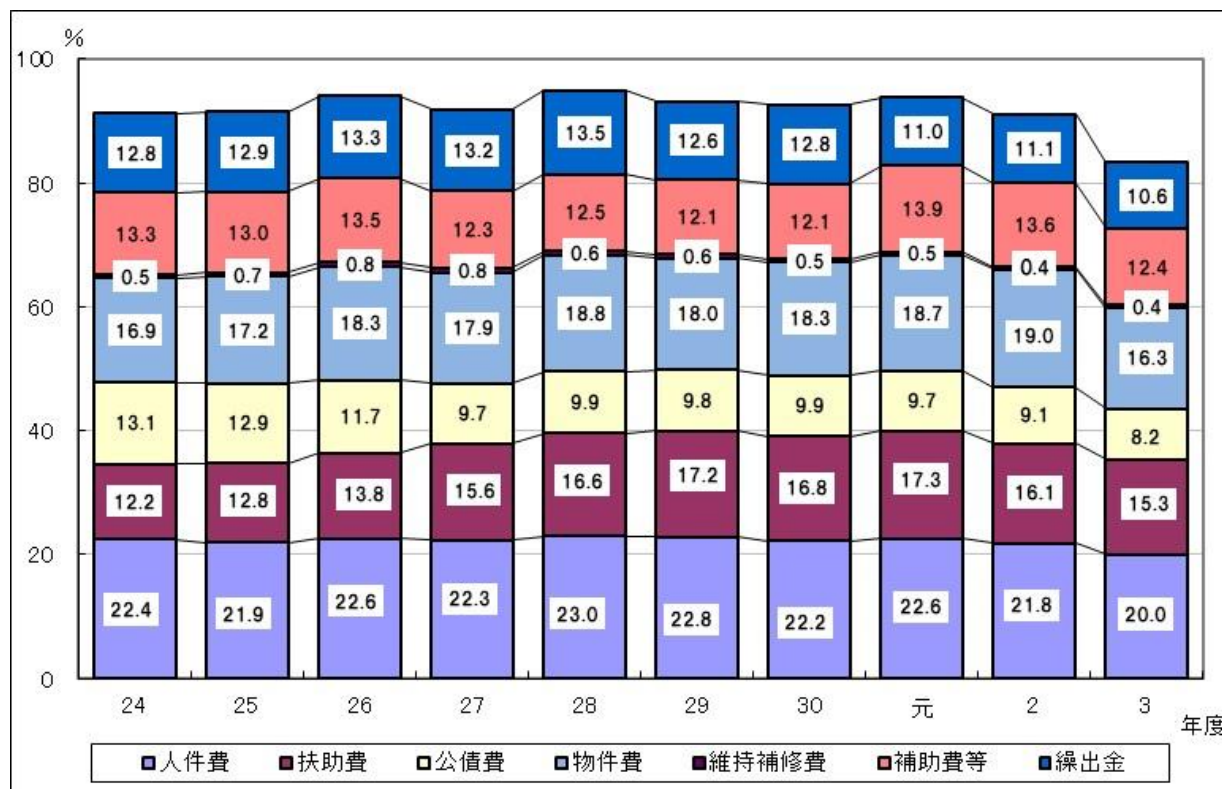
令和2年度、特に令和3年度は、前年度に比べ地方交付税、臨時財政対策債や地方消費税交付金など経常一般財源が増、物件費や公債費などの経常経費充当一般財源が減となったことで、一時的なものと想定していますが、経常収支比率は大きく改善しました。

図表5-4 各市の経常収支比率



令和3年度の比率は83.1%と前年度から7.9ポイントの大幅な改善となりましたが、依存財源である地方交付税の臨時費目の創設による普通交付税の増が主な要因で、一時的な改善と捉えています。

図表5-5 経常収支比率内訳の推移



図表5-5は経常収支比率の性質別の内訳を示した推移です。

令和3年度は、維持補修費を除いた全ての歳出で比率が改善しました。物件費については、給食センター運営経費、予防接種事業に係る委託料の減少などにより改善しました。人件費は、退職手当の減少などにより改善しました。

《経常一般財源》

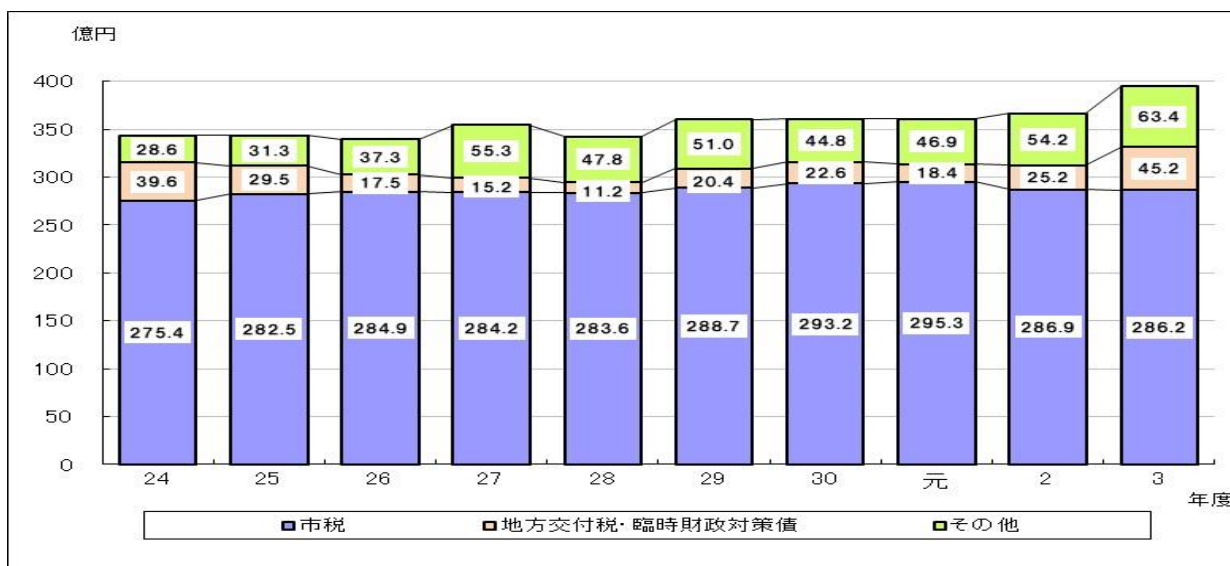
経常収支比率の改善には、分母である毎年定期的に入ってくる自由に使えるお金（経常一般財源）が増えることが必要となります。

下のグラフは過去の経常一般財源の推移です。経常一般財源は市税が大半を占めており、ゆるやかな微増傾向にありましたが、令和2年度以降はコロナ禍の影響もあり、減少しています。

令和3年度においては、市税は微減となりましたが、地方消費税交付金や地方交付税、臨時財政対策債の増などにより、経常一般財源は前年度と比べ増加しました。

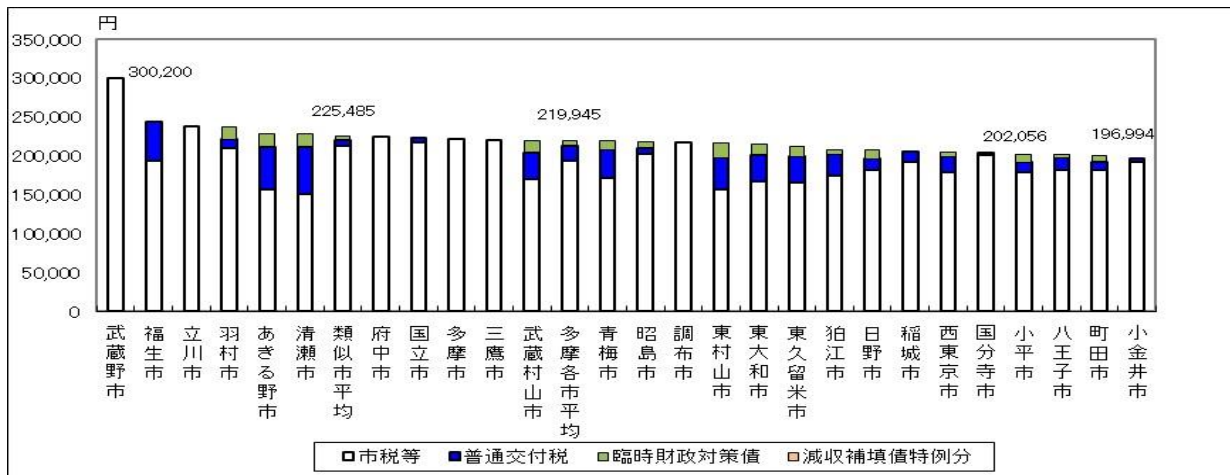
臨時財政対策債は経常一般財源ではありませんが、普通交付税の代替措置であることから、借入額は経常収支比率の分母の経常一般財源に加えられます。臨時財政対策債の借入額の推移をみると、令和3年度は前年度に比べて6億円増加しています。

図表5-6 経常一般財源の内訳推移



※その他：譲与税・交付金、使用料、財産収入、諸収入

図表5-7 市民一人当たりの経常一般財源



令和3年度の市民一人当たりの経常一般財源は20万2,056円となり、類似市平均22万5,485円、多摩各市平均21万9,945円を下回っており、26市中では23位となっています。

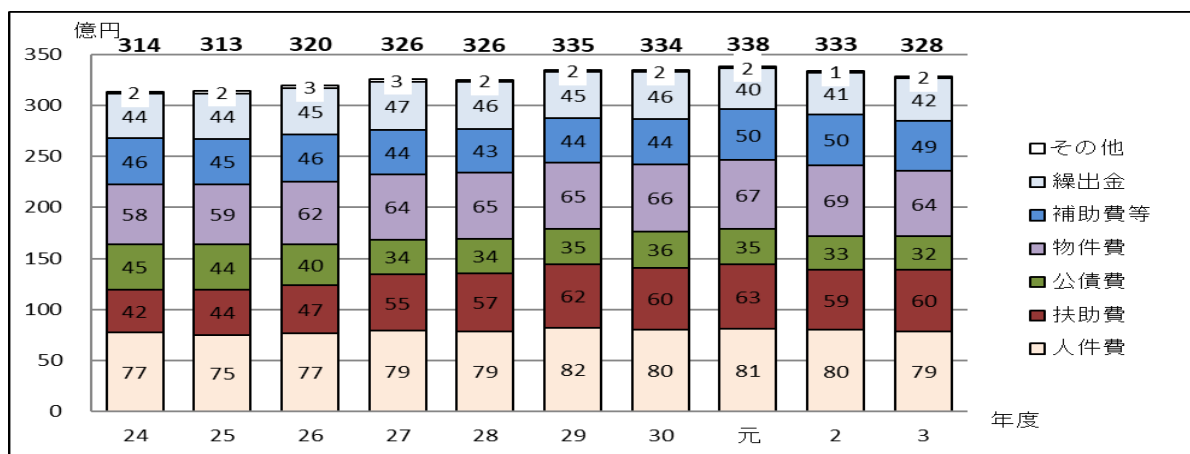
市民一人当たりの経常一般財源は、全体的に市民一人当たりの市税が多い団体が上位となっています。しかし、小平市は市民一人当たりの市税が26市中17位であるのに対し、経常一般財源では23位まで順位が下がっています。これは、普通交付税額の影響によると考えられます。小平市の市民一人あたりの普通交付税額が交付団体20市中14位と少ないため、順位が下がったと考えられます。

《経常経費充当一般財源》

図表5-8は、経常収支比率を算出する際の分子にあたる経常経費充当一般財源の性質別内訳の推移です。この10年間で約14億円増加しています。10年前と比較すると公債費は約13億円減少していますが、扶助費が約18億円、物件費が約6億円増加しています。経常経費充当一般財源総額は増加傾向にありましたが、令和2年度からはコロナ禍の影響もあり微減が続いています。

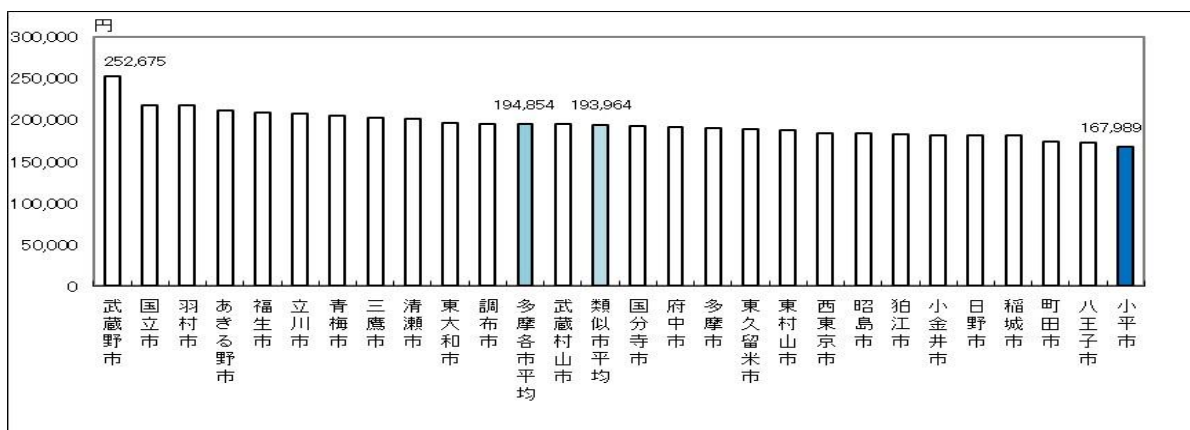
図表5-9は、令和3年度の市民一人当たりの経常経費充当一般財源です。小平市は16万7,989円となり、多摩各市平均19万4,854円、類似市平均19万3,964円を下回っており、26市中では26位となっています。

図表5-8 経常経費充当一般財源の性質別内訳の推移



※その他：維持補修費、投資及び出資金

図表5-9 市民一人当たりの経常経費充当一般財源



図表5-10は、経常収支比率の分母に臨時財政対策債を加える場合と加えない場合の比較をあらわしています。

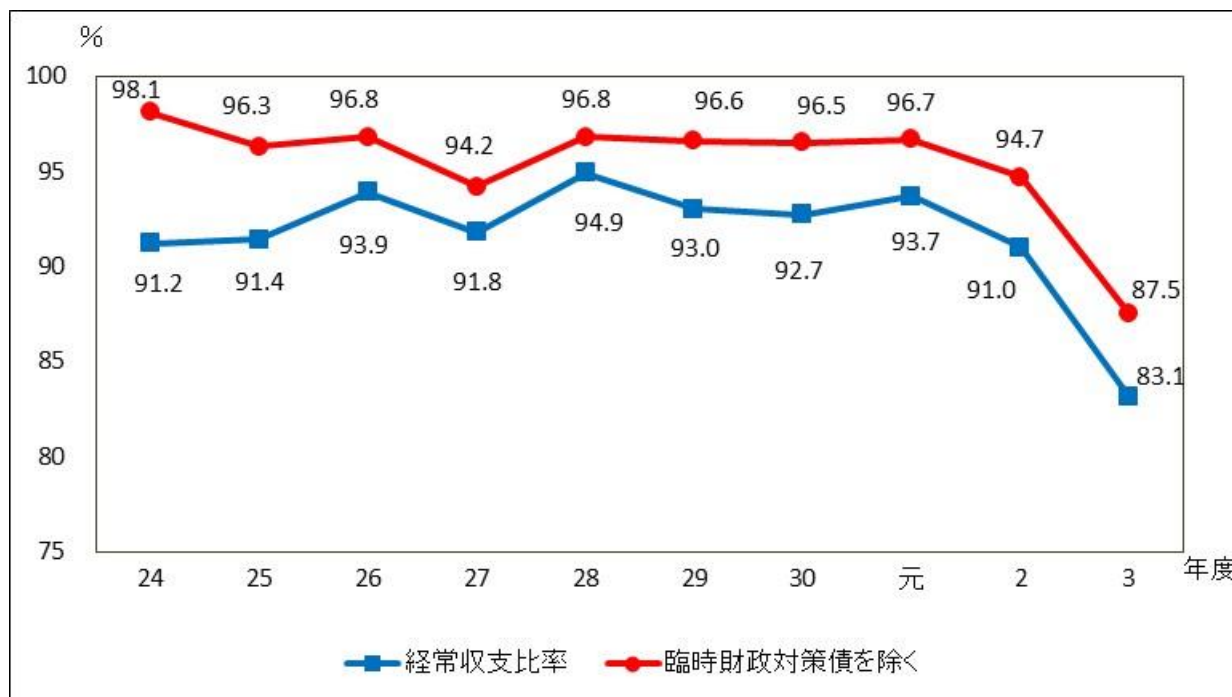
令和3年度については、臨時財政対策債を分母に加えない場合の比率は87.5%となり、加える場合と比べると4.4ポイントの悪化となります。

令和2年度と令和3年度の推移をみると、臨時財政対策債を分母に加えない場合は比率が7.2ポイントの改善となっています。加えた場合は7.9ポイントの改善となります。これは、令和3年度における臨時財政対策債の借入額が増加したことによる影響と言えます。

臨時財政対策債は普通交付税の代替措置として借り入れる市債であり、普通交付税の不交付団体となった際は将来の負担となるため、借り入れについては抑制するなど、財政状況を踏まえた検討が必要です。

なお、平成24年度のように、臨時財政対策債等を加えた経常収支比率と加えない比率の差が大きい場合は、臨時財政対策債の借り入れが多かった年となります。

図表5-10 臨時財政対策債等の有無による経常収支比率の比較



図表5-11 各市の経常収支比率の内訳

	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	繰出金	その他	計
八王子市	21.8	18.5	10.2	15.1	6.8	11.3	2.0	85.7
立川市	21.4	16.4	6.3	21.2	10.5	9.6	1.6	86.8
武蔵野市	20.8	12.9	3.4	26.5	11.8	7.3	1.5	84.2
三鷹市	22.1	16.1	8.8	20.7	13.8	9.2	0.8	91.5
青梅市	22.2	17.9	10.7	15.9	16.5	9.2	0.8	93.1
府中市	17.0	14.9	6.3	24.7	11.0	9.0	2.3	85.1
昭島市	21.2	14.7	7.9	18.2	10.0	11.0	1.1	84.1
調布市	22.1	11.6	6.8	21.6	17.3	9.4	1.0	89.8
町田市	22.6	15.5	8.3	16.9	9.5	12.7	1.2	86.7
小金井市	22.5	15.7	9.3	20.6	13.2	10.1	0.8	92.2
小平市	20.0	15.3	8.2	16.3	12.4	10.6	0.4	83.1
日野市	23.7	15.8	8.6	15.5	12.0	10.9	1.1	87.6
東村山市	21.1	13.4	12.2	16.9	9.6	12.7	0.8	86.7
国分寺市	24.3	17.1	7.7	23.3	11.3	10.0	0.6	94.3
国立市	28.5	17.3	10.0	16.3	13.6	11.1	0.6	97.4
福生市	23.9	15.6	5.2	18.0	11.8	10.7	0.6	85.7
狛江市	22.8	14.3	9.8	16.4	12.3	11.7	0.3	87.7
東大和市	23.1	17.3	9.6	17.6	10.2	12.1	0.9	90.8
清瀬市	24.6	16.0	11.3	15.2	8.3	12.8	0.4	88.5
東久留米市	20.9	18.4	8.5	17.2	10.7	12.8	0.5	89.0
武蔵村山市	20.6	20.7	8.0	16.9	10.1	11.2	0.7	88.3
多摩市	22.0	12.8	5.5	22.2	11.5	10.5	1.0	85.5
稲城市	25.9	16.9	10.5	19.3	6.8	8.3	0.5	88.2
羽村市	23.6	18.4	7.4	15.7	15.4	9.4	1.5	91.4
あきる野市	22.5	11.9	12.3	16.4	17.0	11.1	1.2	92.3
西東京市	22.4	13.3	10.9	18.6	11.9	11.7	0.6	89.5
平均	22.4	15.7	8.6	18.6	11.7	10.6	1.0	88.7

図表5-11は、各市の経常収支比率の内訳です。小平市の経常収支比率をみると、低い方から数えて、人件費、その他は2番目となっていますが、補助費等は19番目と、他市に比べてやや高い比率となっています。

令和2年度と比較すると、物件費が2.7ポイント、人件費が1.8ポイント、補助費等が1.2ポイント、公債費が0.9ポイント、扶助費が0.8ポイント、繰出金が0.5ポイント減少しました。その結果、全体で7.9ポイントの減少となりました。

経常収支比率を1%下げするためには、経常一般財源を約5億4千万円増やすか、経常経費充当一般財源を約3億9千万円削減する必要があります。市税を中心に経常一般財源を確保しつつ、歳出の圧縮に努め、事業や施設の見直しをする必要があります。

3 財政の健全性は？（健全化判断比率）

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（＝「財政健全化法」）が成立しました。これまでも地方財政再建促進特別措置法（＝「財政再建法」）により、自治体財政の再建が行われてきましたが、財政再建法では、一般会計の赤字を対象にした指標のみが判断基準であったため、特別会計などに赤字を抱えている場合については早期発見ができなかったことなどから、制度が抜本的に見直されました。

「財政健全化法」の特徴としては、次の点があげられます。

- ① 「早期健全化」「財政再建」の2段階で財政悪化をチェックする
- ② 財政の健全性に関する指標として、4つの健全化判断比率を算定する
- ③ 指標が一定以上になると「財政健全化計画」「財政再生計画」を定め、早急に改善に努めなければならない

自治体に求められる4つの健全化判断比率は次のとおりです。

実質赤字比率	フロー指標	一定期間内の収支勘定を見る指標
連結実質赤字比率		
実質公債費比率		
将来負担比率	ストック指標	ある時点での資産の量を測る指標

また、その目的を自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」としています。従来の普通会計のみの財政状況の分析から、特別会計の財政状況、一部事務組合や広域連合への負担金・補助金の状況、さらには地方公社・第三セクターの債務までを新たにチェック対象とし、実質的な負債を明らかにした形での財政状況を公表することとしています。

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務づけられています。

図表5-12 小平市の比率

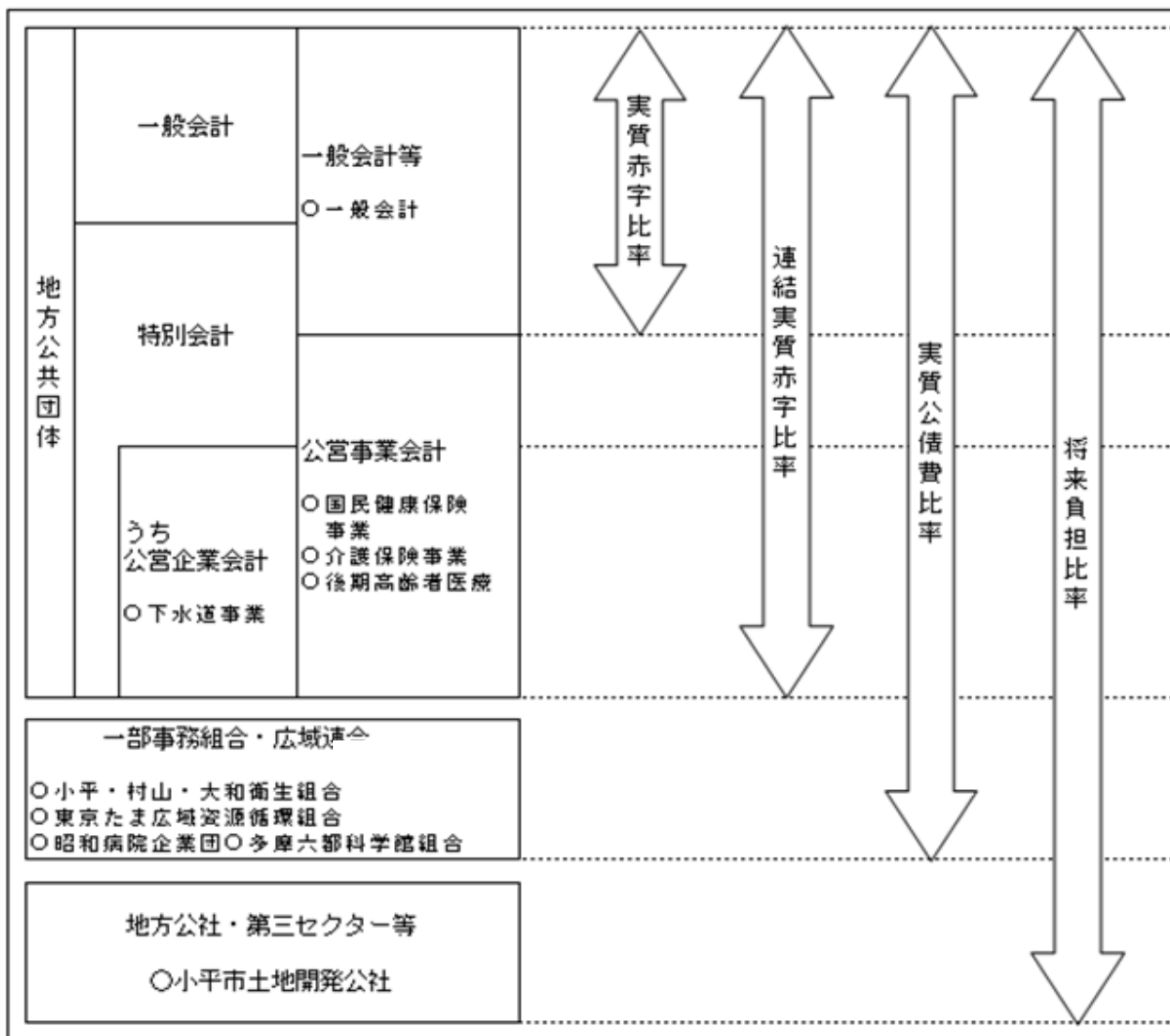
	小平市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※	—	11.51%	20.00%
連結実質赤字比率 ※	—	16.51%	30.00%
実質公債費比率	2.0%	25.00%	35.00%
将来負担比率 ※	—	350.00%	

※ 黒字、将来負担比率がない場合は「—」で表示

4つの健全化判断比率については、総務省の定める基準値を超えた場合には、その比率により、「早期健全化団体」、または「財政再生団体」となります。

小平市の令和3年度決算における各比率は上の表のとおりです。いずれも基準値を下回っており、健全化団体等へ移行することはありません。

健全化判断比率の対象



なお、4指標の計算式は次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことです。黒字か赤字かを判断する指標で、黒字の場合は「－」となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(A) + (B)}{\text{標準財政規模}}$$

A：一般会計実質赤字額

B：特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

(※) 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む。

(2) 連結実質赤字比率

全会計の赤字額から黒字額を引いた額（「連結赤字額」といいます）を、標準財政規模で割った比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(C) + (D) - \{(E) + (F)\}}{\text{標準財政規模}}$$

C：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

D：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

E：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

F：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。収入のうちどのくらいを借金の返済に充てているかを示すもので、一部事務組合等も含めて判断します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{G}) - (\text{H}) + (\text{I}) + (\text{J}) + (\text{K}) - (\text{L})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - (\text{L})}$$

G：一般会計の元利償還金

H：都市計画税充当可能額

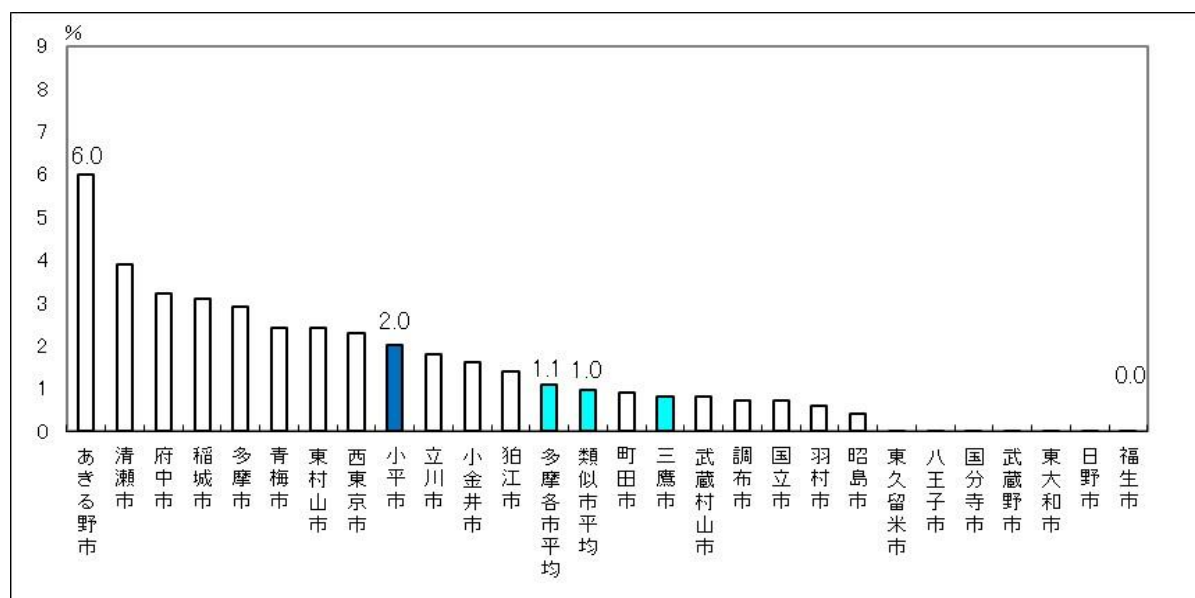
I：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

J：一部事務組合への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

K：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

L：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

図表5-13 令和3年度における26市の実質公債費比率



令和3年度の実質公債費比率は、小平市は2.0%となり、多摩各市平均の1.1%、類似市平均の1.0%を上回る数値となっています。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入の何年分であるかを表した指標です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(M) - \{ (N) + (O) + (P) \}}{\text{標準財政規模} - (Q)}$$

M：将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

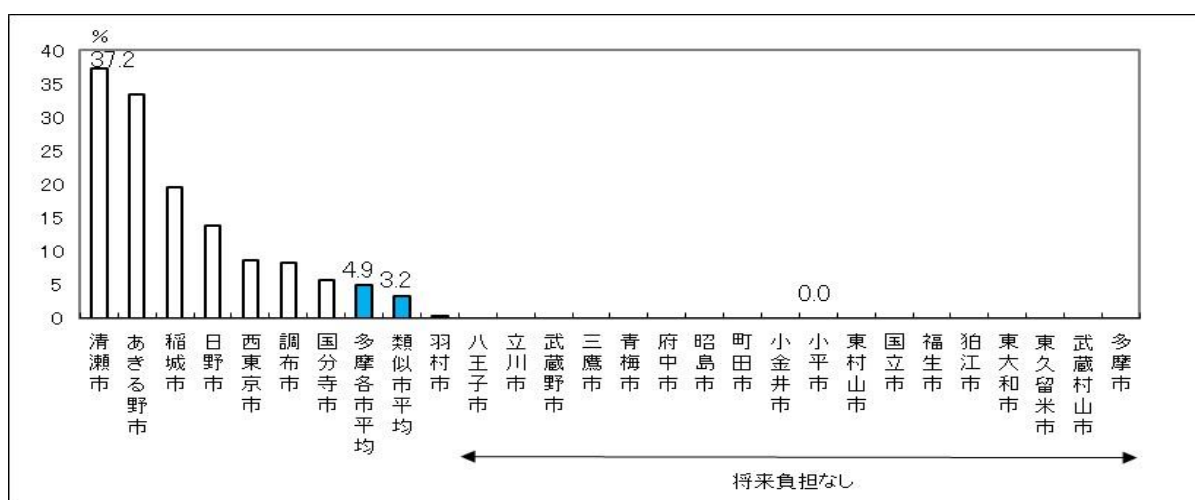
N：充当可能基金額

O：地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

P：地方債の償還額等に充当可能な特定な歳入見込額

Q：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

図表5-14 令和3年度における26市の将来負担比率



令和3年度における小平市の将来負担比率は△24.5%で、令和2年度に比べ9.9ポイント改善しており、多摩各市単純平均の4.9%、類似市単純平均の3.2%より低い数値となっています。

(5) 早期健全化基準、財政再生基準は大丈夫なのか

健全化判断比率が早期健全化基準及び財政再生基準となる場合は、以下のとおりです。

健全化判断基準	小平市の指数	早期健全化基準		財政再生基準	
		基準値	小平市を超えるには	基準値	小平市を超えるには
実質赤字比率	「－」 約63億1千万円の黒字	11.51%	約43億8千万円の赤字となった場合	20.00%	約76億1千万円の赤字となった場合
連結実質赤字比率	「－」 約88億5千万円の黒字	16.51%	約62億9千万円の赤字となった場合	30.00%	約114億2千万円の赤字となった場合
実質公債費比率	2.0%	25.0%	公債費償還金が、現在の約32億3千万円から約115億1千万円となった場合	35.0%	公債費償還金が、現在の約32億3千万円から約150億8千万円となった場合
将来負担比率	「－」 △24.5%	350.0%	地方債現在高が、現在の約254億円から約1,590億円となった場合	/	

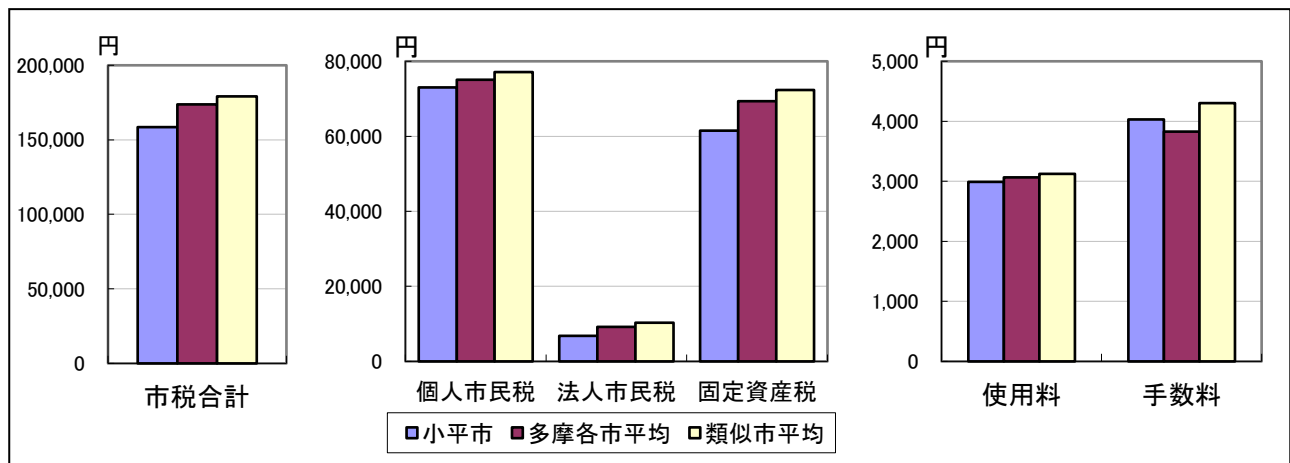
早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに、実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。

財政再生基準を超えた場合は、地方債の起債制限を受けるとともに、議会の議決を経て「財政再生計画」の策定が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。

第6 小平市の財政構造の特徴

令和3年度の小平市の財政状況について、多摩各市との比較結果をまとめると以下のようになります。

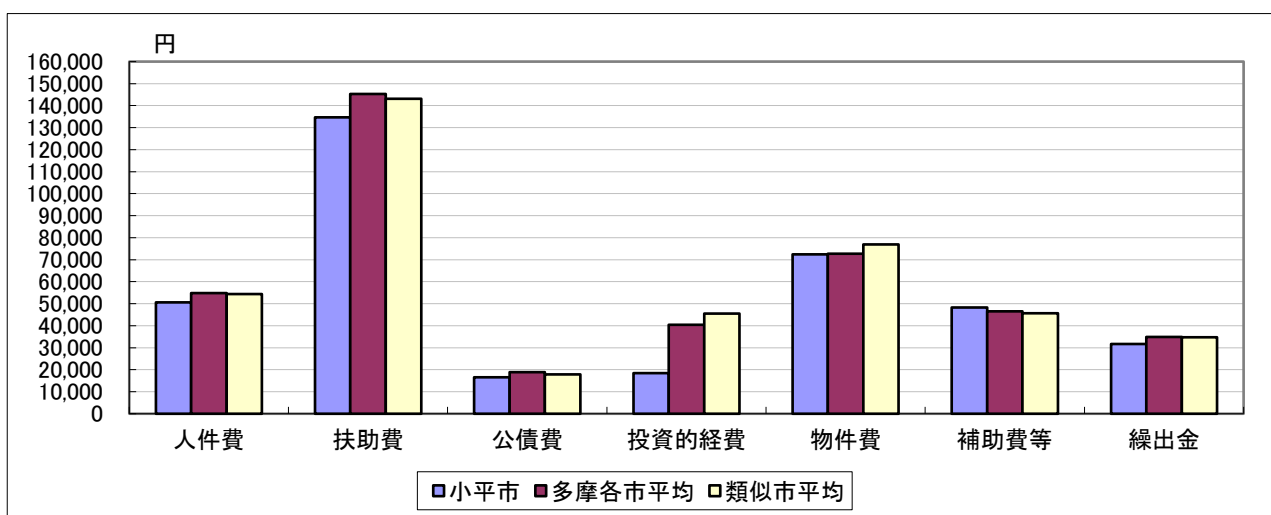
図表6-1 市民一人当たりの歳入の比較



市民一人当たりの市税全体額は多摩26市中17位となっており、多摩各市平均、類似市平均を下回っています。税目別では多摩26市中において個人市民税が11位、法人市民税が14位、固定資産税が17位となっています。

また、使用料は15位、手数料は12位となっています。

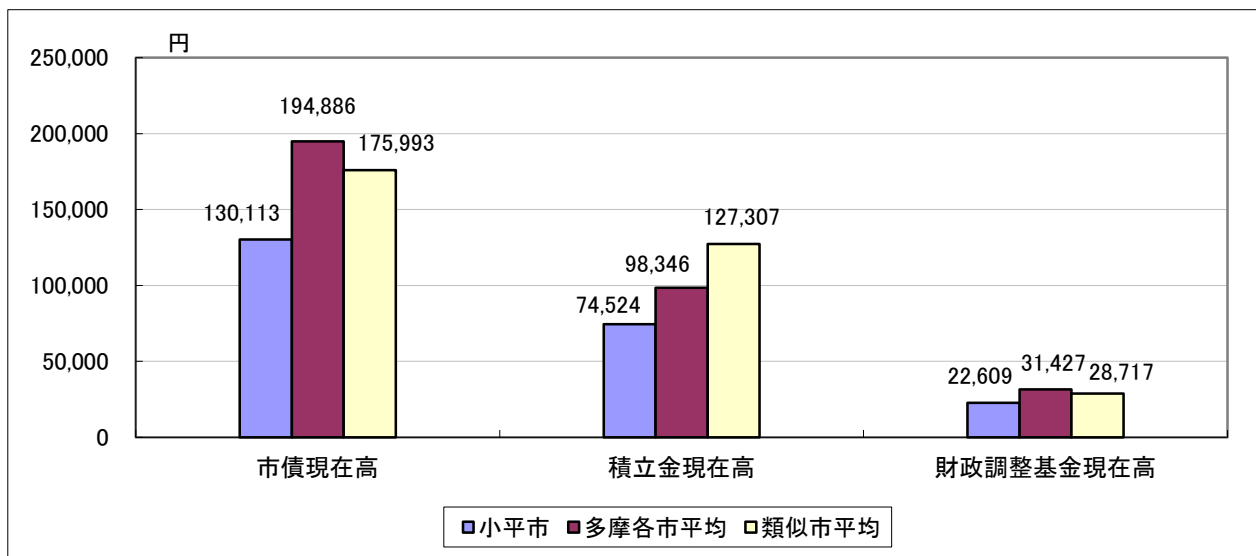
図表6-2 市民一人当たりの歳出の比較



市民一人当たりで見ると、義務的経費である人件費は24位、扶助費は21位、公債費は19位であり、多摩各市平均を下回る位置にあります。

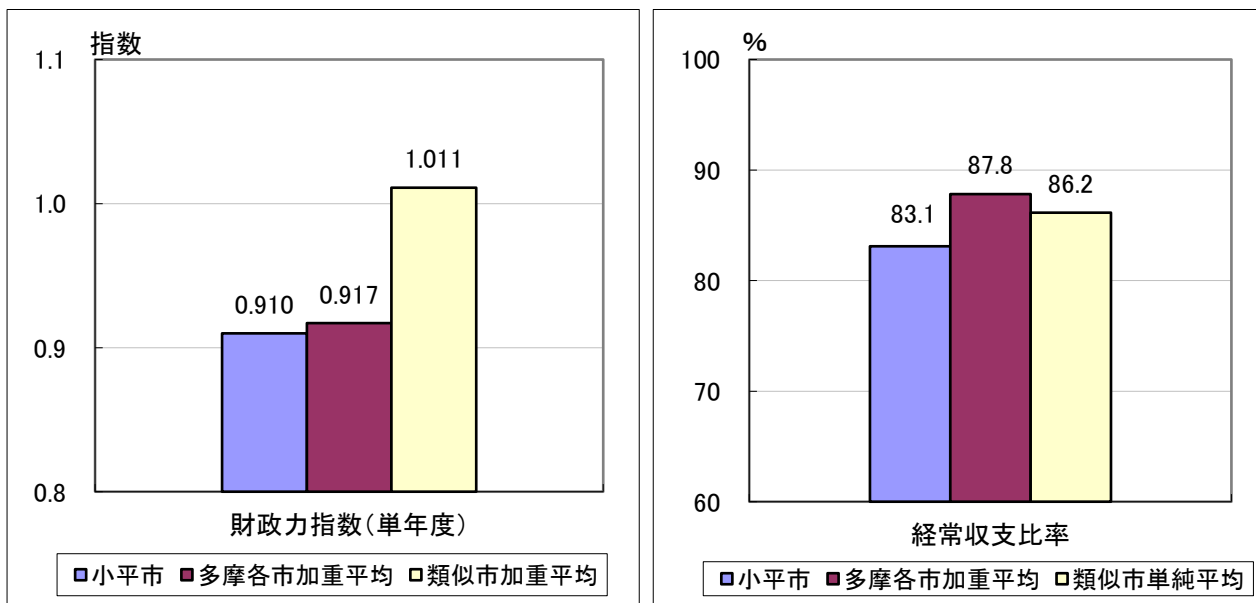
義務的経費以外については、物件費は11位、補助費等は13位と中位に位置し、投資的経費及び繰出金は24位と低い位置となっています。

図表6-3 市民一人当たりの市債、積立金現在高及び財政調整基金現在高の比較



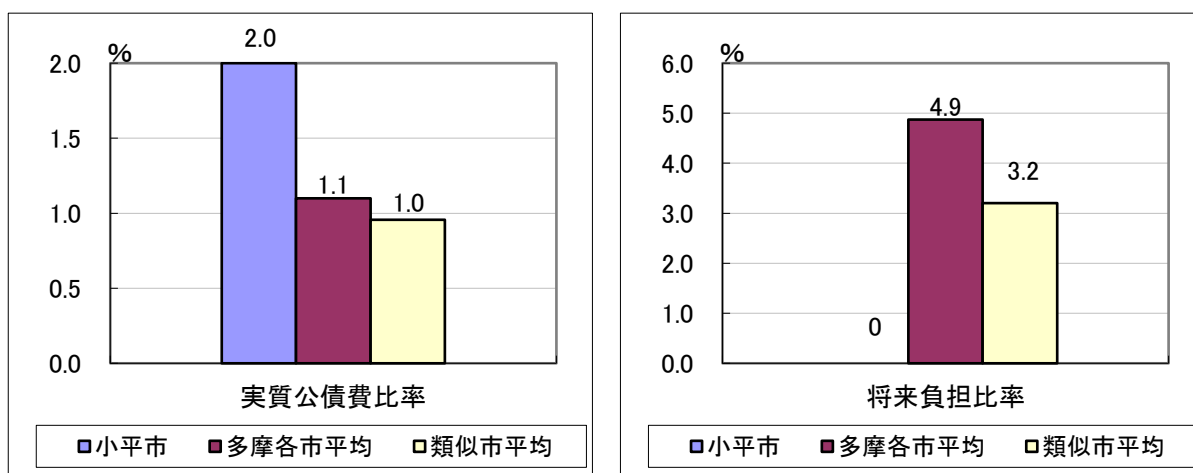
市の借金である市債現在高は、市民一人当たりでは現在高が少ない方から数えて4番目です。市の貯金にあたる積立金現在高は、現在高が多い方から数えて15番目となっています。また、年度間の財源調整や災害などの不測の事態に備えるための財政調整基金は、現在高が多い方から数えて22番目となっています。

図表6-4 財政指標の比較



財政力の強弱を示す財政力指数(単年度)は、0.910となり、多摩26市中14位となりましたが、交付団体20市の中では8位に位置しています。財政の弾力性をあらかず経常収支比率は83.1%で、多摩26市中で最も低くなっています。

図表6-5 財政健全化指標の比較



収入に占める公債費の割合を示した実質公債費比率は数値の高い方から9番目、将来負担すべき債務を示した将来負担比率は26市中18市が該当する0以下になっています。

歳入では、市税が大手法人の業績回復に伴う法人市民税の増はあったものの、個人市民税の減や税制改正等により、前年度から微減となりました。また、特別定額給付金給付事業の終了に伴い国庫支出金が大幅に減となったほか、地方交付税の増に伴い基金繰入金を減少させたことなどから、歳入全体の額としては前年度を大きく下回っています。

歳出では、特別定額給付金給付事業の終了などにより補助費等が大幅に減少したほか、花小金井南中学校地域開放型体育館新築工事の終了などに伴う投資的経費の減少などにより、歳出全体の額は前年度を大きく下回る結果となりました。

普通会計の市債現在高は、後年度の公債費を減少させるため、市債借入額を償還額以下に抑えるよう借入れを慎重に行ってきたことで、市民一人当たりの市債現在高については、多摩各市平均よりも低い数値となっています。今後は、これまでの市債現在高の減少を活かして、後年度の過度な負担とまらない範囲で、公共施設の更新や都市計画事業を円滑に進めるための財源とすることから、市債現在高は増加していくと考えています。

積立金現在高は、市民一人当たりでは多摩各市平均、類似市平均よりも低い数値となり、災害などの不測の事態に備えるための財政調整基金においては、多摩各市の中でも低い水準で推移していることから、今後の財政需要に備えるためにも基金残高の確保に取り組む必要があります。

財政の弾力性を示す経常収支比率の分子と分母を見ると、前年度に比べ地方消費税交付金や地方交付税、臨時財政対策債の増などにより分母の経常一般財源は前年度と比べ増加し、また、物件費充当分の経常一般財源の減などにより分子の経常経費充当一般財源が減少したことで、経常収支比率は令和2年度と比べ7.9ポイント改善しました。

財政健全化判断比率の将来負担比率は、平成 22 年度から 11 年連続で将来負担がマイナスとなりました。また実質公債費比率は、令和 3 年度単年度の実質公債費比率は令和 2 年度と比べ改善しており、3 ヶ年平均では令和 2 年度から変動はありませんでしたが、類似市及び多摩各市平均を上回る結果となっています。

市全体の債務残高の減少に伴い、健全化判断比率は低い数値で推移しています。

今後、歳入の根幹となる市税においては、経済状況の先行きが不透明な中、社会経済を支える生産年齢人口の減少やふるさと納税による市税の流出などにより、大幅な増は見込めない状況にあります。

一方、歳出においては、障害者自立支援給付費等の社会福祉費や、保育園や学童クラブ等の児童福祉費、高齢化の進展による高齢者福祉費の増加のほか、老朽化する公共施設の維持補修・更新や都市計画事業等の投資的経費の増加も見込まれます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した中、エネルギーや輸入原材料価格の高騰、物流・供給面での制約、急激な円安の影響などにより、歳出全体としても増加傾向は続くものと思われま

す。ウィズコロナの歩みが進められつつある中、今後の社会経済情勢の変化や、国等の経済対策の動向を注視しながら、財政の健全性を確保するとともに、国や東京都と役割分担をして連携しながら、安定的な市民サービスの維持に向けて行財政運営を図る必要があります。



資

料

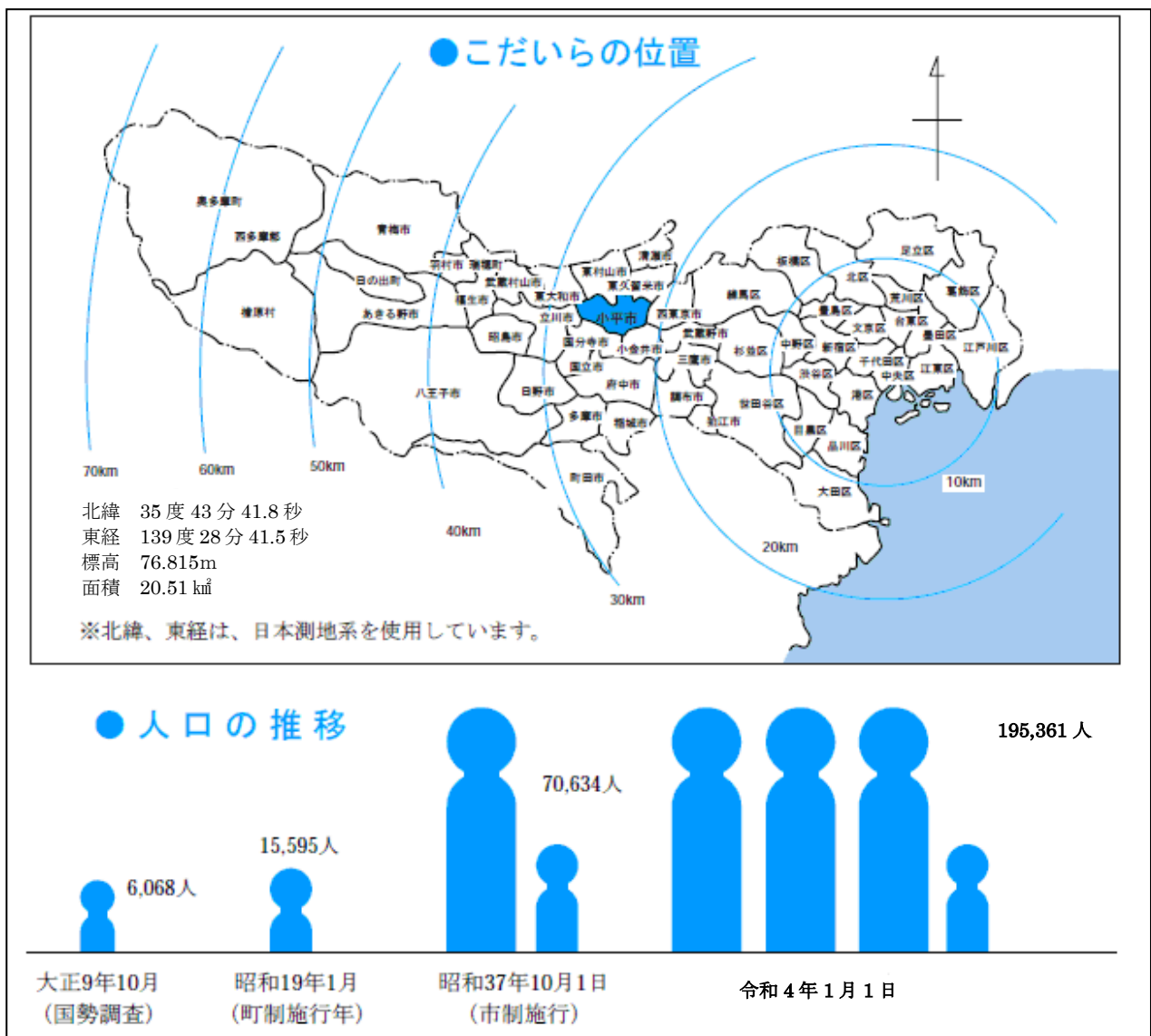
1 市の概要

小平市は、東京都多摩地区の東北部、いわゆる武蔵野台地にあり、都心から西に26kmの距離にあります。

小平の歴史を見つめてきたケヤキ並木の残る青梅街道が、市の中央部を東西に貫き、これと並行して南に五日市街道、北に東京街道、新青梅街道が、さらに南北には府中街道、新小金井街道、小金井街道が通り抜けています。

また、五日市街道にそって玉川上水があり、その沿道は緑の散歩道として市民に親しまれています。

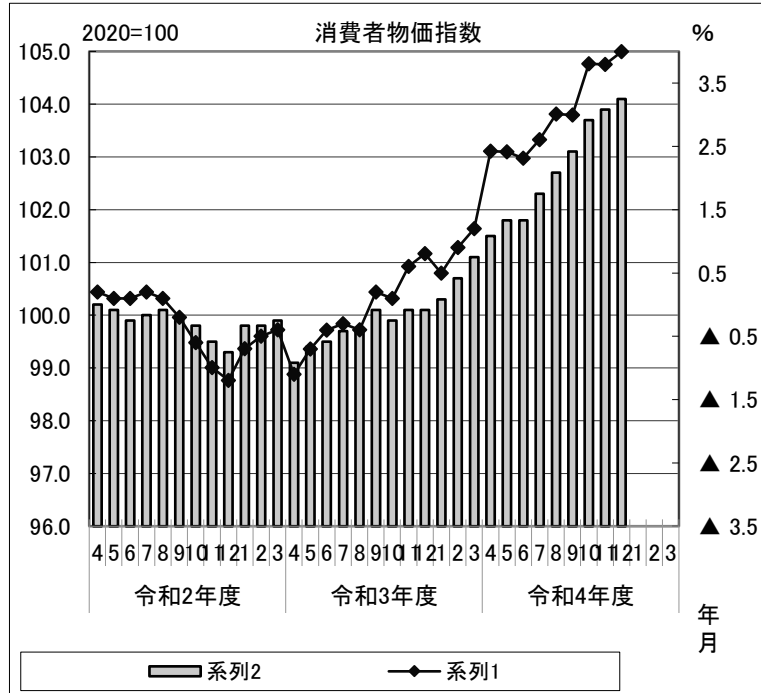
鉄道は、JR 武蔵野線、西武新宿線、西武国分寺線、西武多摩湖線、西武拝島線が通り、市内には7駅があり、市の境には3駅があります。



2 消費者物価指数の推移

(単位：%)

		全 国 (2020=100)	前年同月比 (単位：%)	
令和 2 年 度	4	100.2	0.2	
	5	100.1	0.1	
	6	99.9	0.1	
	7	100.0	0.2	
	8	100.1	0.1	
	9	99.9	▲ 0.2	
	10	99.8	▲ 0.6	
	11	99.5	▲ 1.0	
	12	99.3	▲ 1.2	
	2 0 2 0	1	99.8	▲ 0.7
		2	99.8	▲ 0.5
		3	99.9	▲ 0.4
	令和 3 年 度	4	99.1	▲ 1.1
5		99.4	▲ 0.7	
6		99.5	▲ 0.4	
7		99.7	▲ 0.3	
8		99.7	▲ 0.4	
9		100.1	0.2	
10		99.9	0.1	
11		100.1	0.6	
12		100.1	0.8	
2 0 2 1		1	100.3	0.5
	2	100.7	0.9	
	3	101.1	1.2	
令和 4 年 度	4	101.5	2.4	
	5	101.8	2.4	
	6	101.8	2.3	
	7	102.3	2.6	
	8	102.7	3.0	
	9	103.1	3.0	
	10	103.7	3.8	
	11	103.9	3.8	
	2 0 2 2	12	104.1	4.0
		1		
2				
3				



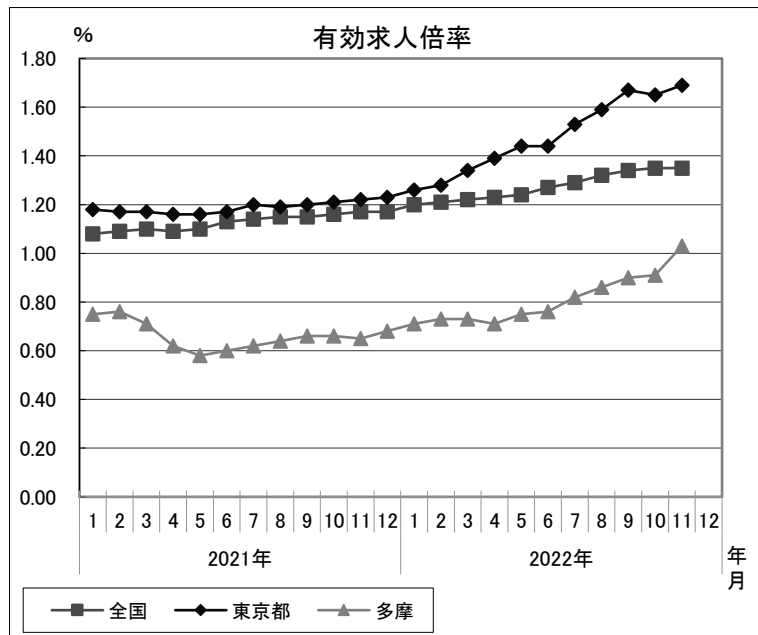
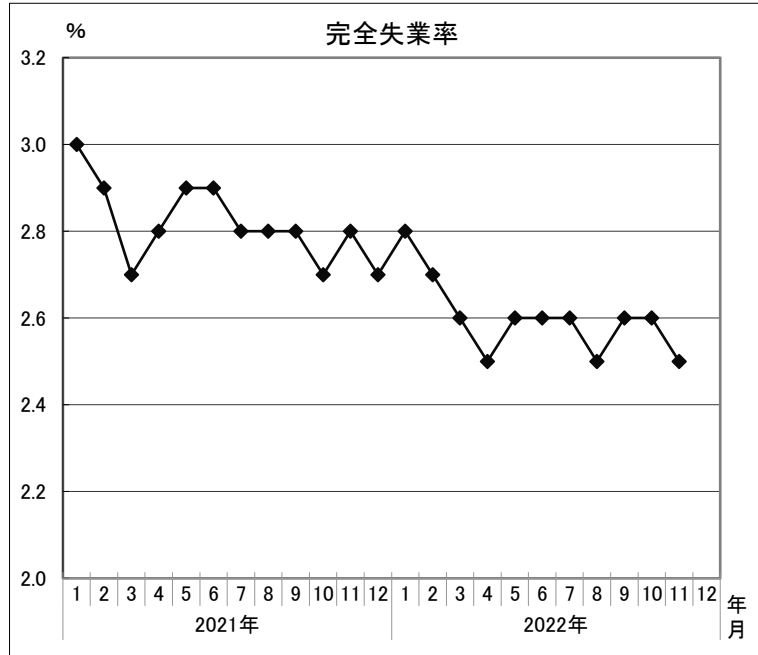
消費者物価指数は、物とサービスの小売価格の水準を示す指数で、サービスのウエイトが高いのが特徴です。サービス価格はコストに占める人件費の比重が高いため、需給関係だけでなく、賃金の影響も受けやすくなります。

出典：総務省「消費者物価指数月報」

3 完全失業率・有効求人倍率の推移

(単位：%)

		完全失業率	有効求人倍率		
			全国	東京都	多摩
2021年	1	3.0	1.08	1.18	0.75
	2	2.9	1.09	1.17	0.76
	3	2.7	1.10	1.17	0.71
	4	2.8	1.09	1.16	0.62
	5	2.9	1.10	1.16	0.58
	6	2.9	1.13	1.17	0.60
	7	2.8	1.14	1.20	0.62
	8	2.8	1.15	1.19	0.64
	9	2.8	1.15	1.20	0.66
	10	2.7	1.16	1.21	0.66
	11	2.8	1.17	1.22	0.65
	12	2.7	1.17	1.23	0.68
2022年	1	2.8	1.20	1.26	0.71
	2	2.7	1.21	1.28	0.73
	3	2.6	1.22	1.34	0.73
	4	2.5	1.23	1.39	0.71
	5	2.6	1.24	1.44	0.75
	6	2.6	1.27	1.44	0.76
	7	2.6	1.29	1.53	0.82
	8	2.5	1.32	1.59	0.86
	9	2.6	1.34	1.67	0.90
	10	2.6	1.35	1.65	0.91
	11	2.5	1.35	1.69	1.03
	12				



※完全失業率：季節調整値
 ※有効求人倍率：季節調整値
 出典：多摩信用金庫HP

完全失業率・労働力人口（満15歳以上で働く意思を持つ人）に占める完全失業者数の割合です。

有効求人倍率・有効求人数を有効求職数で割ったものです。

4 プライマリーバランスの推移

(単位：千円)

年度	地方債償還額 A	地方債発行額 B	財政調整基金 積立額 C	財政調整基金 取崩額 D	減債基金 積立額 E	減債基金 取崩額 F	プライマリー バランス A-B+C- D+E-F
20	4,708,888	1,116,600	545,300	780,000	50,621		3,408,209
21	4,416,488	2,142,200	558,735	860,000	823		1,973,846
22	4,471,625	2,568,800	887,150	814,000	50,533		2,026,508
23	4,446,786	3,421,700	322,817	725,000	382		623,285
24	4,517,384	3,662,234	812,657	720,000	396		948,203
25	4,428,772	2,906,000	1,173,823	530,000	426		2,167,021
26	3,978,712	2,353,600	1,377,306	720,000	425		2,282,843
27	3,428,695	2,726,100	624,364	540,000	453		787,412
28	3,398,688	1,629,692	587,085	1,880,000	343		476,424
29	3,516,766	2,300,328	821,318	500,000	73	100,000	1,437,829
30	3,565,877	3,335,890	773,503	620,000	51	100,000	283,541
元	3,493,439	2,478,062	994,048	1,110,000	1		899,426
2	3,343,309	3,401,962	1,066,498	1,130,000	1		△122,154
3	3,234,512	2,857,462	1,579,065	0	1		1,956,116

国の方式では、基礎的財政収支（プライマリーバランス）を公債の利払費と償還費を除いた歳出と公債発行収入を除いた歳入で算出していますが、小平市は地方債、財政調整基金、減債基金の増減で算出しています。

これは、国方式では、収入-支出が算入されますが、収入-支出には翌年度へ繰り越される財源なども含まれ、基礎的財政収支に加算することが適切でないと考えためです。

財政用語の解説

あ行

いじほしゅうひ

維持補修費

市が管理する公共施設を良好な状態に維持するためのお金です。

いぞんざいげん

依存財源 ⇔ 自主財源

国や都の基準により決められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などがあります。

いちじかりいれきん

一時借入金

一会計年度内において、市の手持ち現金が不足した場合に一時的に借り入れるお金です。

いちぶじむくみあい

一部事務組合

市町村がごみ処理や病院事業などの事務を複数の市町村と共同して行うため設立した団体をいいます。

いっぽんかいけい

一般会計 ⇔ 特別会計・下水道事業会計

福祉や教育などの行政サービスや、道路や公園の整備などを行う市の中心となる会計です。広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため会計を一般会計と特別会計・下水道事業会計に区別しています。

いっぽんざいげん

一般財源 ⇔ 特定財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使うことができる収入です。市税、地方交付税、各種交付金などがあります。

えいせいひ

衛生費

予防接種、健康診断などの保健衛生や、ごみの処理、リサイクルなどに使われるお金です。

か行

ぎかいひ

議会費

議員の報酬など市議会の運営に使われるお金です。

ききん 基金

特定の目的を達成するために資金を積み立てたり、運用したりするために設けられた市の貯金です。

健康福祉基金、育英基金、緑化基金などがあります。

きさいせいげんひりつ 起債制限比率

市における公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつです。地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合で、通常は3年間の平均を用います。

きじゆんざいせいしゆうにゆうがく 基準財政収入額 ⇔ 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いられるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

きじゆんざいせいしゆうがく 基準財政需要額 ⇔ 基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要に充当される一般財源を、一定の方法によって算定した額です。

ぎむてきけいひ 義務的経費

歳出のうち、その支出が義務付けられていて、任意に削減ができない硬直性の強い経費のことです。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金である公債費の3つの経費を指します。

きょういくひ 教育費

小・中学校などの学校教育や、公民館、図書館、体育施設の管理運営などの社会教育に使われるお金です。

くりいれきん 繰入金

基金の取り崩しや他会計から繰り入れたお金です。

くりこしきん 繰越金

前年度から当該年度に繰り越されたお金のことで、当該年度の歳入に編入されます。

くりこしめいきよひ 繰越明許費

歳出予算の経費のうち、その性質上又は歳入歳出予算成立後の理由により、当該年度

内に支出が終わらない見込みのものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができる経費です。

くりだしきん

繰出金

特別会計の不足分を補うためなどに、一般会計から支出されるお金です。

けいしきしゅうし

形式収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いたものです。

けいじょういっほんざいげん

経常一般財源

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入のことです。

けいじょうしゅうしひりつ

経常収支比率

人件費や公債費などのように毎年決まって支出される経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の、市税などのように毎年度決まって収入される一般財源（経常一般財源）に対する割合を見ることで、その団体の財政構造の弾力性を判断するものです。この割合が低いほど財政構造に弾力性があることとなります。

げんさいききん

減債基金

地方債の償還のために地方自治法第 241 条の規定に基づいて設けられる基金の一つをいいます。住民参加型市場公募債の満期一括償還などの財源とします。

げんぜいほてんさい

減税補てん債

恒久的な減税及び平成 15 年度税制改正における先行減税等による地方公共団体の減収分を埋めるために、地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債です。

税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に投資的経費以外の経費にも充当できます。

平成 19 年度に定率減税が廃止されたことに伴い、平成 18 年度で廃止されました。

こうえいきぎょうかいけい こうえいきぎょうかいけい

公営企業会計・公営事業会計

地方財政の実態を全国共通の統一基準で区分し直した会計で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したものです。公営企業会計には下水道事業が、公営事業会計には国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各事業が該当します。

こうさいひ

公債費

市が借り入れた借金の元金及び利子を返済するために使われるお金です。

こうさいひりつ

公債費比率

市債の償還に充てられた一般財源の、標準財政規模に対する割合をみる指標で、この数値が高いほど、将来の財政負担が拘束される度合いが強いということになり、財政硬直化の一因となります。

こうさいひふたんひりつ

公債費負担比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合のことです。

こっこししゆつきん

国庫支出金

国から市に交付されるお金で、その用途が特定されています。国と市の経費負担区分に基づき、国が市に対して支出する負担金や委託金、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等があります。

さ行

ざいさんしゆうにゆう

財産収入

市が所有する財産を貸し付け、または売り払うことにより生じる収入です。市有地の売り払い収入や基金利子などがあります。

ざいせいちょうせいきん

財政調整基金

市における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てたもので、経済の不況等により大幅な税収減となったり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に活用します。

ざいせいりよくしすう

財政力指数

普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値のことです。この指数が1を超えると普通交付税の不交付団体となります。財政力指数が高いほど財政に余裕があるといえます。統計や調査においては、通常、過去3年間の平均値を財政力指数とします。

しきい

市債

市が国や金融機関などから長期的に借り入れる資金のことです。借り入れた資金は公共施設の建設などに充てられます。

じしゆざいげん

自主財源 ⇔ 依存財源

市が自主的に収入しうる財源です。市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入などがあります。

じっしつあかじひりつ

実質赤字比率

一般会計と公営事業以外の特別会計を対象とした標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことです。

じっしつこうさいひりつ

実質公債費比率

地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標で、標準的な財政規模に対する公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の占める割合の、過去3年間の平均をいいます。公債費に充てられる特定財源や、地方交付税により措置のある財源等を除いて計算します。

じっしつしゅうし

実質収支

歳入歳出差し引き額から、繰越明許費などに係る翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

しょうこうひ

商工費

商工業の振興、育成、促進や消費生活相談などに使われるお金です。

しょうぼうひ

消防費

消防や防災に使われるお金です。

しょうらいふたんひりつ

将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入の何年間分であるかを表した指標です。土地開発公社や第三セクターの債務についても含まれます。

しょうりょうおよびてすうりょう

使用料及び手数料

使用料は公の施設の使用、利用の対価としてその使用者、利用者から徴収するお金で、公立保育園や有料自転車駐車場の使用料などがあります。

手数料は特定のものに提供するサービスに対して徴収するお金で、住民票や各種証明書の交付などの手数料があります。

しょうしゅうにゅう

諸収入

他の収入科目に含まれない収入です。延滞金、加算金及び過料、預金利子、雑入などがあります。

じんけんひ

人件費

職員の給料や委員の報酬などに使われるお金です。

そうむひ
総務費

庁舎管理、戸籍や住民基本台帳の事務、税金の賦課や徴収、選挙、統計調査などに使われるお金です。

た行

たんねんどしゅうし
単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。当該年度のみ
の収支を表します。

ちほうこうふぜい
地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の一定割合を財源として、全国
どの市町村に住んでいても一定水準のサービスが受けられるよう、国が一定基準により
市に交付するものです。

ちほうじょうよぜい
地方譲与税

国税として徴収したものを、そのまま市に対して譲与するものです。地方道路譲与税、
自動車重量譲与税などがあります。

つみたてきん
積立金

特定の目的のために設けられた基金（貯金）に積み立てるお金です。

とうしてきけいひ
投資的経費

道路、公園、学校等の施設の建設や用地の購入など社会資本の整備に要する経費であ
り、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなるお金です。

どうろとくていざいげん
道路特定財源

受益者負担の考え方にに基づき、道路の整備費を自動車利用者に負担していただく制度
です。道路特定財源に係る譲与税・交付金には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲
与税、環境性能割交付金がありますが、平成 21 年度税制改正により用途の制限が廃止さ
れました。

地方揮発油税・・・自動車の燃料であるガソリンにかかる税

自動車重量税・・・車検の際に、自動車の重量に応じて負担する税

自動車税環境性能割・・・自動車を取得する際に、燃費性能等に応じてかかる税

とくていざいげん
特定財源 ⇔ 一般財源

財源の用途が特定されている収入です。国庫支出金、都支出金、市債などがあります。

とくべつかいけい げすいどうじぎょうかいけい

特別会計・下水道事業会計 ⇔一般会計

特定の収入と支出によって運営される会計です。特定の目的のための会計で、一般会計とは区分されます。小平市では国民健康保険事業、後期高齢者医療(平成20年度創設)、介護保険事業の3つの特別会計と下水道事業会計があります。

とくべつこうふぜい

特別交付税

普通交付税の補完的な機能を果たすもので、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要等を考慮して交付されます。

と ししゅつぎん

都支出金

都が市の特定の経費に対して交付するもので、都負担金、都補助金、委託金に分類されます。

どぼくひ

土木費

都市計画、道路・橋りょう、公園、区画整理の整備などに使われるお金です。

な行

のうぎょうひ

農業費

農林水産業の振興、育成、促進などに使われるお金です。

は行

ひょうじゅんざいせい き ぼ

標準財政規模

標準的な状態で、通常収入されるであろう市の一般財源の規模を示すものです。

ふじょひ

扶助費

児童福祉法、生活保護法などの法令に基づいて支給する児童手当、生活保護費などや、市が単独で支給する現金や物品などの各種扶助にかかるお金です。

ふつうかいけい

普通会計

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なり、各団体間の財政比較が難しいため、地方財政の実態を全国共通の統一基準で区分し直した会計です。

ふつうけんせつじぎょうひ

普通建設事業費

道路、公園、学校等の施設の建設や用地の購入など、社会資本の整備に係るお金です。

ふつこうふぜい
普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、国が定めた基準によって算定されます。一定水準の行政を行うための必要経費である基準財政需要額が、標準的に徴収が見込まれる収入である基準財政収入額を上回ると、財源不足団体として普通交付税が交付されます。

ぶっけんひ
物件費

施設の光熱水費、郵送料、物品の購入や事業の委託などにかかるお金です。

ぶんたんきんおよびふたんきん
分担金及び負担金

市が行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。特定保育所等の保育料などがあります。

ほじょひとう
補助費等

各種団体への補助金や、一部事務組合への負担金などにかかるお金です。

ま行

みんせいひ
民生費

児童、高齢者、障がい者、生活保護などの社会福祉の充実を図るために使われるお金です。

ら行

りんじざいせいたいさくさい
臨時財政対策債

一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。後年度の償還額相当分については、全額地方交付税の基準財政需要額算入されることになっています。

るいじだんたい
類似団体

人口と産業構造の2要素の組み合わせによって各地方公共団体を分類し、同類型に属した団体のことです。

れんけつじつしつあかじひりつ
連結実質赤字比率

市の全ての会計の赤字額から黒字額を引いた額を、標準財政規模で割った比率です。

ろうどうひ
労働費

労働者の福祉の向上や、就労支援などに使われるお金です。

令和4年度版
小平市財政白書〈令和3年度決算〉

令和5年3月発行

編集・発行 小平市企画政策部財政課
〒187-8701
東京都小平市小川町二丁目 1,333 番地
電話 (042) 346-9504
電子メール zaisei@city.kodaira.lg.jp

¥190